

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

政府

第 65/2023/ND-CP 号

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

2023 年 8 月 23 日、ハノイにて

政令

産業財産、産業財産権保護、植物品種権保護及び知的財産の国家管理に関する

知的財産法の一部条項の詳細及び施行ガイドラインを定める

2015 年 6 月 19 日付政府組織法、2019 年 11 月 22 日付政府組織法及び地方公共組織法の一部条項の改正・補足に関する法令に基づき、

2005 年 11 月 29 日付知的財産法、2009 年 6 月 19 日付知的財産法の一部条項の改正・補足に関する法令に基づき、

2019 年 6 月 14 日付保険業法、知的財産法の一部条項の改正・補足に関する法令及び2022 年 6 月 16 日付知的財産法の一部条項の改正・補足に関する法令

科学技術大臣の提案に基づき、

政府は、産業財産、産業財産権保護、植物品種権保護及び知的財産の国家管理に関する知的財産法の一部条項の詳細及び施行ガイドラインを定める政令を公布する。

第 1 編

総則

第 1 条 適用範囲

本政令は、下記の事項に関して、知的財産法の規定の詳細及び施行ガイドラインを規定する。

1. 産業財産権の確立、主体、内容、制限、産業財産権の譲渡、産業財産代理業務、及び産業財産活動の促進措置。
2. 産業財産権、植物品種権の侵害行為・侵害の性質及び重大性の特定、損害の特定、産業財産権、植物品種権の侵害処理請求及びその解決、産業財産及び植物品種権に係る輸出入品の管理、産業財産及び植物品種権に係る鑑定及び知的財産の国家管理。

第2条 適用対象

1. ベトナムが加盟国である国際条約に基づくベトナムにおける産業財産権保護の要件に該当する外国の組織・個人、ベトナムの組織・個人。
2. 産業財産権、保護された植物品種権を有する組織・個人、又は知的財産法に基づく産業財産権、植物品種権に対する侵害行為を犯した組織・個人。
3. その他の関連組織及び個人。

第3条 用語解釈

次の用語は、本政令において次の通り解釈される。

1. 「ベトナムの組織・個人」とは、個人、法人及び民法上のその他の主体をいう。
2. 「出願人」とは、産業財産権の確立を申請する組織・個人、又は産業財産権、植物品種権に対する侵害行為の処理請求を申請する組織・個人をいう。
3. 「パリ条約」とは、1883年に採択され、1967年及び1979年に改正された産業財産権の保護に関するパリ条約をいう。
4. 「PCT条約」とは、1970年に採択され、1984年及び2001年に改正された特許協力条約をいう。
5. 「マドリッド協定」とは、1891年に採択され、1979年に改正された商標の国際登録に関するマドリッド協定をいう。
6. 「マドリッド議定書」とは、1989年に採択され、2006年及び2007年に改正されたマドリッド協定に関する議定書をいう。

7. 「ハーグ協定」とは、1999年に採択された工業意匠の国際登録に関するハーグ協定をいう。
8. 「PCT出願」とは、PCT条約に従って提出される特許出願をいう。
9. 「ベトナムを指定又は選択する PCT 出願」とは、指定又は選択された国であるベトナムを含む、PCT条約の加盟国のいずれかで提出される PCT 出願をいう。
10. 「国内段階の PCT 出願」とは、国家知的財産庁に提出される、ベトナムを指定又は選択する PCT 出願をいう。
11. 「ベトナム発の PCT 出願」とは、ベトナムで出願され、ベトナムを含む PCT 条約の加盟国のいずれかでの保護を請求する PCT 出願をいう。
12. 「マドリッド出願」とは、マドリッド協定又はマドリッド議定書に基づいて提出される商標の国際登録出願をいう。
13. 「ベトナム発のマドリッド出願」とは、ベトナムで出願され、マドリッド協定又はマドリッド議定書のその他の加盟国における商標保護を請求するマドリッド出願をいう。
14. 「ベトナムを指定するマドリッド出願」とは、マドリッド協定又はマドリッド議定書のその他の加盟国が受理し、ベトナムでの商標保護を請求するマドリッド出願をいう。
15. 「ハーグ出願」とは、ハーグ協定に基づいて提出される工業意匠の国際登録出願をいう。
16. 「ベトナムを指定するハーグ出願」とは、ベトナムを含むハーグ協定の加盟国のいずれかが受理し、ベトナムでの工業意匠保護を請求するハーグ出願をいう。
17. 「ベトナム発のハーグ出願」とは、ベトナムで出願され、ベトナムを含むハーグ協定の加盟国のいずれかでの工業意匠保護を請求するハーグ出願をいう。
18. 「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。
19. 「侵害行為」とは、産業財産権、植物品種権を侵害する行為をいう。

20. 「侵害行為への対応」とは、産業財産権、植物品種権に対する侵害行為への対応をいう。
21. 「侵害者」とは、産業財産権、植物品種権に対する侵害行為を行う組織・個人をいう。
22. 「侵害要素」とは、産業財産権、植物品種権の侵害行為により生じる要素をいう。
23. 「検討すべき行為」とは、侵害行為であるか否かを判定するために、容疑・検討がなされる行為をいう。
24. 「検討すべき対象」とは、産業財産権、植物品種権を侵害している対象であるか否かを判定するために、容疑・検討がなされる対象をいう。
25. 「侵害処理請求書」とは、侵害に対応するための措置の適用を求める請求書をいう。
26. 「知的財産法」とは、2009年6月19日付知的財産法の一部条項の改正・補足に関する法令、2019年6月14日付保険業法、知的財産法の一部条項の改正・補足に関する法令及び2022年6月16日付知的財産法の一部条項の改正・補足に関する法令により改正・補足された2005年11月29日付知的財産法をいう。

第2編

知的財産の国家管理

第4条. 知的財産に関する国家管理の統一原則

知的財産法第10条及び第11条に定める知的財産に関する国家管理活動の組織および実施は、政府の共通の指示下での目的、内容及び措置に関する統一原則に基づいており、各省・省相当機関、政府直轄機関、各級人民委員会間における明確な責任の割り当て及び緊密な協調が存在する。

第5条. 知的財産の国家管理における主宰・協調の責任

1. 科学技術省は、知的財産に関する国家管理の統一を確保するために、文化スポーツ観光省、農業農村開発省、各省・省相当機関、政府直轄機関、各級人民委員会及び関連機関と協調して、下記の共同活動の遂行を主宰する。

- a) 知的財産権の保護に関する戦略、政策、一般的な法的文書の制定・公布を行う、又はそれらを公布するために管轄当局に提出し、それらの遂行を行う。
 - b) 知的財産法第 10 条・第 11 条及び本政令に従って、国会・政府が各省・省相当機関及び政府直轄機関、各級人民委員会に割り当てた知的財産に関する共通任務の実施状況の監視・催促・検査を行う。
 - c) 知的財産権の保護に関する活動の状況に関する総合・評価を行った上で政府に報告し、知的財産制度の効率を向上させ、知的財産に関する国家管理の統一を確保するために具体的な政策・対策を提案する。
 - d) 知的財産権の保護に関する共同のプログラム及び計画、知的財産権保護の分野における各管轄国家機関間の協調措置を策定し、その遂行を指導する。
 - d) 知的財産に関する一般国際条約の交渉、加盟締結、遂行を行うほか、国際関係における知的財産に関する国内紛争の解決策を提案する。
 - e) 知的財産に関する国家管理及び知的財産権の保護に関するデータベースシステム及び国家情報ネットワークを構築する。
2. 文化スポーツ観光省は科学技術省と協調し、本条第 1 項に定める任務を遂行するとともに、著作権及び関連する権利に関する国家管理機能の実施を確保し、著作権及び関連する権利に関する政策・戦略・法的文書が知的財産に関する一般的な政策・戦略・法的文書と一致していることを確保する。さらに、定期的又は不定期的に、国家管理及び知的財産権保護に関する情報を科学技術省に提供し、発生する問題への対応及び首相への報告書の作成に協力する。
3. 農業農村開発省は、科学技術省と協調し、本条第 1 項に定める任務を遂行するとともに、植物品種権に関する国家管理機能の実施を確保し、植物品種権の保護に関する政策・戦略・法的文書が知的財産に関する一般的な政策・戦略・法的文書と一致していることを確保する。さらに、定期的又は不定期的に、国家管理及び知的財産権保護に関する情報を科学技術省に提供し、発生する問題への対応及び首相への報告書の作成に協力する。

第 6 条 産業財産に関する科学技術省の責任

科学技術省は、産業財産に関する国家管理において、下記の責任を負う。

1. 産業財産権保護の戦略及び政策を制定及び遂行する。
2. 産業財産に関する法的文書を公布し、それらを公布するために管轄当局に提出し、遂行する。
3. 産業財産に関する国家管理機能の実施組織体制を確立する。
4. 産業財産に関する業務の指導、専門的かつ実務的な知識の教育養成を行う。
5. 産業財産権の確立を実施し、産業財産権譲渡契約を登録し、産業財産権保護証書に関するその他の手続を行う。
6. 知的財産法第 147 条に定める発明の強制実施許諾に関する権限を行使する。
7. 組織、個人、国家及び社会の産業財産に関する合法的な権利及び利益を保護する措置の実施について、主宰又は協調する。
8. 産業財産鑑定事業を管理する。産業財産鑑定人証明カードを発行する。
9. 産業財産に関する法律の遵守を検査・監査する。産業財産に関する審判請求を解決し、法律違反の告発・処分を行う。
10. 産業財産に関する情報や統計に関する業務を行う。産業財産に関する国家データベースに係る活動を管理・実施する。
11. 産業財産に関する知識、政策及び法律の教育・宣伝・普及を行う。
12. 産業財産権代理業務を管理するほか、産業財産代理サービスの開業資格認定証を発行する。
13. 産業財産に関して国際的に協力するほか、産業財産に関するベトナム及び他国間の紛争の解決策を提案する。
14. 政府によって割り当てられたその他の任務を遂行する。

第 7 条 知的財産に関する国家管理における協調の仕組み

1. 科学技術省は、文化スポーツ観光省、農業農村開発省及び関連機関と協調し、知的財産権に関する保護・検査・監査・侵害処分を主宰する責任を負う。
2. 国家知的財産庁は、知的財産権に対する侵害行為を処分する権限を有する管轄当局の要請に十分かつ適時に対応する責任を負う。

3. 国家知的財産庁は、監査・検査業務を遂行するために、要請に応じて監査団又は検査団に参加する責任を負う。

第 8 条 知的財産に関する各省・省相当機関、政府直轄機関、省・中央直轄市人民委員会の責任

各省・省相当機関、政府直轄機関、省・中央直轄市人民委員会は、自らの機能・任務の範囲内において、科学技術省、文化スポーツ観光省、農業農村開発省と協調し、下記の具体的な任務を遂行する責任を負う。

1. 本政令第 5 条第 1 項に定める任務を遂行するとともに、政府によって割り当てられた具体的な任務を直接遂行する。
2. 各地方における知的財産に関する政策・法律の適切な実施を確保し、知的財産法及びその施行案内法的文書の規定を遵守する。
3. 定期的又は不定期的に、国家管理及び知的財産権保護に関する情報を科学技術省に提供し、発生する問題への対応及び首相への報告書の作成に協力する。

第 9 条 産業財産に関する省・中央直轄市人民委員会、各省・省相当機関、政府直轄機関の責任

1. 省・中央直轄市人民委員会は、各地方における産業財産に関する国家管理に関して下記の責任を負う。
 - a) 産業財産に関する政策及び法律を実施する。
 - b) 産業財産に関する地方の規定を制定、公布及び実施する。
 - c) 地方における産業財産管理体制を組織し、その体制の効率化対策を講じる。
 - d) 産業財産に関する知識、政策及び法律の宣伝並びに普及活動を行うとともに、産業財産活動を促進させるための措置を実施する。
 - d) 産業財産に関する手続の実施について、各組織及び個人に対する案内・支援を行う。
 - e) 産業財産権保護及び産業財産に関する法律違反処分において、関連機関と協力する。

g) 産業財産に関する法律の遵守に関する検査・監査を行うほか、地方における産業財産に関する審判請求及び告発を解決する。

h) 地名及び地方の特産品の地理的起源を示すその他の標識を含む、地方に属する地理的表示を管理する。

i) 地方における産業財産に関して国際的に協力する。

2. 各省・省相当機関及び政府直轄機関は、産業財産に関する法律における実施の組織及び指導、並びに所管の産業財産対象を管理する責任を負う。

第3編

産業財産権

第1章

産業財産権の確立

第1節 産業財産権の確立に関する総則

第10条 産業財産権の確立に関する根拠及び手続

1. 発明、回路配置、工業意匠、商標及び地理的表示に関する産業財産権は、知的財産法の第VII章、第VIII章、第IX章及び本政令の付録Iに定める知的財産対象の登録出願人への国家知的財産庁による保護証書の付与決定を基礎として確立される。

マドリッド協定及びマドリッド議定書に基づく国際登録商標に関する産業財産権は、当該国際登録の国家知的財産庁の保護受理を基礎として確立される。

ハーグ協定に基づく国際登録出願された工業意匠に関する産業財産権は、当該国際登録の国家知的財産庁の保護受理を基礎として確立される。

2. 周知商標に関する産業財産権は、登録手続を行うことなく、知的財産法第75条の規定に従って当該商標の広範な使用実態を基礎として確立される。周知商標に関する権利の実施及び権利紛争の解決を行う際、当該商標の所有者は本政令第91条第5項c号に定める証拠によって自らの権利を証明すること。

3. 商号に関する産業財産権は、登録手続を行うことなく、地域（領域）及び事業分野に応じて当該商号の合法的な使用実態を基礎として確立される。商号に関する権

利の実施及び権利紛争の解決を行う際、商号の所有者は本政令第 91 条第 5 項 b 号に定める証拠によって自らの権利を証明すること。

4. 営業秘密に関する産業財産権は、登録手続を行うことなく、当該営業秘密を構成する情報を発見・創出する、又は当該情報の入手及び機密保持のための財政的かつ知的な投資又はその他のあらゆる合法的な手段を基礎として確立される。営業秘密に関する権利の実施及び権利紛争の解決を行う際、営業秘密の所有者は本政令第 91 条第 5 項 a 号に定める証拠によって自らの権利を証明すること。

5. 不正競争防止権は、国家知的財産庁への登録手続を行う必要がなく、競争活動の実態を基礎として確立される。不正競争防止権を使用する際、その所有者は競争活動に係る事業対象・分野・領域・期間を示す証拠によって自らの権利を証明すること。

第 11 条 国際条約に基づく産業財産権

1. ベトナムが加盟国である産業財産に関する国際条約に、知的財産法第 6 条の規定に基づく各加盟国の組織及び個人の産業財産権の承認及び保護に関する規定がある場合、その他の加盟国の組織及び個人の産業財産権は、ベトナムで承認され、保護される。

産業財産権は、知的財産法に定める登録手続を行うことなく国際条約の規定に基づく範囲及び期間で保護される。

2. 科学技術省は、国際条約に基づきベトナムで承認され、保護される産業財産に関する必要な情報の全てを公表する。

第 12 条. 発明・工業意匠・商標の登録出願に対する優先権

知的財産法第 91 条に定める発明・工業意匠・商標の登録出願に対する優先権は、下記の通り適用される。

1. パリ条約上の優先権主張を希望する場合、発明、工業意匠、又は商標の登録出願人が下記の諸要件に該当する場合に優先権主張が認められる。

- a) 出願人がベトナム国民もしくはパリ条約加盟国の国民である、又はベトナムもしくはパリ条約の加盟国に居住する、或いは生産もしくは経営の拠点を有する他国の国民である。
 - b) 最初の出願が、ベトナム又はパリ条約の加盟国において出願され、その出願に、発明、工業意匠、又は商標の登録出願の優先権主張の請求に相当する事項が含まれている。
 - c) 出願が最初の出願日から、工業意匠登録出願又は商標登録出願の場合には 6 か月、特許出願の場合には 12 か月以内に出願されている。
 - d) 発明・工業意匠・商標の登録出願において、出願人が優先権主張請求を明記しているほか、外国出願の場合は本項 b 号に定める最初に登録申請書を受理した機関の認証を受けた最初の登録出願の写しを提出している。最初の登録出願の写しは出願日から 3 か月以内に提出することが可能である。
 - d) 優先権主張請求の手数料を全納する。
2. 本条第 1 項 b 号に定めるベトナム又はパリ条約の加盟国において出願された最初の登録出願は、当該出願の処理結果に関係なく、関連する加盟国において出願が提出された日付を確認するための対象となる出願である。
3. 発明・工業意匠・商標の出願人がその他の国際条約上の優先権主張を希望する場合、当該条約に定める優先権に関する諸要件に該当すれば、優先権主張が認められる。

第 13 条 国際条約に基づく産業財産権の登録権

- 1. 本政令第 2 条に定めるベトナムにおける産業財産権保護の要件に該当する外国の組織及び個人は、国際出願手続についての条約、又はこれに関連する条約に基づき、ベトナムにおける産業財産権の登録出願を提出することが可能である。
- 2. ベトナムの組織及び個人は、国際条約に定めがある限り、ベトナムにおける自らの権利を保護することを請求するために、産業財産に関する国際登録出願を提出することが可能である。

第 14 条 発明の安全管理手続

1. ベトナムで作られた、ベトナムにおいて恒久的に居住しているベトナム国民である個人又はベトナム法に基づいて設立された組織の登録権の対象となる、本政令付録 VII に記載のある安全保障・国防に影響を及ぼす技術分野の発明に関しては、知的財産法第 89a 条第 1 項に定める外国への特許登録出願の条件を満たすために、国家知的財産庁が当該発明の登録出願を公表する前に、安全管理手続を行う必要がある。

2. 国防省及び公安省は、発明出願に記載されている発明が本条第 3 項の規定に基づき、国防・安全保障に影響を及ぼす技術分野に属している旨を判定する請求の受理・処理を担当する機関を指定するものとする。

3. 本条第 1 項の規定に従って発明の安全管理を実施することを目的とした、国内様式に沿った特許出願の出願人の通知文書を受領した日、又はベトナムにおいて受理された PCT 出願が国家知的財産庁を通して提出された日付から 1 か月以内、当該出願における発明が本条第 1 項に定めるケースに該当すると疑う根拠がある場合、国家知的財産庁は、出願審査手続を一時停止し、当該発明が国防・安全保障に影響を及ぼす技術分野に属している旨の判定請求文書を国防省及び公安省の指定機関に送達する。国防省及び公安省の指定機関は、国家知的財産庁が請求文書を送達した日から 3 か月以内、出願に記載された発明が国防・安全保障に影響を及ぼす技術分野に属しているものであるか否かを判定する文書を発行するものとする。

4. 本条第 3 項に定める発明出願に関して、国家知的財産庁は、請求文書が国防省及び公安省の指定機関に送達された日から 7 営業日以内に、知的財産法第 89 a 条に定める安全管理手続を実施することを目的とした、出願審査手続の一時停止を出願人に通知するものとする。

5. 国家知的財産庁は、特許出願における発明が本条第 3 項に基づいて国防・安全保障に影響を及ぼす技術分野に属している旨の通知書を国防省及び公安省の指定機関より受領した日から 20 日以内、上述した情報を出願人に通知する同時に、通知日から 1 か月以内で国家秘密の保護に関する法律の規定に基づく手続に沿った発明登録を行うとともに、下記の手続を実施するよう出願人に対して要請する。

a) 国内形式に基づいて提出された特許出願に関して：出願人が国家秘密の保護に関する法律の規定に沿った手続に従って特許出願を提出した場合、当該出願は引き続き

き法律の規定に従って処理される。出願人が定められた期限内に国家秘密の保護に関する法律の規定に沿った手続に従って発明を登録しない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされ、国家知的財産庁によって国家秘密の保護に関する法律の規定に従って破棄されるものとする。ただし、出願人が当該発明が国家秘密ではないことを証明する根拠を所持する場合はこの限りではない。

b) 国家知的財産庁を通して出願され、ベトナムにおいて受理された PCT 出願に関して： 国家秘密の保護に関する法律の規定に従って出願を破棄するとともに、本政令第 20 条第 1 項 e 号の規定を実施するものとする。ただし、出願人が当該発明が国家秘密ではないことを証明する根拠を所持する場合はこの限りではない。

6. 国家知的財産庁は、下記の場合において、規定の通りに出願審査手順の実施を継続する。

a) 本条第 3 項に定める 3 か月の期間が終了したにもかかわらず、国家知的財産庁が国防省及び公安省の指定機関から通知を受け取っていない。

b) 国防省及び公安省の指定機関は、登録出願に記載されている発明が国防・安全保障に影響を及ぼす技術分野に属しているものではないことを通知した。

国家知的財産庁は、本項 a 号に記載されている時点又は本項 b 号に記載されている通知を受領した日から 1 か月以内に、出願の継続処理を出願人に通知するものとする。

7. 本条第 6 項に定めるケースに該当する出願に関して、出願人当該特許出願を外国に出願する権利を有する。

第 15 条 期間の計算方法

1. 産業財産権活動における期間の計算は、民法における期間の定めに従う。

2. 出願人及び関係者が書類の提出、修正、補足又は意見の提出を行う期限は、国家知的財産庁の通知書に定める期限までに 1 回のみ延長することが可能である。ただし、延長を請求する者が規定の通りに一定期間の終了前に延長請求文書を提出し、延長請求料を支払わなければならないことを条件とする。

3. 不可抗力事象又は客観的障害の発生により、権利・義務を有する組織・個人が期限内に自らの権利・義務を行使できない期間に関して、当該組織・個人が請求し、その状況を証明する正当な証拠を所持する場合は期限に含まれないものとする。当該請求が認められた場合、国家知的財産庁は、組織・個人が権利及び義務を期限内に行使しないことを理由に発行された決定・通知を取り消す決定・通知を発行し、出願処理プロセスを期限が切れる前の状態に回復する。

4. 不可抗力事象とは、予測不可能かつ客観的に発生した事象（例：自然災害、敵の妨害行為等）であり、必要且つ可能な限りの措置を講じたにもかかわらず克服することができない事象をいう。

客観的障害とは、権利・義務を有する者が、自らの正当な権利・義務が侵害されていることを認知できない、又は自らの権利・義務を履行することができない客観的事情（例：病気、遠方出張・勉強等）によって引き起こされた障害をいう。

第16条 産業財産権登録出願の補正・補足

1. 出願人は、国家知的財産庁が登録出願の受理拒絶に関する決定、保護証書の付与又は付与拒絶に関する決定を下す前に、下記の事項を行うことが可能である。

a) 出願に添付する書類の補正・補足。ただし、補正・補足は、特許出願における明細書、写真セット、写真セットに表示される工業意匠の図面及び明細書、工業意匠登録出願における図面、商標登録出願における商標見本及び商品・サービス一覧に示されている保護範囲（量）を拡大してはならないほか、出願に記載された対象の性質を変更してはならない。

b) 出願人の氏名・住所・国コード、発明・回路配置・工業意匠の創作者の氏名・国籍・住所、産業財産権代理人の補正

2. 出願の補正・補足は下記の通り実施される。

a) ベトナムにおける法的代理人の変更を含む、国家知的財産庁が有効な出願を受理した後に、出願人が自発的に出願の補正・補足を行う場合、本政令付録 II 様式第 4 号に従って補正・補足の請求書を作成すること。

b) 国家知的財産庁が有効な出願を受理する、又は受理を拒絶する前に出願を補正・補足する場合、或いは当該出願に係る国家知的財産庁による通知に基づいて出願を

補正・補足する場合、補正・補足の請求は補正・補足の請求事項を明確に記載した書面にて行う必要がある。

c) 出願人は、同一の願書又は補正・補足請求書によって、同じ種類の産業財産権対象を有する複数の出願に関する同じ内容の補正・補足を請求することが可能である。

d) 出願の補正・補足を請求する者は、下記の手数料を納付すること。

d1) 規定に基づく補正内容ごとの補正・補足請求に対する審査手数料及び手数料納付領収書の写し（手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

d2) 規定に基づく出願の補正・補足に関する情報の公表にかかる手数料（本条第3項 a 号の規定に従って補正・補足内容を公表する必要がある場合）。国家知的財産庁によって生じた誤りを克服するために補正・補足を行うことが必要となる場合、出願人が公表手数料を納付する必要はない。

d) 下記の書類の補正・補足を請求する場合、出願人は補正・補足された該当書類を提出すること。

d1) 特許出願の場合：発明の明細書並びに要約書の一部又は全部

d2) 回路配置登録出願の場合：写真4セット又は図面セット、回路配置に基づいて製造される集積回路の明細書

d3) 工業意匠登録出願の場合：図面4セット又は写真4セット、明細書

d4) 商標登録出願の場合：商標見本5通、当該商標を付した商品・サービスの一覧

d5) 地理的表示登録出願の場合：地理的表示が付いている製品固有の特質を有する明細書、地理的表示に対応する地理的地域の地図

出願に関する補正・補足書類は、本政令付録 I における当該書類に関する規定を満たさなければならない。本項 d1・d2・d3 号における補正・補足請求に関して、出願人は当初に出願した書類と比較した補正・補足内容に関する詳細な説明書を添付すること。

e) 出願人の氏名・住所・国コード、創作者の氏名・国籍を補正する場合、出願人は、変更を証明する確認書類（原本又は認証付き写し）又は法的文書（認証付き写し）

を提出すること（氏名・住所変更の決定書、氏名、住所の変更を記録した企業登録証明書等）。産業財産権代理人を補正する場合、出願人は産業財産権代理人の変更宣言書を提出すること。

3. 国家知的財産庁は、下記の通り、出願の補正・補足請求を処理するものとする。

a) 有効な出願の受理決定書に記載された形式面で関有効な出願に関する情報の補正・補足を請求する場合、補正・補足内容を公表する。発明・回路配置・工業意匠の創作者の氏名・国籍、図付きの発明の要約書（ある場合）、工業意匠の写真セット又は図面、商標見本及び付随する商品・サービス一覧、地理的表示が付いている製品固有の特質の明細書及び地理的表示が付いている製品名。

b) 出願人が本条第 2 項 a 号の規定に従って出願の補正・補足を請求する場合、補正・補足内容は、知的財産法第 109 条及び関連する法律の規定に従って審査されるものとする。

c) 保護証書を付与する意図の通知の発行後に提出された出願の補正・補足請求が下記のケースに該当すれば、出願再審査が行われ、出願人は所定の手数料を納付すること。

c1) 出願に記載されている対象の本質に関する情報の補正：発明の明細書、工業意匠の明細書・写真セット・図面、商標見本、商標を付した商品・サービスの一覧、団体商標の使用に関する規約、証明商標の使用に関する規約、地理的表示が付いている製品、地理的表示に対応する地理的地域固有の特質の明細書

c2) 商標出願人の変更

d) 知的財産法第 119 条第 4 項に定める期限内の補正・補足請求を受理又は受理拒絶する旨の通知。

d) 本条第 2 項 b 号に定めるケースに対する産業財産権登録出願の処理中に出願人に送達される文書における出願の補正・補足請求を受理又は受理拒絶する旨の通知。

第 17 条 産業財産権登録出願の分割・取下及び特許出願の実体審査請求・変更

1. 産業財産権登録出願の分割は下記の通り実施されるものとする。

a) 国家知的財産庁が登録出願の受理を拒絶する決定、保護証書の付与又は付与拒絶を行う決定を下す前に、出願人は出願を分割することが可能である（特許登録出願における 1 つ又は複数の技術的解決、工業意匠登録出願における 1 つ又は複数の工業意匠、商標登録出願における商品・サービス一覧の一部を 1 つ又は複数の新規出願に分割し、分割出願と呼ばれる）。

b) 分割出願は新しい出願番号が付与され、原出願の出願日又は原出願の優先日（ある場合）を享受するものとする。出願人は、分割出願ごとに出願手数料及び原出願とは独立して行われる手続（原出願で既に行っており分割申請で再度行う必要がない手続を除く）にかかるあらゆる料金・手数料を納付しなければならないが、優先権の享受を請求するための審査手数料を納付する必要はない（単一性の欠如により工業意匠登録出願を分割する場合を除く）。分割出願は形式面で審査され、原出願で完了していない手続に従って引き続き処理されるものとする。分割出願は規定に従って公表されるものとする。

c) 出願人は分割出願を提出する際に、保護請求対象及び原出願と比較した変更内容に関する説明書を提出すること。

d) 原出願（分割後）は、出願処理手続又は出願補正手続に従って引き続き処理されるものとする。

2. 知的財産法第 116 条の規定に基づく産業財産登録出願の取下は、下記の通り実施されるものとする。

a) 出願の取下は、書面による宣言を通して出願人自身又は出願人が委任した代理人によって行われなければならない。代理人を通して提出された出願に関して、委任状に出願取下の委任を明確に記載する、又は取下する必要な出願番号を明記した指令を添付する必要がある。

b) 国家知的財産庁は、請求を受領した日から 2 か月以内に下記の事項を実施するものとする。

b1) 出願の取下請求が本項 a 号の規定に該当する場合、出願取下を受理する通知書を発行した上で出願の処理を終了し、出願書類に出願の取下を記録する。取下された

産業財産登録出願は復元することができず、知的財産法第 116 条第 3 項に定める優先権を主張する根拠にのみ使用することが可能である。

b2) 出願の取下請求が本項 a 号の規定に該当しない場合、出願取下の受理を拒絶する意図の通知を発行し、出願人が不備を是正するために、通知日から 2 か月の猶予を設定するものとする。

b3) 出願人が本項 b 号に定める期間内に不備を是正しない、又は是正したものの要件を満たさない場合、出願取下の受理を拒絶する通知書を発行するものとする。

3. 知的財産法第 115 条第 1 項 d 号の規定に基づく特許出願の変更は、下記の通り実施されるものとする。

a) 国家知的財産庁が登録出願の受理を拒絶する決定、保護証書の付与又は付与拒絶を行う決定を下す前に、特許出願人は、出願の全部又は一部について、発明特許の出願を実用新案特許の出願に変更する、又はその逆に変更することが可能であるが、出願人は規定に従って変更出願に関する出願手数料を納付しなければならない。出願の一部を変更する場合、出願人は変更を請求する前に出願の分割手続を行う必要がある。

b) 国家知的財産庁は、有効な出願の変更申請を受け取った後に該当する規定に従って変更出願の処理手続の実施を継続するが、当該出願に関して変更請求が行われる前に行った手続を再度行わないものとする。

4. 第三者は知的財産法第 113 条の規定に従って、国家知的財産庁に対して、下記の規定通りに特許出願の内容の審査を請求するものとする。

a) 特許出願の実体審査請求は本政令付録 I 様式第 5 号に従うものとする。

b) 特許出願の実体審査請求の提出期限は、知的財産法第 113 条第 1 項、第 2 項に従うものとする。

c) 特許出願の実体審査を請求する者は、所定の閲覧手数料及び実体審査手数料を納付すること。

d) 特許出願の実体審査請求は、請求を受領した日から 3 か月以内に当該特許出願人に通知すること。

d) 実体審査請求が無効である場合、国家知的財産庁は実体審査請求を受領した日から 1 か月以内に通知を発行し、実体審査請求者が不備を是正するために通知日から 2 か月の猶予を設定するものとする。実体審査請求者が期間内に不備を是正しない、又は是正したものの要件を満たさない場合、国家知的財産庁は出願の実体審査を拒絶する旨を通知するものとする。

e) 実体審査請求が有効な場合、国家知的財産庁は知的財産法第 114 条及び関連法令の規定に従って、出願の実体審査を行ったうえで出願の実体審査結果をその請求者に通知するものとする。

第 18 条 産業財産登録出願人変更の記録

1. 国家知的財産庁が登録出願の受理を拒絶する決定、保護証書の付与又は付与拒絶を行う決定を下す前に、出願人は、譲渡・相続・遺贈の結果として、又は管轄当局の決定に基づいて出願人の変更を記録するよう国家知的財産庁に請求することが可能である。

2. 出願の譲渡に伴う出願人変更の記録は下記の通りに実施されるものとする。

a) 出願の譲渡に伴う変更の記録を請求する書類は下記のものを含む。

a1) 本政令付録 II 様式第 5 号に沿った出願譲渡の記録請求書

a2) 産業財産登録出願の譲渡書類（原本又は認証付き写し）。当該書類には、譲渡人及び譲受人の氏名・住所、譲渡された出願番号又は当該出願を特定するのに十分な情報という主な内容が含まれている必要がある。

a3) 規定に基づく料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）

b) 同一出願人による複数の出願の譲渡に伴う変更記録の請求は、同一の願書で行うことが可能であるが、譲渡記録を請求する出願数に応じた所定の審査手数料を納付することを条件とする。

c) 出願の譲渡に伴う変更記録の請求は、本政令第 16 条に定める出願補正・補足の請求と同様に処理される。保護証書を付与する意図の通知の発行後に商標出願の譲渡

に伴う変更記録の請求書類を提出する場合、商標登録出願が再審査され、譲渡内容が公表される。請求者は所定の出願審査手数料及び公表手数料を納付すること。

3. 相続・遺贈、又は管轄当局の決定に基づく出願人変更の記録は、法人・合併事業・連結事業の新設合併・吸収合併・消滅分割・存続分割、同一所有者の新規法人の設立、事業形態の変更を行う際における財産の相続・遺贈に基づく請求、又は裁判所或いはその他の管轄当局の決定に基づいて実施される。これらの場合における出願人変更の記録請求手続は、本政令第 16 条に定める出願補正・補足の請求と同様に行われる。

第 2 節 PCT 出願及び PCT 出願の取扱い

第 19 条 PCT 出願

1. PCT 出願には、ベトナム発の PCT 出願及び国内段階での PCT 出願が含まれる。

2. ベトナム発の PCT 出願の場合、出願人は国家知的財産庁を通して行う、又は国際事務局に直接出願することが可能である。国際事務局に直接出願する場合、出願書類は PCT 条約に定める言語で作成され、PCT 条約に定める形式及び内容に関する要件を満たすこと。国家知的財産庁を通して出願する場合、出願書類を英語で作成する必要があり、各出願は 1 部作成し、PCT 条約に定める形式及び内容に関する要件を満たすこと。さらに、出願人は、PCT 出願に指定された加盟国の料金・手数料に関する PCT 条約施行規則及び法令に従って方式事前審査手数料及び各種料金・手数料を納付すること。

3. ベトナムを指定又は選択する PCT 出願において国内段階に移行する場合、出願人は優先日（当該出願が優先権を主張する場合）又は国際出願日から 31 か月以内に、下記の書類を国家知的財産庁に提出すること。

a) 本政令付録 I 様式第 1 号に沿った特許出願用の願書

b) 国際出願の写し（出願人が国際公開日より前に国内段階への移行を申請した場合）

c) 国際出願の明細書及び要約書のベトナム語翻訳文（出願がまだ公表されていない場合は公表書又は当初に提出された原本、国際出願に PCT 条約第 19 条及び／又は第 34.2(b)条に基づく補正があった場合は、補正書及び補正内容の説明書）。

d) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

d) 委任状（代理人を通して出願する場合）

第 20 条 国家知的財産庁を通して提出されたベトナム発の PCT 出願の取扱い

1. 国家知的財産庁は、ベトナム発の PCT 出願を受領した後に下記の手続を実施する責任を負う。

a) 方式事前審査手数料を徴収する。

b) 保護請求の対象が国家秘密であるか否かを特定する。

c) 出願人が PCT 条約の規定に従って国際事務局及び国際調査機関に納付するための所定の各種手数料を通知する。

d) PCT 条約の規定に従って出願の検査・処理を行う。

d) 出願が方式事前審査要件を満たしており、国内法に基づく手数料が期限内に全額支払われ、且つ保護請求の対象が国家秘密ではない場合、当該出願を国際事務局及び国際調査機関に引き渡す。

e) 出願における保護請求の対象が国家秘密である場合には工程を中止するものとする。

2. 国家知的財産庁が、ベトナム発の PCT 出願を国際事務局に引き渡した後、出願人は PCT 条約の規定に従って国際事務局又は出願で指定された PCT 条約加盟国の管轄当局と出願に関するすべての取引を直接行うものとする。

第 21 条 国内段階の PCT 出願の取り扱い

国内段階の PCT 出願は下記の通り取り扱われるものとする。

1. 国内段階の PCT 出願における優先権の請求は、PCT 条約及び PCT 条約施行規則に基づいて取り扱われるものとする。出願人は優先権を享受するために下記の事項を実施する必要がある。

a) 願書における優先権の主張を再確認する。

b) 優先権請求にかかる審査手数料を納付する。

c) 国家知的財産庁の要請に応じて、国際事務局に提出した書類及び PCT 条約施行規則第 17.1(a)条に定める必要な書類のベトナム語翻訳文を提出する。

2. 出願人は出願に添付した書類を補正・補足することが可能である。出願に添付した書類の補正・補足は下記の規定に準拠する必要がある。

a) PCT 条約第 28 条及び第 41 条、PCT 条約施行規則第 52.1(b)条及び第 78.1(b)条、知的財産法第 115 条の規定

b) 国際段階の出願にかかる権利の委任状、譲渡書（ある場合）は、優先日（出願が優先権を主張する場合）又は国際出願日から 34 か月以内に提出すること。

c) 出願人が国家知的財産庁に提出する補正・補足書類は、ベトナム語で作成すること。

3. 国内段階の PCT 出願の処理開始時点は、優先日（出願が優先権を主張する場合）後 32 か月目の初日、又は国際出願日とする。出願人が国内段階の PCT 出願の早期処理を書面にて要求した場合、PCT 出願は、PCT 条約第 23.2 条の規定に従って本条に定める期限より早く処理されるものとする。

4. 国内段階の PCT 出願は国内形式に基づいて提出された特許出願に関する所定の手続に従って、方式審査及び実体審査が行われ、有効な出願の受理日から 2 か月以内に公表されるものとする。

第 3 節 ハーグ出願及びハーグ出願の取扱い

第 22 条 ハーグ出願

1. ハーグ出願には、ベトナムを指定するハーグ出願及びベトナム発のハーグ出願が含まれる。

2. ベトナム発のハーグ出願の場合、出願人は国家知的財産庁を通して行う、又は国際事務局に直接出願することが可能である。国際事務局に直接出願する場合、出願書類はハーグ協定に定める言語で作成され、ハーグ協定に定める形式及び内容に関する要件を満たすこと。

3. 国家知的財産庁を通して出願する場合、出願書類は英語で 2 部作成する必要がある、ハーグ協定に定める形式及び内容に関する要件を満たさなければならない。さ

らに、出願人は指定された加盟国の料金・手数料に関するハーグ協定及び法令に従って、国際移行手数料及び料金・手数料を納付する必要がある。

第 23 条 国家知的財産庁を通して提出されたベトナム発のハーグ出願の取扱い

1. ベトナム発のハーグ出願が国家知的財産庁を通して提出された場合、当該機関は下記の手続を行う責任を負う。

a) 国際移行手数料を徴収する。

b) 出願人による出願受領日から 20 日以内に、ハーグ協定の規定に従って国際事務局に直接納付する必要がある手数料を通知する。

c) 出願受領日から 15 日以内に出願方式を事前検査する。

d) 出願に不備がある場合、国家知的財産庁は出願の不備を出願人に通知した上で、出願人が当該不備を是正するために、通知日から 12 日間の猶予を設定するものとする。

d) 出願受領日から 1 か月以内にベトナム発のハーグ出願を国際事務局に引き渡す。

2. 国際事務局が国家知的財産庁の出願受領印に表示された日付から 1 か月以内にベトナム発のハーグ出願を受領した場合、国家知的財産庁がベトナム発のハーグ出願を受領した日は、工業意匠の国際出願日とみなされる。

3. ベトナム発のハーグ出願が国際事務局に提出された後、出願人は国際事務局、又はハーグ協定の規定に従って出願で指定されたハーグ協定加盟国の管轄当局と出願に関するすべての取引を直接行うものとする。

第 24 条 ベトナムを指定するハーグ出願の取扱い

国家知的財産庁は、国際事務局からの通知を受領した後、下記の規定に従ってベトナムを指定するハーグ出願を処理するものとする。

1. 国家知的財産庁は、本条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項及び第 9 項に定める場合を除き、国内形式に基づいて提出された工業意匠登録出願と同様に、出願の実体審査を行うものとする。国家知的財産庁は、国際事務局が通知を発行した日から 6 か月以内に、出願に記載される工業意匠の登録性に関する結論を出すものとする。

2. 出願に記載される工業意匠がベトナム法の規定に基づく保護条件を満たしており、出願に不備がない場合、国家知的財産庁は下記の手続を行うものとする。

a) 国家知的財産庁は、本条第 1 項に定める 6 か月の期間が終了する前に、出願における国際登録の工業意匠の保護を受理する決定を下し、それを産業財産権の国家登録簿（国際登録の工業意匠編）に記録したうえで、国際事務局の様式に従って国際登録の工業意匠に関する保護受理宣言書を国際事務局に送達する。

b) 決定日から 2 か月以内に産業財産権公報により当該決定を公表する。

3. 工業意匠が保護条件を満たしていない場合、又は出願に不備がある場合（写真・図面が不足しているため、写真セット・図面セットが当該工業意匠の特徴を十分に明示していない、或いは国際登録がベトナムの宣言を満たしていない、もしくは検証すべき事項がある場合等）、国家知的財産庁は、本条第 1 項に定める 6 か月の期間が終了する前に、国際事務局の様式に従って拒絶の内容及び理由を明記した拒絶通知を発行し、当該通知を国際事務局に送達する。

4. 登録出願されている一部の工業意匠が保護条件を満たしていない場合、又は出願に記載されている一部の工業意匠に不備がある場合（写真・図面が不足しているため、写真セット・図面セットが当該工業意匠の特徴を十分に明示していない、或いは国際登録がベトナムの宣言を満たしていない、もしくは検証すべき事項がある場合等）、国家知的財産庁は、本条第 1 項に定める 6 か月の期間が終了する前に下記の手続を実施するものとする。

a) 国際事務局の様式に従って保護条件を満たしていない又は不備がある工業意匠に対する拒絶の内容及び理由を明記した拒絶通知を発行し、当該通知を国際事務局に送達する。

b) 保護条件を満たしている且つ不備のない工業意匠に対する保護受理決定を下し、それを産業財産権の国家登録簿（国際登録の工業意匠編）に記録したうえで、国際事務局の様式に従って、保護の受理がなされた工業意匠を明記した国際登録の工業意匠に関する保護受理宣言書を国際事務局に送達する。

c) 決定日から 2 か月以内に産業財産権公報により当該決定を公表する。

5. 出願人は、国家知的財産庁が本条第 3 項及び第 4 項に定める拒絶通知を発行した日から 3 か月以内に不備を是正する、又は国家知的財産庁の拒絶意見に不服申立を行う権利を有する。不備の是正又は通知書に記載された拒絶意見への不服申立は、出願方法に関する規定を含め、国内形式に基づいて提出された工業意匠登録出願と同様の手続に従って行われるものとする。

ハーグ出願が知的財産法第 101 条に定める出願の単一性に関する要件を満たさないことにより拒絶の意図が通知された場合、出願人は上述した国際登録出願における 1 つ又は複数の工業意匠を 1 つもしくは複数の新しい出願への分割の請求により、上記の不備を是正することが可能である。国家知的財産庁は、出願を分割し、原出願とは別に新しい出願に関する決定及び通知を発行する。

6. 出願人が本条第 5 項に定める 3 か月の期間内に不備の是正に成功した場合、及び／又は正当な不服申立を行った場合、国家知的財産庁は下記の手続を実施するものとする。

a) 保護条件を満たしている工業意匠に対して国際登録の工業意匠の保護を受理する旨の決定を下し、それを産業財産権の国家登録簿（国際登録の工業意匠編）に記録したうえで国際事務局の様式に従い、保護の受理がなされた工業意匠を明記した国際登録の工業意匠に関する拒絶後の保護受理宣言書を国際事務局に送達する。

b) 決定日から 2 か月以内に産業財産権公報により当該決定を公表する。

7. 本条第 5 条に定める 3 か月の期間が終了したにもかかわらず、出願人が拒否の通知がなされた工業意匠に関して、不備を是正しない、又は是正したものの要件を満たさない、或いは不服申立を行わない、もしくは不服申立を行ったもののそれが不正であった場合、国家知的財産庁は当該工業意匠に対して国際登録の工業意匠の保護を拒否する旨の決定を下すものとする。

8. 国際事務局がベトナムを指定するハーグ出願に関する通知を発行した日から 3 か月の期間が終了したにもかかわらず、出願人が優先権の証明書類を提出しない、又は優先権の証明書類を提出したものの国家知的財産庁の承認が得られなかった場合、当該出願は優先権主張を請求していないものとみなされる。

9. 本条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項に定める決定に対する不服申立
手続及びその解決は、国内形式に基づいて提出された工業意匠登録出願と同様に実
施されるものとする。不服申立の解決結果において、拒絶査定で拒絶された工業意
匠の一部又は全部が保護の受理となった場合、国家知的財産庁は国際事務局の様式
に従って、保護の受理がなされた工業意匠を明記した国際登録の工業意匠に関する
拒絶後の保護受理宣言書を国際事務局に送達する。

10. 第三者がベトナムを指定するハーグ出願に関して保護受理決定の発行日前に意見
を提示した場合、第三者の意見はベトナムを指定するハーグ出願を処理するための
参考情報源とみなされる。

第 4 節 マドリッド出願及びマドリッド出願の取扱い

第 25 条 マドリッド出願

1. マドリッド出願には、ベトナム発のマドリッド出願及びベトナムを指定するマド
リッド出願が含まれる。
2. ベトナム発のマドリッド出願の場合、出願人は国家知的財産庁を通して提出する
こと。
3. ベトナム発のマドリッド出願には下記の書類が含まれる。
 - a) 本政令付録 II に定めるベトナム語の様式第 1 号に沿ったベトナム発の商標の国際
登録請求書
 - b) 国際事務局の様式に沿った英語又はフランス語の MM2 様式 2 部
 - c) ベトナムで出願した登録出願（基礎出願）に添付した商標と同一の商標見本 2 通、
又は商標登録証（基礎登録）
 - d) 英語の MM18 様式 2 部（米国を指定する出願の場合）
 - đ) ベトナム語の委任状（代理人を通して出願する場合）
 - e) ベトナム発の商標の国際登録手続の実施に要する手数料納付領収書
 - g) その他の関連書類（必要に応じる）。

4. ベトナム発のマドリッド出願は所定の方式及び実体に関する要件を満たすこと。申請人は基礎出願又は基礎登録に記載した情報と一致して、願書の情報を規定通り漏れなく正確に記入すること。

第 26 条 ベトナム発のマドリッド出願の取り扱い及び関連する請求

1. 国家知的財産庁はベトナム発のマドリッド出願を受領した後、当該出願が本政令第 25 条第 3 項及び第 4 項に定める要件を満たしているか否かを判定するために審査を行うほか、下記の手続を実施する責任を負う。

a) 出願に不備がある場合、国家知的財産庁は出願人が当該不備を是正するよう通知するものとする。国家知的財産庁が通知を発行した日から 3 か月以内に出願人が不備を是正しない場合、出願は取下げられたものとみなされる。

b) 出願に不備がない場合又は不備があるものの出願人が不備の是正に成功した場合、国家知的財産庁は、出願人が国際事務局に直接納付すべき各種料金・手数料に関する通知を発行し、確認のために出願に署名した上で、料金・手数料に関する通知を発行した日から 15 日以内に出願を国際事務局に引き渡すものとする。

c) 国際事務局が国家知的財産庁の出願受領印に表示された日付から 2 か月以内にベトナム発のマドリッド出願を受領した場合、国家知的財産庁がベトナム発のマドリッド出願を受領した日は、当該出願の国際登録日とみなされる。出願が上述した期限内に完了せず、国際事務局に送達されなかった場合、国際事務局における出願受領日が国際登録日とみなされる。

2. ベトナム発のマドリッド出願が国際事務局に提出された後、国家知的財産庁はその旨を出願人に通知するとともに、国際事務局からの通知・要求又は出願に係るその他の事項（ある場合）の対応（必要に応じて出願人と連携する）を継続するものとする。

3. 事後指定（保護領域の拡大）、国際登録出願人の氏名・住所の補正、商品・サービス一覧の制限、国際登録の効力の更新、代理人の指名、代理人の変更、国際登録譲渡の記録等、ベトナム発のマドリッド出願に国際登録番号が付与された後に実施される請求は、国際事務局と直接行う、又は国家知的財産庁を通して行うことが可

能である。国家知的財産庁を通してそれらを提出する場合、出願人は下記の書類を提出する必要がある。

a) 本政令付録Ⅱに定めるベトナム語の様式第2号に沿った請求書

b) 国際事務局の様式に沿った該当する願書2部

c) ベトナム語の委任状（代理人を通して請求する場合）

d) ベトナム発の国際登録商標の補正、譲渡、更新、領域拡大、商品・サービス一覧の制限、効力の終了・無効等に関する審査手数料納付領収書

d) その他の関連書類（必要に応じる）。

4. 国家知的財産庁は、本条第3項に定める請求を受領した後に下記の手続を実施するものとする。

a) 請求書類に不備がある場合、国家知的財産庁は出願人が当該不備を是正するよう通知するものとする。国家知的財産庁が通知を発行した日から3か月以内に出願人が不備を是正しない場合、当該請求は取下げられたものとみなされる。

b) 請求書類に不備がない場合又は不備があるものの出願人が不備の是正に成功した場合、国家知的財産庁は出願人が国際事務局に直接納付するための各種料金に関する通知を発行し、確認のために請求に署名した上で、料金に関する通知を発行した日から10日以内に当該請求を国際事務局に引き渡すものとする。

5. 国家知的財産庁を通して国際登録の更新請求を提出する場合、出願人は当該国際登録の有効期限の6か月前から1か月後までに提出する必要がある。猶予期間に国際登録の効力の更新を請求する場合、猶予期間終了日から1か月以内に国家知的財産庁に請求書類を提出する必要がある。

第27条 ベトナムを指定するマドリッド出願の取り扱い

1. 国家知的財産庁は、ベトナムを指定するマドリッド出願に関する国際事務局の通知を受領した後、本条第3項及び第10項に定める場合を除き、国内形式に基づいて提出された商標登録出願と同様に、出願の実体審査を行うものとする。国家知的財産庁は、国際事務局が通知を発行した日から12か月以内に、商標の登録性に関する結論を出すものとする。

2. ベトナム法に定める保護条件を満たしている商標に関して、国家知的財産庁は下記の手続を実施するものとする。

a) 国家知的財産庁は、本条第 1 項に定める 12 か月の期間が終了する前に、ベトナムにおける国際登録商標の保護を受理する決定を下し、それを産業財産権の国家登録簿（国際登録商標編）に記録した上で、保護宣言書を国際事務局に送達する。

b) 決定日から 2 か月以内に産業財産権公報により当該決定を公表する。

保護の範囲（量）は国際事務局によって記録され、国家知的財産庁によって受理された商標国際登録における請求内容に基づいて特定されるものとする。

3. 保護条件を満たさない商品・サービスの一部又は全部を含む商標、或いは保護条件を満たしているものの、国際登録に不備（団体商標・証明商標の使用に関する規約、立体商標の透視図法による写真・図面の欠如等）がある商標に関して、国家知的財産庁は本条第 1 項に定める 12 か月の期間が終了する前に、意図した拒絶事項及びその理由を明記した暫定拒絶通知を発行し、当該通知を国際事務局に送達するものとする。

4. 出願人は、国家知的財産庁が商品・サービスの一部又は全部に対する暫定拒絶通知を送達した日から 3 か月以内に不備を是正する、又は国家知的財産庁の拒絶意図に対して不服申立を行う権利を有する。

不備の是正又は拒絶意図への不服申立は出願方法に関する規定を含め、国内形式に基づいて提出された商標登録出願と同様の手続に従って行われるものとする。

5. 国家知的財産庁が商品・サービス一覧（暫定拒絶通知に記載）の一部又は全部を拒絶する意図がある場合、出願人が本条第 4 項に定める 3 か月の期間以内に不備の是正に成功した場合、及び／又は当該商品・サービス一覧の一部又は全部の拒絶意図に対する正当な不服申立を行った場合、国家知的財産庁は下記の手続を実施するものとする。

a) 保護条件を満たしている商品・サービスに該当した保護範囲（量）でベトナムにおける国際登録商標の保護を受理する決定を下し、それを産業財産権の国家登録簿（国際登録商標編）に記録した上で、暫定拒絶通知後の保護受理宣言書を国際事務局に送達する。

b) 決定日から2か月以内に産業財産権公報により当該決定を公表する。

6. 国家知的財産庁が商品・サービス一覧（暫定拒絶通知に記載）の一部又は全部を拒絶する意図がある且つ、出願人が本条第4項に定める3か月の期間が終了したにもかかわらず不備を是正しない、又は是正に成功しなかった場合、或いは不服申立を行わない又は当該拒絶意図に対して不服申立を行ったものの不正当であった場合、国家知的財産庁は、保護条件を満たしている商品・サービス（暫定拒絶通知に記載されている商品・サービス）にのみ本条第5項の規定と同様の手続を適用するものとする。

7. 国家知的財産庁が商品・サービス一覧（暫定拒絶通知に記載）の全部を拒絶する意図がある且つ、出願人が本条第4項に定める3か月の期間が終了したにもかかわらず不備を是正しない、又は是正に成功しなかった場合、或いは不服申立を行わない又は当該商品・サービス一覧の全部に関する拒絶意図に対して不服申立を行ったものの不正当であった場合、国家知的財産庁はベトナムにおける国際登録商標保護に関する拒絶決定を下した上で、全部拒絶の通知を国際事務局に送達するものとする。

8. 本条第2項a号、第5項、第6項及び第7項に定める決定に対する不服申立手続及びその解決は、当該決定が公布内容及び公布手順に関する法的規制と矛盾していると信じるに足る根拠がある場合、国内形式に基づいて提出された商標登録出願と同様に実施されるものとする。不服申立の解決結果に関しては、国家知的財産庁が出願人に通知するものとする。不服申立の解決結果において、拒絶査定で拒絶された商品・サービス一覧の一部又は全部が保護の受理となった場合、又は除外要素（ディスクレマー）に変更があった場合、国家知的財産庁は該当する内容に係る国際事務局の様式に従って、商標保護に影響を与える今後の決定を国際事務局に送達する。

9. 国家知的財産庁は、商標の国際登録がベトナムにおける保護を受理された日から商標所有者の請求に応じて、請求者が所定の料金・手数料を納付することを条件に、国際登録商標がベトナムにおいて保護されている旨の証明書を発行する。

10. マドリッド出願が国際事務局によって公報に公表された日から保護受理決定日直前の時点、又は国際事務局がベトナムを指定する出願に関する通知を発行した日か

ら 12 か月の期間が終了した時点のうち、いずれか早い時点において第三者がベトナムを指定するマドリッド出願に関して意見を提示した場合、当該意見は出願処理中における参考情報源とみなされる。

第 28 条 商標の国際登録を国内形式に基づく出願への変更

1. マドリッド議定書の加盟国に属する個人・組織である商標所有者のベトナムにおける商標の国際登録がマドリッド議定書第 6 条の規定に基づいて失効となった場合、当該所有者は商標の国際登録に記録されたもののマドリッド議定書第 9 条の 5 に基づいて失効となった商品・サービス一覧に属する商品・サービスの一部又は全部に関して当該商標自体の保護を登録するために、国家知的財産庁に変更出願を提出する権利を有する。商標の変更登録出願は下記の条件を満たした場合に有効となる。

a) 出願が、該当する国際登録の失効に関して国際登録簿に記録された日から 3 か月以内に提出されている。

b) 国際登録がベトナムにおいて全面的に拒絶、終了又は取消される対象に該当したことがない。

c) 出願が本政令付録 II 様式第 3 号に従って行われている（その内、変更出願におけるベトナム語の商品・サービス一覧の項目数は、該当する国際登録出願における失効した商品・サービス一覧よりも少なくしてはならない）。

d) 出願がベトナム法の規定に基づいて商標登録出願に関する方式上のその他のあらゆる要件を満たしている。

d) 出願人が、本条第 2 項 b 号に定めるケースを除き、国内形式に基づいて提出された商標登録出願と同様に所定の料金・手数料を全額納付している。

商標の変更登録出願は、国際登録日又は事後指定日（ベトナムへの事後指定があった場合）を出願日として記録する。国際登録が国際条約に基づいて優先権を享受している、又は拒絶理由がある場合を除き、商標の変更登録出願は該当する優先権を記録するものとする。

2. 国家知的財産庁は、本条第 1 項に定める変更条件及び下記の原則に基づいて商標の変更登録出願を審査するものとする。

a) 該当する国際登録において国際事務局によって受理された形式的要素に関して、国家知的財産庁は出願に不備がある場合（団体商標の使用に関する規約、証明商標の使用に関する規約、立体商標の透視図法による写真・図面の欠如等）を除き、再審査を行わないものとする。国家知的財産庁は、出願が本条第 1 項に定める条件を満たさない場合、出願の受理を拒絶する決定を下すものとする。

b) ベトナムにおいて保護の受理がなされた国際登録出願から変更された商標登録出願に関して、国家知的財産庁は、実体審査を再度行わないものとする。当該出願が本条第 1 項に定める変更条件を満たしている場合、国家知的財産庁は保護証書の付与意図に関する通知手続を行い、保護証書の付与を決定し、それを産業財産権の国家登録簿に記録し、国内形式に基づいて提出された出願と同様に産業財産権公報により当該決定を公表するものとする。

c) 有効な商標の変更登録出願が本項 b 号に定めるケースに該当しない場合、国家知的財産庁は国内形式に基づいて提出された商標登録出願と同様に、有効な出願の受理、出願の公表、実体審査及び以後の手続を行うものとする。

第 5 節 保護証書

第 29 条 保護証書記載事項の補正及び産業財産権の国家登録簿の登載事項変更

1. 保護証書は知的財産法第 92 条第 1 項の規定及び本政令付録 II に定める様式に従って情報を記録するものとする。保護証書は電子版及び紙版（出願人が紙版の発行を要請した場合）で発行される。国家によって地理的表示を登録する権利の行使が許可された保護証書の所有者、組織、個人は、国家知的財産庁に対して、下記のケースにおいて、保護証書記載事項の変更を記録するよう要求する権利を有する。

a) 保護証書の所有者の氏名・住所、地理的表示の管轄機関、発明・工業意匠・回路配置の創作者の氏名・国籍に関する変更

b) 保護証書の所有者に関する変更（相続・遺贈・吸収合併・消滅分割・存続分割・新設合併・合弁・連結、同一所有者の新規法人の設立、事業形態の変更、又は裁判所或いはその他の管轄当局の決定に基づく所有権移転）

c) 地理的表示が付いている製品の固有な特殊を持つ明細書、地理的表示に対応する地理的地域、団体商標の使用に関する規約、証明商標の使用に関する規約の補正

保護証書記載事項の変更記録を請求する者は、保護証書記載事項の補正請求にかかる審査手数料、登記手数料及び保護証書の補正記録に関する決定の公表手数料を納付すること。

2. 国家によって地理的表示を登録する権利の行使が許可された保護証書の所有者、組織、個人は下記のケースにおいて、国家知的財産庁に対して、産業財産権の国家登録簿に記載されている保護証書の所有者の産業財産権代理組織に係る変更を記録するよう請求する権利を有する。産業財産権代理組織の変更記録を請求する者は規定に従って保護証書の所有者の委任状、記録請求にかかる審査手数料、登記手数料及び産業財産権代理組織の変更記録に関する決定の公表手数料を納付すること。

3. 保護証書の所有者は下記のケースにおいて、国家知的財産庁に対して知的財産法第97条第3項に定める保護範囲の縮小を請求する権利を有する。

a) 商標登録証に記載されている商品・サービス一覧に属する1つ又は複数の商品・サービス又は商品・サービス群の減少を請求する、又は除外要素（ディスクレーマー）である小さな部分を排除するものの、商標登録証に記載されている商標の識別性を変更させない旨を請求する。

b) 特許証、実用新案登録証に記載されている保護範囲（請求項）に属する1つ又は複数の独立項又は従属項の減少を請求する。

c) 工業意匠に関する1つ又は複数のバリエーション、或いは工業意匠登録証に記載されている製品セット内の1つ又は複数の製品の排除を請求する。

保護範囲の縮小を請求する者は保護範囲縮小の請求にかかる審査手数料、登記手数料及び保護証書の補正に関する決定の公表手数料を納付すること。

4. 補正請求書類は、本条第1項、第2項及び第3項に定める補正すべき内容に応じて下記の書類一式を含めるものとする。

a) 本政令付録II様式第6号に沿った変更記録の請求を明記した補正請求書。1部の補正請求書により、同一の補正内容を有する複数の保護証書の補正を請求することが可能であるが、その請求者は各保護証書に対する所定の手数を納付しなければならないことが条件とする。

b) 保護証書の原本（保護証書が紙版で付与された場合）

c) 氏名・住所の変更を確認する旨の書類（原本又は認証付き写し）、氏名・住所の変更に関する決定、氏名・住所の変更を記録した事業登録証明書、補正請求内はが氏名・住所である場合における氏名・住所の変更を証明するその他の法的文書（原本又は認証付き写し）

d) 保護証書の所有者の変更を請求する場合における本条第 1 項 b 号に定める所有権移転を証明する書類（相続・遺贈・吸収合併・消滅分割・存続分割・新設合併・合併・連結、同一所有者の新規法人の設立、事業形態の変更を証明する書類、又は裁判所或いはその他の管轄当局の決定に基づく書類）

d) 補正内容を明記した説明書

e) 補正した工業意匠に係る写真 5 セット又は図面セット（工業意匠の補正を請求する場合）、地理的表示が付いている製品固有の特質を有する明細書 2 部、地理的表示に対応する地理的地域の地図（地理的表示の補正を請求する場合）、団体商標の使用に関する規約 2 部、証明商標の使用に関する規約 2 部（団体商標、証明商標の補正を請求する場合）、商標見本 5 通（本条第 3 項 a 号の規定に従った商標見本の補正を請求する場合）

g) 委任状（代理人を通して請求する場合）

h) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）

5. 保護証書の補正、産業財産権の国家登録簿に記載されている産業財産権代理組織に係る変更を記録する旨の請求は下記の通りに処理されるものとする。

a) 国家知的財産庁は、請求を受領した日から 2 か月以内に本条第 1 項 a 及び b 号の規定に従って保護証書補正の請求を検討しなければならない。当該請求が正当であると判断した場合、国家知的財産庁は保護証書の補正決定を下し、保護証書に記録し、登録簿に記帳し、決定日から 60 日以内に産業財産権公報により保護証書の補正決定を公表する。保護証書補正の請求に不備がある、又は不正当の場合、国家知的財産庁は拒絶理由を明記した、補正請求を拒絶する意図の通知を発行し、請求者が不備を是正する、又は不服申立を行うために通知日から 2 か月の猶予を設定するものとする。設定された期間が終了したにもかかわらず、請求者が不備を是正しない、

又は是正したものの要件を満たさない場合、或いは不服申立を行わない又は不服申立を行ったものの不正当であった場合、国家知的財産庁は保護証書補正の請求を拒絶する旨の決定を発行するものとする。

b) 本条第 1 項 c 号及び第 3 項の規定に従った保護証書補正の請求に関して、該当する出願の再審査手続は、国家知的財産庁は知的財産法第 114 条及び関連法令の規定に従って実施されるものとする。再審査期間は保護証書補正の請求に対する処理期間に算入されないものとする。

c) 国家知的財産庁は、請求を受領した日から 2 か月以内に本条第 2 項の規定に従って産業財産権の国家登録簿に記載されている産業財産権代理組織の変更を記録する旨の請求を検討しなければならない。当該請求書類が正当であると判断した場合、国家知的財産庁は産業財産権の国家登録簿に記載されている産業財産権代理組織の変更を記録する旨の決定を下し、登録簿に記帳し、決定日から 60 日以内に産業財産権公報により公表する。産業財産権代理組織の変更に関する記録請求に不備がある、又は不正当の場合、国家知的財産庁は拒絶理由を明記した、記録請求を拒絶する意図の通知を発行し、請求者が不備を是正する、又は不服申立を行うために通知日から 2 か月の猶予を設定するものとする。設定された期間が終了したにもかかわらず、請求者が不備を是正しない、又は是正したものの要件を満たさない場合、或いは不服申立を行わない又は不服申立を行ったものの不正当であった場合、国家知的財産庁は産業財産権代理組織の変更に関する記録を拒絶する旨の決定を発行するものとする。

6. 保護証書に不備を発見した場合、国家知的財産庁は自ら又は不備を発見した者の要請に応じて不備のある保護証書を取消、補正済み保護証書を再付与する。当該不備が保護証書の所有者の過失によるものである場合、保護証書の所有者は知的財産法第 97 条第 1 項の規定に基づく保護証書の補正に関する請求の審査手数料、及び不備のあった保護証書が公表された場合における補正事項公表手数料を納付しなければならない。当該不備が国家知的財産庁の過失によるものである場合、保護証書の所有者は当該手数料の納付を不要とする。

7. 国家知的財産庁は、下記のケースにおいて、保護証書副本の付与並びに保護証書／保護証書副本の再付与を行うものとする。

- a) 産業財産権が共有形態に属する場合、保護証書は共同出願人名簿の最上の者に付与されるものとする。その他の共有者は、国家知的財産庁に対して保護証書副本の付与を請求することが可能であるが、保護証書副本の付与にかかる手数料を納付すること。
- b) 保護証書／保護証書副本が紛失又は使用不可能なほど、壊れる、破れる、汚れる、色褪せるなどした場合、又は分解され封印が保たれていない場合、保護証書／保護証書副本の付与がなされた産業財産権の所有者は、国家知的財産庁に対して保護証書／保護証書副本の再付与を請求することが可能であるが、該当する手数料を納付すること。
- c) 保護証書副本の付与並びに保護証書／保護証書副本の再付与に関する請求は書面にて作成する必要があるが、産業財産権対象の登録願書に示されている場合はこの限りではない。
- c1) 保護証書副本の付与並びに保護証書／保護証書副本の再付与に関する請求書は本政令付録Ⅱ様式第9号に従って作成されるものとする。
- c2) 元の保護証書に添付した工業意匠に係る商標見本、写真セット、図面に該当する工業意匠に係る商標見本2通、写真2セット又は図面2セット
- c3) 委任状（代理人を通して請求する場合）
- c4) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）
- d) 保護証書副本の付与並びに保護証書／保護証書副本の再付与に関する請求の取り扱い
- d1) 国家知的財産庁は、請求を受領した日から1か月以内に保護証書副本の付与並びに保護証書／保護証書副本の再付与に関する請求を検討しなければならない。保護証書副本の付与並びに保護証書／保護証書副本の再付与に関する請求が本項 a、b、c 号の規定に該当する場合、国家知的財産庁は保護証書副本の付与並びに保護証書／保護証書副本の再付与に関する決定を下し、産業財産権の国家登録簿における当該保護証書の登録欄に記録するものとする。

d2) 保護証書副本の内容は、当該保護証書の諸情報を十分に表示するほか、「副本」の表示を付けなければならない。保護証書・保護証書副本の再付与版の内容は、保護証書・保護証書副本初版の諸情報を十分に表示し、かつ「再発行版」の表示をしなければならない。国家知的財産庁は、決定日から 60 日以内に産業財産権公報により保護証書／保護証書副本の再付与を公表する。

d3) 保護証書副本の付与並びに保護証書／保護証書副本の再付与に関する請求が本項 c 号の規定に該当しない場合、国家知的財産庁は通知を発行し、請求者が不備を是正する、又は不服申立を行うために通知日から 2 か月の猶予を設定するものとする。上述した期間が終了したにもかかわらず、請求者が不備を是正しない、又は是正したものの要件を満たさない場合、或いは不服申立を行わない又は不服申立を行ったものの不正当であった場合、国家知的財産庁は、理由を明記した保護証書副本の付与並びに保護証書／保護証書副本の再付与を拒絶する旨の決定を発行するものとする。

8. 産業財産権のライセンス契約に関する登録証明書副本の付与／再付与手続は、本条第 7 項に定める手続と同様に適用されるものとする。

第 30 条 発明・実用新案保護証書の効力維持

1. 発明・実用新案保護証書の効力維持に関する請求書類には下記の書類を含む。

a) 本政令付録 II 様式第 7 号に沿った請求書

b) 委任状（代理人を通して請求する場合）

c) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスで納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）

2. 保護証書の効力維持に関する請求及び保護証書の効力維持に関する請求の審査手数料、効力維持手数料、保護証書使用料、登記手数料及び公表手数料は、保護証書における有効期間終了日の 6 か月前までに国家知的財産庁に納付すること。当該請求は、上記の所定期間後でも行うことが可能であるが、有効期間の終了日から 6 か月を超えてはならないほか、保護証書の権所有者は、料金・手数料に関する法律の規定に従って、遅延した月ごとに罰金を納付すること。

3. 国家知的財産庁は、保護証書の効力維持に関する請求書類並びに本条第 1 項及び第 2 項に定める各種料金・手数料を受領した日から 1 か月以内に請求書類を精査し、下記の手続を実施するものとする。

a) 請求書類が正当である場合、保護証書の効力維持に関する通知を発行し、産業財産権の国家登録簿に記録したうえで、通知日から 60 日以内に産業財産権公報により公表する。

b) 書類に不備がある、又は不正当の場合、拒絶理由を明記した効力維持請求を拒絶する意図の通知を発行し、請求者が不備を是正する、又は不服申立を行うために通知日から 2 か月の猶予を設定するものとする。設定された期間が終了したにもかかわらず、請求者が不備を是正しない、又は是正したものの要件を満たさない場合、或いは不服申立を行わない又は不服申立を行ったものの不正当であった場合、国家知的財産庁は保護証書の効力維持を拒絶する旨の決定を発行するものとする。

第 31 条 工業意匠登録証、商標登録証の効力の更新

1. 工業意匠登録証は、1 回の更新につき 5 年間効力を発揮し、最大 2 回まで更新することが可能である。保護される工業意匠に複数のバリエーションがある場合、基本バリエーションを含む全部又は一部のバリエーションに対して特許証の更新を行うことが可能である。商標登録証は、商品・サービス一覧の全部又は一部に関して、1 回の更新につき 10 年間効力を発揮し、回数の制限なく更新することが可能である。

2. 工業意匠登録証、商標登録証の効力の更新に関する請求書類には下記の書類を含む。

a) 本政令付録 II 様式第 7 号に沿った効力の更新請求書

b) 工業意匠登録証、商標登録証の原本（保護証書が紙版で付与された、且つ更新の旨を保護証書に記録するという請求がある場合）

c) 委任状（代理人を通して請求する場合）

d) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスで納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）

1 つの書類で、同一の対象及び同一の所有者を有する 1 つ又は複数の保護証書に対する効力の更新を請求することが可能である。

3. 保護証書の効力の更新に関する請求書類、更新請求にかかる審査手数料、更新手数料、保護証書使用料、登記手数料及び保護証書の効力更新決定の公表にかかる手数料に関して、当該工業意匠登録証、商標登録証の所有者は、工業意匠登録証、商標登録証における有効期間終了日の 6 か月前までに国家知的財産庁に提出すること。当該請求は、上記の所定期間後でも提出することが可能であるが、保護証書の有効期間の終了日から 6 か月を超えてはならないほか、保護証書の所有者は、料金・手数料に関する法律の規定に従って、遅延した月ごとに罰金を納付すること。

4. 国家知的財産庁は、更新に関する請求書類を受領した日から 1 か月以内に当該書類を検討し、下記の手続を実施するものとする。

a) 書類が正当である場合、保護証書の効力の更新に関する決定を下し、保護証書に記録し（請求がある場合）、登録簿に記帳したうえで、工業意匠登録証、商標登録証の効力の更新に関する決定を、決定日から 60 日以内に産業財産権公報により公表する。

b) 下記のいずれかのケースに該当する場合には、拒絶理由を明記した更新を拒絶する意図の通知を発行し、請求者が不備を是正する、又は不服申立を行うために通知日から 2 か月の猶予を設定するものとする。

b1) 更新請求書類が不正当又は所定の手続に従って提出されなかった場合

b2) 更新を請求した者が該当する工業意匠登録証、商標登録証の所有者ではない場合
設定された期間が終了したにもかかわらず、請求者が不備を是正しない、又は是正したものの要件を満たさない場合、或いは不服申立を行わない又は不服申立を行ったものの不正当であった場合、国家知的財産庁は工業意匠登録証、商標登録証の効力の更新を拒絶する旨の決定を発行するものとする。

c) 更新手続の終了後、工業意匠登録証、商標登録証の所有者が、効力の更新に関する決定を保護証書に記録する旨を国家知的財産庁に対して請求する場合、保護証書の所有者は保護証明書の補正手続を行うほか、所定の料金・手数料を納付する必要がある。

第 32 条 保護証書の効力の終了・無効

1. 保護証書の効力の終了・無効を請求する組織・個人は、知的財産法第 95 条第 4 項及び第 96 条第 4 項に基づいて保護証書の効力の終了・無効にかかる請求手数料、当該請求にかかる審査手数料、登記手数料及び保護証書の効力における終了・無効決定の公表にかかる手数料を納付すること。

2. 保護証書の効力の終了・無効に関する請求書類は下記の規定に該当する必要がある。

a) 同じ主張を有する場合、1 つの請求書類で 1 つ又は複数の保護証書における効力の終了・無効を請求することが可能であるが、当該請求者は各保護証書に応じた所定の料金・手数料を納付することを条件とする。

b) 保護証書の効力の終了・無効に関する請求書類には下記の書類一式を含む。

b1) 本政令付録 II 様式第 8 号に沿った保護証書の効力の終了・無効請求書

b2) 証拠（ある場合）

b3) 委任状（代理人を通して請求する場合）

b4) 請求理由の説明書（保護証明書番号、保護証書の効力の一部又は全部の終了・無効に関する理由、法的根拠、請求内容を明記）及び関連書類

b5) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスで納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）

3. 保護証書の効力の終了・無効に関する請求書類は、下記の通り処理されるものとする。

a) 保護証書の効力の終了・無効に関する請求書類は、知的財産法第 95 条、第 96 条、第 220 条第 3 項及び本条の規定に基づいて処理されるものとする。保護証書の効力の無効における請求に関して、国家知的財産庁は知的財産法第 114 条及び関連法律の規定に基づいて該当する出願の実体審査を再度実施するものとする。

b) 第三者が保護証書の効力の終了・無効を請求した場合、国家知的財産庁は請求を受領した日から 1 か月以内に、保護証書の所有者に対して第三者の意見を書面にて通知し、保護証書の所有者が意見を提示するために通知日から 2 か月の猶予を設定

するものとする。国家知的財産庁は、第三者及び関連する保護証書の所有者との間で直接的な意見交換を行うことが可能である。

c) 国家知的財産庁は各当事者の意見を考慮したうえで、知的財産法第 95 条第 5 項及び第 96 条第 5 項の規定に基づいて、保護証書の効力の一部又は全部を終了／無効する旨の決定を下す、又は保護証書の効力の一部又は全部に関する終了／無効を拒絶する旨の通知を発行するものとする。

本号に定める決定・通知の発行期限は、保護証書の所有者が意見を提示しなかった場合における本項 b 号に定める 2 か月の期間若しくは本条第 4 項 a 号、第 5 項 a 号に定める 3 か月の期間の終了日、又は保護証書の所有者の意見を受領した日から 3 か月間とする。保護証書の所有者が保護証書の効力の終了・無効を請求した者と異なる意見を提示した場合、当該期限を最大 3 か月延長することが可能である。

保護証書の所有者が知的財産法第 95 条第 3 項の規定に基づいて産業財産権の放棄を宣言する場合、上述した期限は請求を受領した日から 15 日とする。

保護証書の終了・無効に関する請求を対応するために必要なその他の関連手順を実施する期間は、上述した期間に算入しないものとする。

d) 本項 c 号に定める国家知的財産庁による保護証明書等の効力の終了・無効に係る請求を処理する旨の決定・通知の内容に同意しない場合、請求者又は本項 b 号に定める組織・個人は、産業財産に関する手続に係る法律の規定に基づいて、当該決定又は通知に対して不服申し立てを行う権利を有する。

d) 保護証書の効力の終了・無効に関する決定は、産業財産権の国家登録簿に記録され、決定日から 60 日以内に産業財産権公報により公表される。

4. 商標の国際登録における効力の終了・無効に関する請求書類は、下記の通り処理されるものとする。

a) 第三者によって提出されたマドリッド協定又はマドリッド議定書に基づいた商標に関する国際登録における効力の終了・無効に関する請求書類について、国家知的財産庁は国際事務局を通じて商標に関する国際登録の効力の終了・無効に係る請求内容を商標所有者に通知し、商標所有者が意見を提示するために通知日から 3 か月の猶予を設定するものとする。

b) 商標に関する国際登録の効力は、商品・サービス一覧の一部又は全部につき終了・無効される場合がある。

c) 国家知的財産庁が商品・サービス一覧の一部又は全部に対して商標に関する国際登録の効力を終了・無効する旨の決定を下した、且つ当該決定がもはや不服申立又は行政訴訟の対象ではなくなった場合、国家知的財産庁は効力の終了・無効がなされた商品・サービス一覧を明記した、国際事務局の様式に沿った商標に関する国際登録の効力を終了・無効する旨の通知を発行したうえで、当該通知を国際事務局に送達するものとする。

d) 国内形式に従って提出された商標登録出願に基づく商標保護証明書の終了・無効における請求の処理に関するその他の関連規定は、商標に関する国際登録の効力の終了・無効に係る請求の処理に適用されるものとする。

5. 工業意匠に関する国際登録の効力の終了・無効に係る請求書類は、下記の通り処理されるものとする。

a) 第三者によって提出されたハーグ協定に基づいた工業意匠に関する国際登録の効力の終了・無効に関する請求書類について、国家知的財産庁は国際事務局を通じて工業意匠に関する国際登録の効力の終了・無効に係る請求内容を工業意匠所有者に通知し、工業意匠所有者が意見を提示するために通知日から 3 か月の猶予を設定するものとする。

b) 工業意匠に関する国際登録の効力は、当該登録に含まれる工業意匠の一部又は全部につき無効とされる場合がある。

c) 国家知的財産庁が工業意匠の一部又は全部に対して国際登録の効力を無効する旨の決定を下した、且つ当該決定がもはや不服申立又は行政訴訟の対象ではなくなった場合、国家知的財産庁は効力の無効がなされた工業意匠を明記した、国際事務局の様式に沿った工業意匠に関する国際登録の効力を無効する旨の通知を発行したうえで、当該通知を国際事務局に送達するものとする。

d) 国内形式に従って提出された工業意匠登録出願に基づく工業意匠保護証明書の終了・無効における請求の処理に関するその他の関連規定は、工業意匠に関する国際登録の効力の終了・無効に係る請求の処理に適用されるものとする。

第2章

産業財産権の主体・内容・制限

第33条 産業財産権の主体

1. 産業財産権の主体には、知的財産法第121条に定める産業財産権を所有する組織・個人、又は所有者によって産業財産権が譲渡された組織・個人が含まれる。
2. 発明、工業意匠、回路配置及び商標の保護証書が知的財産法第86条第2項、第87条第5項及び第90条第3項の規定に基づいて複数の組織・個人に共同付与された場合、産業財産権は当該組織・個人の共同所有に属するものとする。共有者は民法の規定に従って所有権を遂行するものとする。

第34条 産業財産権の範囲

1. 発明、工業意匠、回路配置、商標、地理的表示に関する産業財産権の範囲は、産業財産権の国家登録簿、商標に関する国際登記、工業意匠に関する国際登記又は保護証書、商標の国際登録確認書、国際登録の工業意匠保護受理決定書に記録された保護範囲に基づいて特定されるものとする。
2. 商号に対する権利の範囲は、商号、事業分野及び商号を有する主体によって当該商号が合法的に使用されている事業領域を含む、商号の保護範囲に応じて特定される。事業手続における組織・個人の名称の登記は当該名称の使用とはみなされないが、当該名称の使用が合法であるとみなされるための条件にすぎないものとする。
3. 営業秘密に対する権利の範囲は、利用できる水準にある正確かつ完全な順序で整理された営業秘密を構成する情報集合を含む、営業秘密の保護範囲に応じて特定される。
4. 産業財産権の主体は、知的財産法第132条、第133条、第133a条、第134条、第135条、第136条、第136a条、第137条に定める条件の下で保護範囲に基づいて権利を享受し、義務を履行するものとする。

第35条 発明・工業意匠・回路配置の創作者の権利

1. 知的財産法第 122 条第 2 項に定める創作者の人格権は、無期限に保護されるものとする。
2. 知的財産法第 122 条第 3 項に定める創作者の報酬を受ける権利は、発明・工業意匠・回路配置の保護期間中に保護されるものとする。
3. 報酬の支払いは所有権及び創作者との間に別途の合意がない限り、所有者が実施権の譲渡による支払金額を受け取った日から 30 日以内に行われる、又は創作者に支払う報酬が知的財産法第 135 条第 1 項 a 号の規定に基づいて算出される場合には、事業年度の終了日から 90 日以内に行われるものとする。

第 36 条 地理的起源を表示する標識に関する国家管理の責任

1. 各省・中央直轄市人民委員会は、農業農村開発省及び商工省と協調し、地方の計画に基づいて各省庁・部門・地方の管轄下における特産品の種類、製品の特質、地理的表示が付いている特産品の生産プロセスの特定を主宰する。
2. 各省・中央直轄市人民委員会は、団体商標・証明商標を登録するために地方特産品の地理的起源を表示する地名及びその他の標識の使用を許可するほか、地方特産品の地理的表示における登録出願を直接的に行う、又はそれらの実施を郡、区、町、省直轄市、中央直轄市の人民委員会、省・中央直轄市人民委員会傘下の専門機関に対して分権・委任するものとする。
3. 科学技術大臣は、製品の地理的起源を表示する地名及びその他の標識を特定するための基準を指導するものとする。

第 37 条 地理的表示の所有権の行使

1. ベトナムの地理的表示に関して、知的財産法第 121 条第 4 項に定める地理的表示の管理権利を有する機関・組織（以下「地理的表示管理組織」という）には下記のものを含む。
 - a) 地理的表示が一つの地方に属する場合における地理的表示に該当する地理区域に所在する省・中央直轄市人民委員会。

b) 地理的表示が複数の地方に属する場合における、地理的表示に該当する地理区域に所在する他の省・中央直轄市人民委員会の委任代理人である省・中央直轄市人民委員会。

c) 省・中央直轄市人民委員会によって地理的表示の管理に関する分権・委任がなされた郡、区、町、省直轄市、中央直轄市の人民委員会、省・中央直轄市人民委員会傘下の専門機関

d) 各省・中央直轄市人民委員会によって地理的表示の管理権限を付与された機関・組織（ただし、当該機関・組織が知的財産法第 121 条第 4 項の規定に基づいて地理的表示の使用権を付与されたあらゆる組織・個人の利益のために代表を務めることを条件とする）。

2. 本条第 1 項 d 号に基づいた地理的表示の管理権利を有する機関・組織は、知的財産法第 123 条第 2 項及び第 198 条に定める地理的表示に関する所有者の権利を行使することが可能である。

3. 外国の地理的表示に関して、所有者、地理的表示に関する所有者の権利の行使が許可された組織及び地理的表示管理組織は、当該地理的表示の原産国の法規制に従って特定されるものとする。

第 38 条 地理的表示管理組織による地理的表示管理権の行使

1. 本政令第 37 条第 1 項に定める地理的表示管理組織は下記の責任を負うものとする。

a) 地理的表示の管理に関する規約の策定・公布を行う。

b) 自らが公布した規約に従って地理的表示を管理する。

c) 地理的表示を使用する組織・個人一覧を、それらの組織・個人の通知に基づいて作成したうえで公開する。地理的表示を使用する組織・個人一覧は変更の都度、更新する必要がある。

d) 地理的表示が付いている製品を製造する組織・個人による地理的表示の使用を管理するための措置の実施を組織し、製品が特性、特殊な品質、名声に関する基準を満たし、地理的表示が付いている製品固有の特質を有する明細書と一致していることを確保する。

d) 地理的表示に関する権利における侵害行為の防止・禁止をするための措置における監視及び実施をするほか、法律の規定に従って処理すべく管轄当局に要請する。

e) 地理的表示の管理状況を2年ごとに国家知的財産庁に報告する。

2. 本条第1項a号に定める地理的表示の管理に関する規約は、下記の条件を満たす必要がある。

a) 地理的表示の管理に関する規約には下記の主な内容が含まれる。

a1) 地理的表示が付いている製品：製品固有の特質を有する明細書における内容と一致している製品名、製品明細書（製品の特性、特殊な品質、生産行程、生産地域等）

a2) 地理的表示を使用する組織・個人の記録：地理的表示を使用する組織・個人の記録に関する請求書類には、記録請求、組織・個人が地理的表示に対応する地理的地域において地理的表示が付いている製品の製造活動を行っていることを証明する書類及び必要に応じたその他の書類が含まれる。書類の精査、地理的表示が付いている製品固有の特質を有する明細書への準拠を含む書類の真正性の検査・評価（必要な場合）、組織・個人の情報を地理的表示使用組織・個人一覧への記録。

a3) 地理的表示の使用における検査・管理に関する仕組み：検査・管理内容（地理的起源、製品の特質、特殊な品質、生産行程等）、検査・管理計画、検査・管理ツール及び方法、検査・管理を行う機関・組織等

a4) 地理的表示を使用する組織・個人の権利及び責任：地理的表示が付いている製品の特質、特殊な品質、名声の維持を確保する。地理的表示を使用する前に、地理的表示を使用する組織・個人一覧に記録されるよう地理的表示管理組織に通知する。地理的表示の使用状況等を地理的表示管理組織に毎年、定期的に報告する。

a5) 地理的表示の管理における地理的表示管理組織の権利及び責任

a6) 地理的表示の管理に使用する経費

a7) 規則に違反した場合の対処措置

b) 地理的表示の管理に関する規約を公布する前に、地理的表示が付いている製品を製造する組織・個人の意見を収集すること。

c) 地理的表示の管理に関する規約には、地理的表示が付いている製品を製造する組織・個人の地理的表示の合法的な使用权を不当に制限する内容は含まれない。

第 39 条 農業用化学品の試験データに関する秘密保持

1. 農業用化学品とは、農業及び農村開発分野において使用される化学製品を指す。
2. 農業用化学品の試験データが知的財産法第 128 条第 1 項に定める条件を満たしている且つ、農業用化学品の流通許可申請時に申請者によって秘密保持を要求された場合に秘密として扱われるものとする。
3. 農業用化学品の流通を許可する管轄当局は、本条第 2 項に定める試験データの機密保持を行う。

第 40 条 産業財産対象の使用

1. 知的財産法第 124 条第 1 項 d 号、第 2 項 b 号及び第 7 項 b 号に定める製品の流通行為には、製品の販売、販売用の展示、又は運送行為を含む。
2. 商標所有者又は商標所有者の許可を受けた者によって実施された、保護対象の商標見本と相違する実際の商標見本の使用は、知的財産法第 124 条第 5 項の規定に基づく商標の使用ともみなされるが、その相違が著しくなく、商標の識別性に影響を与えないことを条件とする。

第 41 条 国家の名における発明の実施

1. 公共利益及び非営利目的、国防、安全保障、疾病の予防・治療、国民の栄養、又は知的財産法第 133 条第 1 項に定めるその他の緊急を要する社会的需要に対応するための国家の名における発明の実施は、各省・省相当機関、又はその他の組織・個人により、知的財産法第 145 条第 1 項 a 号及び第 147 条第 1 項第 2 段落に定める発明の強制実施許諾決定の発行に基づき実施される。輸入製品、契約に基づく発明の実施権を譲受した当事者によって製造された製品が、国防、安全保障、疾病の予防・治療、国民の栄養又はその他の緊急を要する社会的需要に応えた場合、専用実施権者は知的財産法第 136 条の規定に基づく使用義務を履行したものみなされる。
2. 国家の名として発明を実施する場合における発明の強制実施許諾決定の発行手続は、本政令第 55 条及び第 56 条の規定に従うものとする。

第 42 条 医薬品流通許可証の遅延に対する発明所有者への補償

1. 知的財産法第 131a 条の規定に基づいて医薬品の初回流通登録手続が遅延した場合、医薬品流通許可証の発給管轄当局は、医薬品の流通が許可された後、申請者が本政令付録 I 様式第 2 号に沿った書面による要請を行った時点から 2 か月以内に、遅延期間を明記した医薬品流通登録手続の遅延に関する確認書を発行する必要がある。
2. 発明所有者が本条第 1 項の規定に従って特許証に基づいて製造された医薬品の流通登録手続の遅延に関する医薬品流通許可証の発給管轄当局の確認書を添付し、本政令付録 I 様式第 3 号に沿った書面による要請を行った場合、国家知的財産庁は特許証の所有者に補償計画を通知するほか、下記の手続を実施するものとする。
 - a) 効力維持に関する請求の処理過程において、当該特許証に基づいて製造された医薬品の流通登録手続が遅延した期間に対しては、特許証の使用料を徴収しないものとする。
 - b) 当該期間における特許証の使用料が納付された場合、次期の効力維持に関する請求の処理過程に納付された料金を控除するものとする。
 - c) 特許証の所有者が効力を維持しない、又は特許証の効力が切れた場合、所定の請求書類をすべて受領した日から 3 か月以内に、使用料を特許証の所有者に返金するものとする。
3. 複数の異なる特許証に基づいて製造された医薬品に関しては、関連するあらゆる特許証の使用料を無料にするものとする。

第 3 章

国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置

第 43 条 国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の登録権

1. 知的財産法第 86a 条第 1 項及び第 2 項に定める国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の登録権の自動的な譲渡とは、主権機関が国家所有者の代理人による登録権譲渡手続を経過することなく、発明・工

業意匠・回路配置が科学的及び技術的任務の遂行過程に創作された際に、これらの対象の登録権を有することを指す。

2. 知的財産法第 86a 条第 2 項及び第 3 項 b 号に定める国家予算の一部を含む、複数の資金源によって投資された科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の登録権は、下記の通りに特定されるものとする。

a) 当該任務を主宰する機関は、国家予算の投資額に応じた発明・工業意匠・回路配置の登録権を有する。科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置が国防及び安全保障分野に属する場合、登録権は国家に属し、本条第 3 項に定める国家所有者の代理人によって登録が実施されるものとする。

b) その他の組織・個人は、出資額に応じた発明・工業意匠・回路配置の登録権を有する。

3. 知的財産法第 86a 条第 3 項 c 号に定める国家所有者の代理人は下記の通りである。

a) 本項 b 号に定める国家レベルの科学的及び技術的任務を除く、国家レベルの科学的及び技術的任務に関しては、科学技術大臣とする。

b) 管理を割り当てられた国家レベルの科学的及び技術的任務、並びに自らが承認した科学的及び技術的任務に関しては、大臣、省相当機関、政府直轄機関、その他の中央機関の長、省人民委員会委員長とする。

c) 自らが承認した科学的及び技術的任務に関しては機関・組織の長とする。

第 44 条 国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の通知・登録に関する義務

1. 知的財産法第 136a 条第 1 項に定める発明・工業意匠・回路配置の創作日は、主宰機関が創作者の書面による報告書を受領した日、又は当該発明・工業意匠・回路配置が科学的及び技術的任務から創作された旨を認知した日のいずれか早い日とする。

2. 主宰機関は、発明・工業意匠・回路配置が本条第 1 項の規定に従って創作された日から 1 か月以内に、発明、工業意匠、回路配置、登録の需要及び登録出願を予定している国（ある場合）に係る情報を明記した書面にて国家所有者の代理人へ通知するものとする。上記の対象に対する権利を確立するための登録手続を行わない場

合、主宰機関は知的財産法第 136a 条第 2 項に定める期間が終了する 10 日前までに国家所有者の代理人に書面にて通知する責任を負うものとする。

3. 発明・工業意匠・回路配置の創作者及び主宰機関は、発明・工業意匠・回路配置の登録出願が提出される、又は国家所有者の代理人が知的財産法第 133a 条第 2 項の規定に従って発明・工業意匠・回路配置の内容を公開するまで発明・工業意匠・回路配置に係る情報の機密を保持する義務を負うものとする。

4. 国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の登録出願は、ベトナム法に基づいて設立された組織、ベトナム国民及びベトナムに恒久的に居住している個人にのみ譲渡することが可能である。発明・工業意匠・回路配置の登録出願を譲受した組織・個人は、知的財産法及び本政令に定める主宰機関の該当する義務を履行すること。

5. 国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置に係る知的財産関係法律の規定に基づき産業財産権の確立手続を行う過程において、主宰機関は下記の義務を負うものとする。

a) 国家知的財産庁が出願の処理結果に係る決定・通知を発行した日から 7 営業日以内に、科学的及び技術的任務の管轄機関に対して発明・工業意匠・回路配置の登録出願の処理結果を書面にて通知すること。

b) 知的財産法第 113 条第 1 項及び第 2 項に定める期間が終了した日から 7 営業日以内に、知的財産法第 113 条第 3 項により特許出願が取り下げられたものとみなされた旨及びその理由を科学的及び技術的任務の管轄当局に書面にて通知すること。

c) 下記のケースにおいて、国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の登録権を、本政令第 45 条に定めるその他の組織・個人に譲渡するための手続を行うべく科学的及び技術的任務の管轄当局に通知すること。

c1) 発明・工業意匠・回路配置の登録出願が有効な出願としての受理を拒絶された場合。ただし、出願に記載の対象が知的財産法第 59 条、第 64 条及び第 69 条の規定に基づいて発明、工業意匠、配置設計として保護されない対象であるという理由で出願が拒絶された場合はこの限りではない。

c2) 発明・工業意匠・回路配置の登録出願が規定に従って公表される前に取下げられた場合。

第 45 条 国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の登録権における、その他の組織・個人への譲渡

1. 国家所有者の代理人は、需要のある組織・個人が知的財産法第 133a 条第 1 項に定めるケース及び本政令第 44 条第 5 項 c 号に定めるケースにおいて発明・工業意匠・回路配置の登録権の譲渡に関する請求書類を提出するために、ウェブサイト又は電子情報ポータル上での公表を科学的及び技術的任務の管轄当局に割り当てる。
2. 本条第 1 項に基づいて公開される情報には、科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の名称・技術分野、譲渡方法、情報入手方法が含まれる。
3. 本条第 1 項に定める需要のある組織・個人は、科学的及び技術的任務の管轄当局に対して書面による要請がある、且つ機密を保持し情報を商業目的で使用しないことを確約した場合には、本条第 2 項に定める科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置に係る具体的な情報を入手することが可能である。
4. 本条第 1 項に定める需要のある組織・個人は、付録 II 第 1 号に沿った発明・工業意匠・回路配置の登録権譲渡申請書を科学的及び技術的任務の管轄当局に送達するものとする。
5. 科学的及び技術的任務の管轄当局は、下記の規定に従って登録権の譲渡申請を処理する責任を負うものとする。
 - a) 申請書の正当性を確認する。申請書が不正である場合、科学的及び技術的任務の管轄当局は申請書を受領した日から 5 営業日以内に組織・個人に対して書面にて通知し、当該組織・個人が不備を是正するための猶予を 10 日間に設定するものとする。
 - b) 科学的及び技術的任務の管轄当局は、知的財産法第 133a 条第 1 項に定める公表期間の終了日から 7 営業日以内に、譲受の資格を有する組織・個人に対する発明・工業意匠・回路配置の登録権譲渡に関する決定の発行を国家所有者の代理人に報告するものとする。

c) 発明・工業意匠・回路配置の登録権の譲渡を要請した複数の組織・個人の出願がすべて有効であった場合、国家所有者の代理人はそれらの組織・個人が共同で登録権を遂行し、発明・工業意匠・回路配置の登録出願における共同名義人になるよう割り当てる意図を通知する上で、それらの組織・個人が通知内容に関する意見を提示するために、通知日から 7 営業日の猶予を設定するものとする。上記の期間が終了した際、登録権の譲渡を申請した組織・個人が共同名義人になることに同意しない旨の回答文書を送達した、又は回答文書を送達しなかった場合、国家所有者の代理人は上述した期間が終了した日から 5 営業日以内に譲渡の意図通知に同意する旨の回答文書を発行した組織・個人に対して発明・工業意匠・回路配置の登録権の譲渡決定を発行するものとする。

6. 登録権を譲受する組織・個人は、本条第 5 項に定める譲渡決定を受領した日から 6 か月以内に発明・工業意匠・回路配置に係る権利を確立するための登録を申請する義務を負うほか、知的財産法及び本政令に定める主宰機関のその他の該当する義務を履行するものとする。

7. 本条第 1 項に従って通知を掲載した日から 90 日の期間が経過したにもかかわらず、需要のある組織・個人に登録権を譲渡できない場合、国家所有者の代理人は科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の内容をウェブサイト又は電子情報ポータルで公表し、組織・個人が法律の規定に従ってそれらを開発・利用できるようにすることを科学的及び技術的任務の管轄当局に割り当てるものとする。

第 46 条 産業財産権並びに国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の保護措置の遂行

1. 産業財産権の実施、国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の効果的な開発を確保するために、これらの対象への保護証書の付与がなされた主宰機関は下記の責任を負うものとする。

a) それらの対象に関する保護証書の効力を維持・更新するための必要な手続の実施を含む、それらの対象に対する産業財産権を保護するための適切な措置を適用する。

b) 適切な商業的利用措置を特定し、それらを実施する。

2. 国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置に係る保護証書の付与がなされた主宰機関は、科学的及び技術的任務の管轄当局に対して下記の内容を記載した報告書を毎年、定期的に提出する義務を負うものとする。

a) 商業的利用の状況、及び発明・工業意匠・回路配置の開発における有効性の評価

b) 実施権の使用・譲渡、権利の譲渡により主宰機関が受領した金額及び利益の合計、発明・工業意匠・回路配置による出資、著作者への報酬の支払い、利益分配、独立監査された主宰機関の財務諸表

c) 実施している権利の保護措置

第 47 条 国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の実施をその他の組織・個人に許可する際の手続に関して

1. 知的財産法第 133a 条第 3 項 a 号に定める合理的な期間は、特許出願日から 4 年以内又は特許証の付与日から 3 年以内、工業意匠・回路配置の登録出願日から 3 年以内又は工業意匠登録証、半導体集積回路の回路配置登録証の付与日から 2 年以内のうち、いずれか早い期限とする。

2. 科学的及び技術的任務を承認する管轄当局は、科学技術に係る法律の規定に従って自発的に、又はその他の組織・個人の要請に応じて科学技術省の意見を参考にし、知的財産法第 133a 条第 3 項に定めるケースが生じた際に国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の実施許可決定を発行するものとする。

3. 本条第 2 項に定める決定では、下記を含むその他の組織・個人による実施可能な範囲及び条件を明記する必要がある。

a) 排他的又は非排他的な形式による発明・工業意匠・回路配置の実施権

b) 実施権は、実施許可の目的を達成するのに十分な範囲及び期間に限って遂行されるものとする。

c) 管轄当局によって実施を許可された組織・個人は、当該権利を他者に譲渡してはならない。

実施許可決定は、科学的及び技術的任務を承認する管轄機関によって発明・工業意匠・回路配置の実施許可を受けた者、排他的実施権の所有者及び国家知的財産庁に送達されるものとする。

4. 本条第 2 項の規定に従って国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の実施許可を申請する組織・個人は、科学的及び技術的任務を承認する管轄当局に対して下記の資料を含む書類を提出するものとする。

a) 本政令付録 III 様式第 2 項に沿った国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の実施許可申請書

b) 国家予算を使用した科学的及び技術的任務の成果である発明・工業意匠・回路配置の実施許可申請が正当な根拠に基づいたものである旨を証明する資料

5. 科学的及び技術的任務を承認する管轄当局は、下記の規定に従って書類を処理するものとする。

a) 書類の正当性の確認について：書類が不正である場合、科学的及び技術的任務を承認する管轄当局は、書類を受領した日から 5 営業日以内に組織・個人に対して書面にて通知し、当該組織・個人が不備を是正するために通知日から 20 日間の猶予を設定するものとする。

b) 科学的及び技術的任務を承認する管轄当局は、正当な書類を受領した日から 7 営業日以内に、発明・工業意匠・回路配置の実施許可申請を排他的実施権の所有者に通知し、排他的実施権の所有者が書面にて回答するために通知日から最大 1 か月の猶予を設定するものとする。ただし、当該申請が第 133a 条第 3 項 b 号に定めるケースに該当する場合、科学的及び技術的任務を承認する管轄当局は排他的実施権の所有者に通知する必要がない。

c) 科学的及び技術的任務を承認する管轄当局は、上述した期間の終了後、排他的実施権の所有者の意見及び各当事者の書類並びに意見に基づいて実施許可申請を処理するものとする。発明・工業意匠・回路配置の実施許可申請に知的財産法第 133a 条第 3 項に定める正当な根拠がない場合、科学的及び技術的任務を承認する管轄当局は拒絶理由を明記した拒絶決定を発行するものとする。発明・工業意匠・回路配置

の実施許可申請に正当な根拠があると判断した場合、科学的及び技術的任務を承認する管轄当局は実施許可決定を発行するものとする。

6. 排他的実施権の所有者は、知的財産法第 133a 条第 3 項に定める根拠が存在しなくなる且つ再現の可能性がない場合には実施許可の終了を請求する権利を有する。実施許可の終了に係る請求は文書化され、証明書類を添付して科学的及び技術的任務を承認する管轄当局に送達される必要がある。

第 4 章

秘密特許

第 48 条 秘密特許出願

1. 秘密特許出願は、知的財産法第 89 条第 1 項及び第 2 項の規定に従って国家知的財産庁に対して紙版にて提出すること。
2. 秘密特許出願には下記の書類が含まれるものとする。
 - a) 国家秘密保護に関する法律の規定に基づいて秘密印が押された知的財産法第 100 条に定める書類（料金・手数料納付領収書を除く）。
 - b) 出願における登録対象が国家秘密保護に関する法律の規定に基づいた国家秘密である旨を確認する文書
3. 秘密特許出願は、知的財産法第 108 条第 1 項に定める最低限の情報及び書類並びに本条第 2 項 b 号に定める書類が含まれている場合には受理されるものとする。

第 49 条 秘密特許に係る手続

1. 秘密特許出願の処理及び秘密特許保護証書の付与、秘密特許保護証書の効力の維持・変更・終了・無効に係る手続は、本条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項に定めるケースを除き、知的財産法における該当する規定及び特許出願に係る施行ガイドラインに従うものとする。
2. 秘密特許出願の実体審査に関して、出願が有効として受理される日よりも前に実体審査請求を提出した場合には、出願が有効なものとして受理される日から 18 か月

以内、又は出願が有効として受理される日の後に当該請求を提出した場合には実体審査請求を受領した日から行われるものとする。

3. 第三者の意見又は不服申立を記載した文書は、秘密特許出願を処理するための情報源とみなされる。本項に定める情報又は文書における情報開示が国家秘密保護に係る規定に適合するか否かを判断できない場合、国家知的財産庁は公安省と連携して本項の規定に定める文書における情報開示及び国家秘密保護に係る法律の規定との適合性を判断するものとする。

4. 知的財産法第 119a 条に定める不服申立手続は、秘密特許出願及び秘密特許に関連するその他の出願に係る決定・通知には適用しないものとする。

5. 秘密特許出願及び秘密特許保護証書は、産業財産権公報で公表されないものとする。

第 50 条 機密解除された秘密特許出願及び秘密特許保護証書の処理

1. 秘密特許出願及び秘密特許保護証書は、国家秘密保護法第 22 条の規定に従って機密解除されるものとする。

2. 秘密特許出願に記載された発明並びに秘密特許保護証書に基づいて保護された発明が、国家秘密保護法第 2 項第 1 項の規定に適合しないと信じるに足る明確な根拠がある場合、国家知的財産庁は出願人に対して、当該発明が国家秘密保護に係る法律の規定に基づく国家秘密に該当するか否かを再度判断するよう求める通知を発行し、出願人が本件について回答するために通知日から 3 か月の猶予を設定するものとする。

3. 本条第 1 項の規定に従って機密解除を行う場合、機密解除の権限を有する機関・組織は国家秘密保護法の規定に従って、国家知的財産庁、出願人及び発明保護証書の所有者に対して機密解除について通知するものとする。

4. 本条第 1 項の規定に基づいて機密解除された、又は本条第 2 項の規定に基づいて国家秘密ではないと出願人によって判断された特許出願は、秘密特許出願日を出願日とし、特許出願に関する知的財産法の規定に従って引き続き処理されるものとする。

5. 本条第 1 項の規定に基づいて機密解除された、又は本条第 2 項の規定に基づいて国家秘密ではないと出願人によって判断された発明保護証書は、秘密特許保護証書が付与された日を付与日とし、その関連手続は発明保護証書に関する知的財産法の規定に従って実施されるものとする。

6. 機密解除を行う場合、機密解除された秘密特許出願及び特許証／秘密実用新案登録証は、機密解除日から 3 か月以内に産業財産権公報にて公表されるものとする。

第 51 条 外国での秘密特許の登録

外国での秘密特許出願は、国家秘密保護に係る法律の規定に従うものとする。

第 52 条 秘密特許の使用に係る管理

知的財産法第 123 条の規定によって保護された秘密特許の使用は、国家秘密保護に係る法律の規定に従うものとする。

第 5 章

産業財産権の譲渡

第 53 条 強制実施許諾決定によって譲渡された発明の実施権に対する補償金

1. 知的財産法第 146 条第 1 項 d 号に定める強制実施許諾決定によって譲渡された発明の実施権に対する補償金は、下記の要素を考慮した上で譲渡される実施権の経済的価値に基づいて特定される。

a) 契約上の発明実施権譲渡の価額

b) 国家予算からの助成金（ある場合）を考慮した発明を創作するための投資費用

c) 発明実施による利潤

d) 保護証書の残存有効期間

d) 発明実施権の譲渡における必要性

e) 譲渡範囲及び期間

g) 譲渡される実施権の経済的価値を直接決定付けるその他の要素

2. 発明実施権を譲受した者及び専用実施権者との間で合意に至らない場合における、強制実施許諾決定によって譲渡された発明の実施権に対する補償金は、当該発明に基づいて製造された製品の正味販売価格の5%を超えてはならないが、本条第1項に定める原則が守られていることを条件とする。

3. 発明の強制実施許諾決定を発行する権限を有する機関は、必要に応じて法律の規定に従った補償金を特定するための評議会を設立することが可能である。

第54条 発明の強制実施許諾決定の発行を請求する権限

知的財産法第145条1項d号に定める競争を阻害されている、又はa号、b号、c号及びd号に定める発明を実施する能力、任務又は需要を有する組織・個人は、本政令第55項及び第56条に定める詳細な規定に従って、知的財産法第147条第1項に定める権限を有する者に対して、自らのための発明の強制実施許諾決定の発行を請求する権利を有する。

第55条 発明の強制実施許諾決定の発行に係る請求書類

1. 発明の強制実施許諾決定の発行に係る請求書類には下記の資料が含まれる。

a) 本政令付録I様式第4号に沿った発明の強制実施許諾に係る請求書

b) 発明の強制実施許諾決定の発行に係る請求が、法律の規定に基づいた正当な根拠がある、且つ本条第2項、第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項にて詳細に規定されている旨を証明する資料。

c) 委任状（代理人を通して請求する場合）

d) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は本手続の解決における権限を有する機関の口座に直接納付する場合）

2. 知的財産法第145条第1項a号の規定に基づいて発明の強制実施許諾決定の発行を請求する場合の請求書類には、出願時点において公共及び非営利目的、国防、安全保障、疾病の予防・治療、国民の栄養又はその他緊急な社会的需要に応えるための目的で発明を使用するという実際の需要があるにもかかわらず、専用実施権者が発明を実施しておらず、且つその実施しないことによってそれらの目的の達成に影響を及ぼす旨を証明する資料を含む必要がある。

3. 知的財産法第 145 条第 1 項 b 号の規定に基づいて発明の強制実施許諾決定の発行を請求する場合の請求書類には、専用実施権者が知的財産法第 136 条第 1 項及び第 142 条第 5 項に定める発明の実施義務を履行していない、且つ書類提出の時点において特許出願日から 4 年の期間、及び特許証の付与日から 3 年の期間が終了した旨を証明する資料を含む必要がある。
4. 知的財産法第 145 条第 1 項 c 号の規定に基づいて発明の強制実施許諾決定の発行を請求する場合の請求書類には、発明の実施需要を有する者が合理的な期間内に妥当な価格及び商業条件による交渉を努力したにもかかわらず、発明実施契約の締結に関する専用実施権者との合意に至らなかった旨を証明する資料を含む必要がある。当該書類には、発明の実施需要、交渉に費やした時間、発明の実施需要を有する者が提示した具体的な価格及び商業条件を明記すること。
5. 知的財産法第 145 条第 1 項 d 号の規定に基づいて発明の強制実施許諾決定の発行を請求する場合の請求書類には、専用実施権者が競争法の規定により禁止されている競争制限に該当する行為をなした旨を証明する資料を含む必要がある。
6. 知的財産法第 145 条第 1 項 a 号・d 号及び第 146 条第 1 項 b 号の規定に基づいて、半導体技術分野の発明における強制実施許諾決定の発行を請求する場合の請求書類には、当該発明の実施が公共及び非営利目的のみである旨を証明する資料を含む、又は専用実施権者が競争法の規定により禁止されている競争制限に該当する行為をなした旨を証明する資料を提示する必要がある。
7. 知的財産法第 145 条第 1 項 d 号の規定に基づいて発明の強制実施許諾決定の発行を請求する場合の請求書類には、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定第 31 条の 2 の規定に基づいて、輸入資格を有するその他の国における疾病の予防・治療のための医薬品に係る需要を満たす目的で発明を実施する旨を証明する資料を含む必要がある。

第 56 条 発明の強制実施許諾決定の発行に係る請求書類の処理手続

1. 発明の強制実施許諾決定の発行に係る請求書類は下記の規定に従って提出されるものとする。

a) 知的財産法第 145 条第 1 項 b 号、c 号、d 号に定めるケースに該当する書類は科学技術省に提出するものとする。

b) 知的財産法第 145 条第 1 項 a 号、d 号に定めるケースに該当する書類は発明分野を管轄する各省・省相当機関に提出するものとする。

c) 科学技術省、各省・省相当機関は、本条に定めるケースに該当する書類の受付・審査を担当する機関（以下「書類審査機関」という。）を指定するものとする。

2. 発明の強制実施許諾決定の発行に係る請求書類は下記の通り審査されるものとする。

書類審査機関は、書類の受領日から 2 か月以内に下記の規定に従って書類を審査するものとする。

a) 書類が正当である場合、書類審査機関は、書類の受領日から 20 日以内に、強制実施許諾決定に従って発明実施権の譲渡の要請に関する通知を専用実施権者に対して発行するとともに、通知日から 1 か月以内に書面による意見を提示するようその者に要請する。また、必要に応じて関係当事者に対して特許ライセンス契約の締結に向けた意見の相違を克服するための再交渉を要請する。各事者間の合意に至らず、且つ専用実施権者による特許ライセンス契約の締結への反対が不合理であると判断した場合には、科学技術大臣又は省相当機関の大臣・長に対して書類審査結果を報告するとともに、発明の強制実施許諾決定の発行を要請する。

請求が知的財産法第 145 条第 1 項 a 号に定めるケースに該当し、且つ公共及び非営利目的で発明を使用する場合、各省・省相当機関は専用実施権者による意見提示並びに各当事者間の交渉を要請する必要なく、発明の強制実施許諾決定を発行する権限を有する。

b) 発明の強制実施許諾決定の発行に係る請求に知的財産法第 145 条の規定に沿った正当な根拠がない場合、書類審査機関は科学技術大臣又は省相当機関の大臣・長に対して書類審査結果を報告するとともに、拒絶理由を明記した拒絶意図通知を発行し、書類の提出者が拒絶意図通知について意見を提示するために通知日から 1 か月の猶予を設定するよう要請する。

書類の提出者が書類に係る不備を是正する、又は不服申し立てを行う期間は書類審査期間に算入されないものとする。

c) 知的財産法第 145 条第 1 項 a 号、d 号に定めるケースに該当する書類に関して、各省・省相当機関傘下の書類審査機関は、本項 a 号及び b 号の規定に従って、各省・省相当機関の大臣・長に提示し決定を得る前に、（科学技術省傘下の書類審査機関を通して）科学技術省の意見を聴取するために書類を複写し送達するものとする。科学技術省傘下の書類審査機関は、書類の受領日から 20 日以内に書類を審査し、科学技術大臣に報告するものとする。科学技術大臣は、各省・省相当機関の大臣・長に対して発明の強制実施許諾決定の発行、又は拒絶通知の発行を要請するよう書面による意見を送達するものとする。

3. 科学技術大臣は、科学技術省傘下の書類審査機関から書類審査結果の報告書を受領した日から 20 日以内に精査し、発明の強制実施許諾決定を発行する、又は書類の提出者に対して拒絶理由を明記した発明の強制実施許諾に関する拒否通知を送達するものとする。

省相当機関の大臣・長は、科学技術大臣からの要請文書を受領した日から 20 日以内に精査し、発明の強制実施許諾決定を発行する、又は書類の提出者に対して拒絶理由を明記した発明の強制実施許諾に関する拒否通知を送達するものとする。

科学技術大臣からの要請に同意しない場合、省相当機関の大臣・長はその理由を明記した文書にて通知するものとする。

4. 発明の強制実施許諾決定は、省相当機関の大臣・長によって発明実施権の譲受人、専用実施権者及び科学技術省傘下の書類審査機関に送達されるものとする。

科学技術省傘下の書類審査機関は、決定日から 1 か月以内に産業財産権の国家登録簿に決定を記録するほか、決定日から 2 か月以内に産業財産権公報にて公表すること。

第 57 条 強制実施許諾決定に基づく発明実施権の終了に係る請求

1. 強制実施許諾決定に基づく発明実施権の終了は、当該決定を発行した省相当機関の大臣・長によって決定されるものとする。

2. 強制実施許諾決定に基づく発明実施権の終了に係る請求には下記の資料を含む。

- a) 強制実施許諾決定に基づく発明実施権の終了に係る請求文書
 - b) 強制実施許諾決定に基づく発明実施権の譲渡に至った根拠が存在しなくなる且つ再現の可能性がないほか、発明の実施が終了してからも強制実施許諾決定に基づく発明実施権の譲受人に損害を与える旨を証明する資料
 - c) 委任状（代理人を通して請求する場合）
 - d) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は科学技術省傘下の書類審査機関の口座に直接納付する場合）
3. 強制実施許諾決定に基づく発明実施権の終了に係る請求の受付・処理及び終了決定の発行に関する手続は、本政令第 55 条に定める強制実施許諾決定に基づく発明実施権の終了に係る請求書類の受付・処理手続と同様に行われるものとする。

第 58 条 産業財産権譲渡契約の登録書類

1. 産業財産権譲渡契約の登録書類には下記の書類一式が含まれる。
- a) 本政令付録 IV 様式第 1 号に沿った産業財産権譲渡契約の登録申請書
 - b) 契約書 1 部（原本又は規定に基づく認証付き写し）。契約書がベトナム語以外の言語で作成された場合は、契約書にベトナム語翻訳文を添付する必要がある。契約書が複数のページにまたがる場合は各ページに各当事者が署名する、又は各ページにまたがって契印を行うことが必要である。
 - c) 保護証書の原本（保護証書が紙版で付与された場合）
 - d) 産業財産権の譲渡に関する共同所有者の同意文書（該当する産業財産権が共同所有に属する場合）
 - d) 委任状（代理人を通して請求する場合）
 - e) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）
 - g) 団体商標、証明商標の譲渡契約に関する登録書類に関しては、上記の資料に加えて下記の資料を必要とする。

g1) 知的財産法第 105 条の規定に基づく譲受人の団体商標の使用に関する規約及び証明商標の使用に関する規約

g2) 知的財産法第 87 条第 3 項及び第 4 項に定める証明商標、団体商標に係る譲受人の出願権利を証明する資料。

この場合、国家知的財産庁は出願権利及び商標の使用に関する規約の再審査を行うものとする。出願人は、所定の産業財産権譲渡契約の登録書類に関する各種料金・手数料に加えて、出願審査手数料を納付する必要がある。

2. 産業財産権のライセンス契約の登録書類には下記の資料が含まれる。

a) 本政令付録 IV 様式第 2 号に沿った産業財産権のライセンス契約の登録申請書

b) 契約書 2 部（原本又は照合のために原本を添付した写し。写しが規定に従って認証された場合を除く）。契約書がベトナム語以外の言語で作成された場合は、契約書にベトナム語翻訳文を添付する必要がある。契約書が複数のページにまたがる場合は各ページに各当事者が署名する、又は各ページにまたがって契印を行うことが必要である。

c) 産業財産権の実施許諾に関する共同所有者の同意文書（該当する産業財産権が共同所有に属する場合）

d) 委任状（代理人を通して請求する場合）

d) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）

3. 産業財産権譲渡契約に関する各登録書類は 1 つの譲渡ステップに対してのみ記録されるものとする。産業財産権対象が複数のステップに分けて譲渡される場合、各譲渡ステップごとに個別の産業財産権譲渡契約の登録書類を提出する必要がある。

第 59 条 産業財産権譲渡契約の登録書類に関する処理手続

1. 産業財産権譲渡契約の登録書類に本条第 3 項に記載の不備がない場合、国家知的財産庁は下記の事項を実施するものとする。

a) 産業財産権譲渡に関する記録決定（産業財産権譲渡契約の場合）、産業財産権のライセンス契約の登録証明書（産業財産権のライセンス契約の場合）の発行決定を下すものとする。

b) 産業財産権譲渡契約の場合：新しい所有者の保護証書に記録する。保護された商標が付いた商品・サービス一覧の一部を譲渡する場合は、譲受人に商標登録証明書を発行するほか、その譲渡分に応じた元の保護証書に含まれる商品・サービス一覧の制限を特定するものとする。

c) 産業財産権のライセンス契約の場合：産業財産権のライセンス契約の登録証明書を書類の提出者に発行し、契約書 2 部に登録印を押印し、1 部を書類の提出者に渡し、1 部を保管するものとする。

d) 産業財産権譲渡の旨を産業財産権の国家登録簿に記録するものとする。

d) 産業財産権譲渡に関する記録決定及び産業財産権のライセンス契約に関する登録証明書の発行決定を、決定日から 2 か月以内に産業財産権公報にて公表するものとする。

2. 産業財産権譲渡契約の登録書類に本条第 3 項に定める不備がある場合、国家知的財産庁は下記の手続を実施するものとする。

a) 書類の不備を明記した契約登録拒絶意図に関する通知を発行し、書類の提出者が不備を是正する、又は契約登録拒絶意図に対して不服申し立てを行うために通知日から 2 か月の猶予を設定するものとする。

b) 書類の提出者が設定された期間内に不備を是正しない、又は不備を是正したものの要件を満たさなかった、或いは契約登録の拒絶意図に対して不服申し立てを行わない又は不服申し立てを行ったものの不正当であった場合は、契約登録の拒絶決定を発行するものとする。

3. 産業財産権譲渡契約の登録書類は、下記のいずれかのケースに該当する場合に不備があると見なされるものとする。

a) 申請書様式が無効とされる場合。

b) 必要な資料一覧に含まれる資料のいずれか 1 つが不足している場合。

- c) 委任状が無効とされる場合。
 - d) 契約書の写しが有効と確認されない場合。
 - d) 契約における譲渡人の名称・住所が、譲渡権、委任状、申請書の発生根拠となる契約書又は保護証書に記載の該当する情報と一致しない、又は契約における譲渡人の名称・住所が委任状、申請書に記載の名称・住所と一致しない場合。
 - e) 契約書に譲渡人及び譲受人双方の署名〔及び印鑑（ある場合）〕がない場合。
 - g) 譲渡人が保護証書の所有者ではない場合。
 - h) 関連する産業財産権対象が保護期間を過ぎている、又は係争中である場合。
 - i) 譲渡契約書に知的財産法第 140 条又は第 144 条第 1 項の該当規定に基づく必要な内容が不足している場合。
 - k) 契約に知的財産法第 139 条に定める産業財産権の譲渡制限条件に係る規定に該当しない内容、又は知的財産法第 144 条第 2 項に定める産業財産権の実施権者の権利に係る不当な制限条項がある場合。
 - l) 産業財産権の譲渡が第三者の産業財産権を侵害する旨を主張する根拠がある場合。
4. 産業財産権譲渡契約に関する登録書類の処理期間は 2 か月とする。書類の提出者が不備を是正するための期間は書類処理期間に算入されないものとする。
 5. 産業財産権譲渡契約の登録書類が国家知的財産庁に提出された後、契約に関する当事者間の紛争が生じた場合、国家知的財産庁は各当事者が紛争を解決でき、且つ紛争を解決できた旨の証明書類を提出するまで書類審査を一時停止し、その後、規定に従って書類の審査を継続するものとする。
 6. 国家知的財産庁が産業財産権譲渡契約の登録を記録する又は記録を拒否する旨の決定を下す前に、当事者のいずれか一方が産業財産権譲渡契約の登録書類の取下を希望する場合は、提出した産業財産権譲渡契約の登録書類の取下に関する両当事者の合意が必要である。ただし、国家知的財産庁の要請に応じて不備を是正できない理由で出願を取下する場合はこの限りではない。

第 60 条 商標権の譲渡に係る制限条件

1. 知的財産法第 139 条第 4 項に定める商標権の譲渡は、下記のケースにおいて当該商標を有する商品・サービスの特質・出所について混同を生じさせるとみなされる。

a) 譲渡された商標が譲渡人の所有に属する商標登録証明書、又は商標の国際登録証明書によって保護されている別の商標と同一又は紛らわしいほど類似している場合。

b) 譲渡された商標を有する商品・サービスの一部が譲渡人の所有に属する商品・サービス一覧に含まれる残りの商品・サービスと類似しており、且つ譲受人によるその残りの商品・サービスと同一の商標の使用が商品・サービスの商業的起源について混同を生じさせる可能性がある場合（譲渡範囲が商品・サービス一覧の一部である場合）。

c) 譲渡された商標に譲渡範囲内の商品・サービスの出所、品質、価値等について消費者に混同又は誤認させる兆候となる要素が含まれている場合。

2. 団体商標、証明商標に係る権利は、当該団体商標、証明商標を登録する権利を有する組織の条件を満たした組織にのみ譲渡することが可能である。

第 61 条 産業財産権のライセンス契約に関する内容の修正、更新、早期終了の記録

1. 登録された産業財産権のライセンス契約に関する内容の修正、更新、早期終了のすべては、本条の規定に従って国家知的財産庁にて記録される必要がある。

2. 契約内容の修正、更新、早期終了の記録に関する請求書類は下記の通りである。

a) 産業財産権のライセンス契約における内容の修正、更新、早期終了の記録に関する請求書類は書面で作成され、下記の資料を含むものとする。

a1) 本政令付録 IV 様式第 3 号に沿った産業財産権のライセンス契約における内容の修正、更新、早期終了の記録に関する請求書。

a2) 産業財産権のライセンス契約に関する登録証明書の原本（契約内容の修正、更新を登録した場合）。

a3) 契約における各当事者の名称、住所の修正を証明する資料。

a4) 契約の更新又は早期終了を含む、契約内で修正・補足する必要がある具体的な条項を記録した合意書・文書。

a5) 委任状（代理人を通して出願する場合）。

a6) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

b) 産業財産権のライセンス契約に関する登録証明書に記載の契約期間終了日の 1 か月前までに契約更新の請求書類を提出すること。

3. 国家知的財産庁は、産業財産権のライセンス契約における内容の修正、更新、早期終了の記録に関する請求書類を受領した日から 1 か月以内に、下記の規定に従って書類審査を行う責任を負うものとする。

a) 書類が正当である場合、国家知的財産庁は産業財産権のライセンス契約における内容の修正、更新、早期終了の記録決定を発行するとともに、産業財産権のライセンス契約の修正、更新に関する事項を産業財産権のライセンス契約に関する登録証明書に記録し、産業財産権のライセンス契約における内容の修正、更新、早期終了に関する事項を産業財産権の国家登録簿に記録した上で、産業財産権のライセンス契約における内容の修正、更新、早期終了の記録決定を決定日から 2 か月以内に産業財産権公報にて公表するものとする。

b) 書類に不備がある場合、国家知的財産庁は、書類の不備を明記した産業財産権のライセンス契約における内容の修正、更新、早期終了の記録に関する拒絶意図通知を発行し、書類の提出者が不備を是正する又は契約登録拒絶意図に対して不服申し立てを行うために通知日から 2 か月の猶予を設定するものとする。

書類の提出者が設定された期間内に不備を是正しない、又は不備を是正したものの要件を満たさなかった、或いは不服申し立てを行わない又は不服申し立てを行ったものの不正であった場合、国家知的財産庁は産業財産権のライセンス契約における内容の修正、更新、早期終了に関する記録拒絶決定を発行するものとする。

第 6 章

産業財産権代理人

第 62 条 産業財産権法に関する研修プログラム

1. 産業財産権法に関する研修プログラムは、20 の学習単位又は 18 クレジット以上（その内、実践研修、職業実習又は卒業インターンシップの時間が合計研修時間の 40%以上を占めること）を修得することにより、産業財産権法を適用し、産業財産権の保護に関する具体的な問題を解決するために必要な知識・スキルを学習者に提供する必要がある。
2. 科学技術省は本条第 1 項に定める基準に従って、産業財産権法に関する研修枠組みプログラムを策定するものとする。
3. 知的財産法第 155 条第 2 項 d 号及び第 2a 項に定める産業財産権法に関する研修コースが本条第 2 項に定める研修枠組みプログラムに従って教育される場合には、科学技術省によって認定されるものとする。
4. 本条第 2 項に定める要件を満たしている且つ本条第 3 項に基づいて科学技術省によって認定された産業財産権に関する研修コースを卒業した個人は、知的財産法第 155 条第 2 項 d 号及び第 2a 項に定める産業財産権法に関する研修コースを卒業したものとみなされる。

第 63 条 産業財産権代理業務の試験

1. 産業財産権代理業務の試験は、産業財産権の確立及び保護に関する具体的な諸問題の解決における産業財産権法の適用能力を評価することを目的として実施されるものとする。
2. 国家知的財産庁は 2 年ごとに産業財産権代理業務試験を実施するものとする。産業財産権代理業務試験の実施計画を国家知的財産庁の電子情報ポータルに公表する必要がある。
3. 国家知的財産庁は試験結果を試験参加者に通知するものとする。試験参加者は国家知的財産庁に対して試験結果の再審査を請求する権利を有する。
4. 産業財産権代理業務の実務証明書の付与に関する国家知的財産庁への申請に関して、知的財産法第 155 条第 2 項 e 号の規定を満たした個人の試験結果は（試験結果通知日から）5 年間有効となる。

5. 産業財産権代理業務の試験評議会は国家知的財産庁によって設立され、当庁が公布した産業財産権代理業務に関する試験規則に従って産業財産権代理業務試験を実施する任務を負うものとする。

6. 知的財産法第 155 条第 2 項 a 号から d 号に定める条件を全て満たした個人は、本条第 7 項に定める産業財産権代理業務試験に申し込むことが可能となる。

7. 国家知的財産庁に提出する産業財産権代理業務試験の申込書類には、下記の資料一式を含むものとする。

a) 本政令付録 V 様式第 1 号に沿った試験申込書。

b) 知的財産法第 155 条第 2 項 c 号に定める学士証明書又は同等の証明書の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。

c) 本政令第 62 条に定める科学技術省認定の産業財産権法に関する研修コースの卒業証明書の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）、又は産業財産権に関する精査・検査・検察・判決・法務・法律相談・国家管理、産業財産権に関する科学研究（研究者の肩書を保持する）及び教育を含む、知的財産法第 155 条第 2 項 d 号に定める産業財産権に関する国内又は国際機関における産業財産権登録出願の審査業務、或いは産業財産権に関する法律業務に直接従事した少なくとも 5 年の経験を所持する旨を証明する採用決定書或いは労働契約書及びその他の書類（所属機関・組織の認証が必要である）の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。

d) 顔写真 2 枚（3x4cm）

d) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

8. 国家知的財産庁は、下記の手順で産業財産権代理業務試験の申込書類を受領した日から 20 日以内に処理するものとする。

a) 書類が正当な場合、国家知的財産庁は書類の提出者に対して試験受験資格を満たす旨及び予定試験時間・場所・スケジュールを通知するものとする。

b) 書類が不正な場合、国家知的財産庁は書類の不備を通知し、書類の提出者が不備を是正するために通知日から1か月の猶予を設定するものとする。

c) 書類の提出者が不備を是正しない、又は是正したものの要件を満たさなかった場合、国家知的財産庁は拒絶理由を明記した試験申込書の受理を拒絶する旨の決定を発行するものとする。

第64条 産業財産権代理業務の実務証明書の付与・再付与・取消

1. 産業財産権代理業務の実務証明書の付与は下記の通り実施されるものとする。

a) 国家知的財産庁は、付与を請求し、且つ法定の料金・手数料を納付した知的財産法第155条第2項及び第2a項に定める条件を満たしている個人に対して、産業財産権代理業務の実務証明書を付与するものとする。

b) 産業財産権代理業務の実務証明書の付与に関する請求書類は下記の資料一式を含むものとする。

b1) 本政令付録V様式第2号に沿った産業財産権代理業務の実務証明書の付与請求書

b2) 知的財産法第155条第2a項の規定に基づいて実務証明書の付与を請求する場合は、産業財産権法に関する研修コースの卒業証明書の写し及び弁護士証の写しが必要である（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。

b3) 顔写真2枚（3x4cm）

b4) 身分証明書の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。ただし、産業財産権代理業務の実務証明書の付与請求書において市民カード番号に関する情報が既に含まれている場合を除く。

b5) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

c) 国家知的財産庁は、下記の手順で産業財産権代理業務の実務証明書の付与請求書を受領した日から1か月以内に処理するものとする。

c1) 書類が正当な場合、国家知的財産庁は実務証明書取得者の氏名、生年月日、本籍地、身分証明書番号/市民カード番号、実務証明書番号及び専門分野を明記した産業財産権代理業務の実務証明書に関する付与決定を発行し、産業財産権代理業務の実務証明書の付与を産業財産権代理人の国家登録簿に記録した上で、決定日から 2 か月以内に産業財産権公報及び当庁の電子情報ポータルに公表するものとする。

c2) 書類が不正な場合、国家知的財産庁は書類の不備を通知し、書類の提出者が不備を是正するために通知日から 1 か月の猶予を設定するものとする。

c3) 書類の提出者が不備を是正しない、又は是正したものの要件を満たさなかった場合、国家知的財産庁は拒絶理由を明記した産業財産権代理業務の実務証明書の付与を拒絶する旨の決定を発行するものとする。

d) 産業財産権代理業務の実務証明書は本政令付録 V 様式第 3 号に沿って作成されるものとする。

2. 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与は下記の通り実施されるものとする。

a) 国家知的財産庁は、産業財産権代理人が再付与を請求し、且つ法定の料金・手数料を納付した場合、下記のケースにおいて産業財産権代理業務の実務証明書を再付与するものとする。

a1) 本条第 1 項 c1 号に定める産業財産権代理業務の実務証明書に記載の情報に変更があった場合

a2) 産業財産権代理業務の実務証明書が紛失された、欠陥があった、又は使用不能な程度まで破損した（破れる、汚れる、色褪せる等）場合

a3) 知的財産法第 155 条第 2 項及び第 2a 項に定める条件を満たさなくなった理由で産業財産権代理業務の実務証明書が取り消された事案に関しては、産業財産権代理業務の実務証明書の付与条件をすべて回復した場合。

b) 国家知的財産庁に提出する産業財産権代理業務の実務証明書の再付与に関する請求書類は下記の資料一式を含むものとする。

b1) 本政令付録 V 様式第 4 号に沿った産業財産権代理業務の実務証明書の再付与請求書

b2) 顔写真 2 枚 (3x4cm)

b3) 本項 a1 号に定めるケースに関しては身分証明書の写し (写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある) が必要である。ただし、産業財産権代理業務の実務証明書の再付与請求書において市民カード番号に関する情報が既に含まれている場合を除く。

b4) 本項 a3 号に定めるケースに関しては、産業財産権代理業務の実務証明書の付与条件をすべて回復した旨を証明する資料が必要である。

b5) 料金・手数料納付領収書の写し (料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)。

c) 国家知的財産庁は、本条第 1 項 c 号に定める産業財産権代理業務の実務証明書の付与手続に沿った手順に従って、産業財産権代理業務の実務証明書の再付与に関する請求書類を受領した日から 20 日以内に処理するものとする。

d) 国家知的財産庁によって産業財産権代理業務の実務証明書に不備が生じた場合、当庁は実務証明書の取得者による請求を受けた日から 5 営業日以内に、再付与手数料を徴収せずに産業財産権代理業務の実務証明書を再付与する責任を負うものとする。

3. 産業財産権代理業務の実務証明書の取消は下記の通り実施されるものとする。

a) 国家知的財産庁は、下記のケースにおいて産業財産権代理業務の実務証明書を取消するものとする。

a1) 実務証明書の取得者が知的財産法第 155 条第 2 項及び第 2a 項に定める条件を満たさなくなった場合。

a2) 知的財産法第 156 条第 4 項の規定に基づく国家管轄当局の決定により、産業財産権代理業務の実務証明書取得者の実務証明書が取消された場合。

b) 国家知的財産庁は、産業財産権代理業務の実務証明書の取得者が本項 a 号のいずれかのケースに該当する旨を確認する根拠がある場合には、自発的又は組織・個人の請求に応じて産業財産権代理業務の実務証明書を取消すものとする。

c) 産業財産権代理業務の実務証明書の取消を請求する組織・個人は、下記の通り資料一式を提出するものとする。

c1) 産業財産権代理業務の実務証明書の取消請求書

c2) 産業財産権代理業務の実務証明書の取消根拠を証明する資料

d) 産業財産権代理業務の実務証明書の取消は下記の手順に従って実施されるものとする。

d1) 組織・個人が本項 c 号の規定に従って産業財産権代理業務の実務証明書の取消を請求する場合、国家知的財産庁は請求を受領した日から 1 か月以内に実務証明書の取得者に対して当該請求に関する通知を書面にて発行し、当該取得者が意見を提示するために通知日から 1 か月以内の猶予を設定するものとする。国家知的財産庁は各当事者の意見を査収した上で、実務証明書の取消決定又は実務証明書の取消拒絶決定を発行し、各当事者に送達するものとする。

d2) 産業財産権代理業務の実務証明書の取得者に知的財産法第 155 条第 2 項、及び第 2a 項に定める条件を満たさなくなった旨を確認する根拠がある場合、国家知的財産庁は産業財産権代理業務の実務証明書の取得者に対して産業財産権代理業務の実務証明書の取消意図を書面にて通知し、当該取得者が意見を提示するために通知日から 1 か月の猶予を設定するものとする。国家知的財産庁は産業財産権代理業務の実務証明書の取得者による意見を査収した上で、当該取得者に対して産業財産権代理業務の実務証明書の取消決定又は産業財産権代理業務の実務証明書を取消さない旨の通知を発行するものとする。

d3) 国家管轄当局による産業財産権代理業務の実務証明書の取消決定が発行された場合、国家知的財産庁は上記の決定を受領した日から 1 か月以内に産業財産権代理業務の実務証明書の取消決定を発行するものとする。

d4) 国家知的財産庁は、決定日から2か月以内に産業財産権代理業務の実務証明書の取消決定を産業財産権代理人の国家登録簿に記録し、産業財産権公報にて公表するものとする。

第65条 産業財産権代理人名称の記録及び削除

1. 産業財産権代理業務を遂行する条件を満たす組織の記録は、下記の通り実施されるものとする。

a) 知的財産法第154条に定める条件を満たしている組織が記録を請求し、且つ法定の料金・手数料を納付した場合、国家知的財産庁によって産業財産権代理組織として産業財産権代理人の国家登録簿に記録され、産業財産権公報にて公表されるものとする。

知的財産法第154条に定める条件を満たしている組織の支部及びその他の従属組織は、自らが所属する組織の名において産業財産権代理業務を遂行することのみが許可される。

b) 産業財産権代理人の国家登録簿への産業財産権代理サービス組織の記録請求書類は、知的財産法第154条に定める条件を満たしている組織の名義で国家知的財産庁に提出され、下記の資料一式を含むものとする。

b1) 組織及びその委任を受けた産業財産権代理人に関する情報を漏れなく記載した且つ本政令付録V様式第5号に沿った産業財産権代理サービス組織の記録請求書。

b2) 産業財産権代理業務の実務証明書の保有者について：組織の採用決定書又は労働契約書の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。

b3) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

c) 国家知的財産庁は、産業財産権代理サービス組織の記録請求書類を受領した日から20日以内に本政令第64条第1項c号に定める産業財産権代理業務の実務証明書の付与手続に沿った手順で書類を審査するものとする。

2. 業所有権代理人の記録は下記の通り実施されるものとする。

a) 産業財産権代理業務を遂行する条件を満たしている個人は、知的財産法第 156 条第 1 項及び本項の規定に従って国家知的財産庁に対して自らを産業財産権代理人として産業財産権代理人の国家登録簿に記録し、産業財産権公報にて公表する請求が可能であるが、所定の料金・手数料を納付する必要がある。

b) 産業財産権代理人における産業財産権代理人の国家登録簿への記録に関する請求書類は、知的財産法第 155 条に定める条件を満たしている個人の名義で国家知的財産庁に提出され、その際には下記の資料一式を含むものとする。

b1) 産業財産権代理個人及びその個人が所属する産業財産権代理組織に関する情報を漏れなく記載した且つ、本政令付録 V 様式第 6 号に沿った産業財産権代理人の記録請求書。

b2) 個人について：産業財産権代理サービス組織の採用決定書又は労働契約書の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。

b3) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

c) 国家知的財産庁は、産業財産権代理人の記録請求書類を受領した日から 20 日以内に本政令第 64 条第 1 項 c 号に定める産業財産権代理業務の実務証明書の付与手続に沿った手順で書類を審査するものとする。

3. 産業財産権代理サービス組織に係る情報変更の記録は下記の通り実施されるものとする。

a) 産業財産権代理サービス組織は、本号の規定に従い国家知的財産庁に対して産業財産権代理人の国家登録簿に記録された情報（組織のフルネーム、取引名、略称、住所、産業財産権代理業務の事業分野、産業財産権代理人の氏名及び実務証明書番号を含む）に関する変更の記録を請求することが可能であるが、所定の料金・手数料を納付する必要がある。

b) 国家知的財産庁に提出する産業財産権代理サービス組織に係る情報変更の記録請求書類には下記の資料を含むものとする。

b1) 本政令付録 V 様式第 7 号に沿った産業財産権代理サービス組織に係る情報変更の記録請求書。

b2) 名称・住所を変更した場合は、産業財産権代理サービス組織の修正された事業登録証明書又は事業経営登録証明書の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）が必要であるが、産業財産権代理サービス組織に係る情報変更の記録請求書に企業コードが記入された場合はこの限りではない。

b3) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

c) 国家知的財産庁は、産業財産権代理サービス組織に係る情報変更の記録請求書類を受領した日から 20 日以内に、本政令第 64 条第 1 項 c 号に定める産業財産権代理業務の実務証明書の付与手続に沿った手順で書類を審査するものとする。

4. 産業財産権代理サービス組織名称の削除は下記の通り実施されるものとする。

a) 産業財産権代理サービス組織は下記のケースにおいて、国家知的財産庁にて産業財産権代理人の国家登録簿での名称削除手続を実施する必要がある。

a1) 産業財産権代理サービス組織が産業財産権代理業務を放棄・終了した場合

a2) 産業財産権代理サービス組織が知的財産法第 154 条に定める条件をすべて満たさなくなった場合。

b) 国家知的財産庁に提出する産業財産権代理サービス組織の名称削除に関する請求書類には下記の資料を含むものとする。

b1) 本政令付録 V 様式第 8 号に沿った産業財産権代理サービス組織の名称削除請求書。

b2) 当該組織が産業財産権代理業務の遂行条件を満たさなくなった旨を証明する資料。

b3) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

c) 国家知的財産庁は産業財産権代理サービス組織名称の削除請求書類を受領した日から 20 日以内に、本政令第 64 条第 1 項 c 号に定める産業財産権代理業務の実務証明書の付与手続に沿った手順で書類を審査するものとする。

5. 産業財産権代理人名称の削除は下記の通り実施されるものとする。

a) 産業財産権代理人は知的財産法第 155 条第 1 項に定める産業財産権代理業務の実務に係る条件を満たさなくなった際に、国家知的財産庁にて産業財産権代理人の国家登録簿での名称削除手続を実施する必要がある。

b) 国家知的財産庁に提出する産業財産権代理人の名称削除に関する請求書類は下記の資料を含むものとする。

b1) 本政令付録 V 様式第 9 号に沿った産業財産権代理人の名称削除請求書

b2) 産業財産権代理業務の実務証明書の取得者が知的財産法第 155 条第 1 項 b 号に定める産業財産権代理業務の実務に係る条件を満たさなくなった旨を証明する資料（労働契約書終了決定又はその他の資料）

b3) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

c) 国家知的財産庁は産業財産権代理人名称の削除請求書類を受領した日から 20 日以内に、本政令第 64 条第 1 項 c 号に定める産業財産権代理業務の実務証明書の付与手続に沿った手順で書類を審査するものとする。

第 7 章

産業財産権活動の促進措置

第 66 条 産業財産権活動に向けた人材育成及び養成

1. 科学技術省は産業財産権に関する育成及び養成の内容・プログラムについて詳細規定を定める。

2. 科学技術省は各関連省庁及び業界と協調し、産業財産権に関する国家管理、審査、鑑定、違反・侵害処分活動に従事する者に向けた養成の実施を主宰する。

第 67 条 産業財産権情報の確保

1. 産業財産権情報システムには、検索（照会）・配布及び利用の利便性を図るために適切に分類・整理された、ベトナムで保護されている産業財産権対象の全てに関連する情報並びに外国の産業財産権対象に関する目的別又はテーマ別に選定された情報を含む。
2. 科学技術省は国内外の産業財産権情報に関して、産業財産権情報ウェアハウスの構築及び管理を行い、分類・検索ツールを整備し、国内外の産業財産権情報の検索及び使用方法に関するガイドラインを提供するほか、情報を十分かつ適時で正確に提供し、産業財産権の確立・保護、研究開発及びビジネスの目的で情報を利用する需要者が情報ウェアハウスにアクセスできることを確保するとともに、産業財産権に関する国家データベースに係る共有、接続、活用、国際的協力及びその他の活動の管理・組織を実施する責任を負うものとする。

第 68 条 国家の発明・工業意匠・回路配置の実施範囲拡大

1. 国家が所有する発明、工業意匠、又は回路配置について、保護証書の所有者の実施能力が社会の需要に対応できない場合、国家に属するその他の組織は保護証書の所有者に対して下記の条件で当該発明・工業意匠・回路配置における実施権の譲渡を要請する権利を有する。
 - a) 発明・工業意匠・回路配置の実施権は非独占的形式として譲渡され、且つその権利を他人に譲渡してはならない。
 - b) 譲受人による発明・工業意匠・回路配置の実施範囲は、保護証書所有者による発明・工業意匠・回路配置の最大限実施に影響を与えない範囲である。
 - c) 発明・工業意匠・回路配置が非営利目的で実施される場合、発明・工業意匠・回路配置の実施権の譲受人が保護証書の所有者に支払うべき実施権譲渡価格は、その他同等の条件の下で、国家組織以外の譲受人が発明・工業意匠・回路配置の実施権を譲り受けるために支払うべき総額の 50%とする。

2. 本条第 1 項に定める国家組織への発明・工業意匠・回路配置の実施権譲渡は、国家に属さないその他組織への当該対象の実施権譲渡における保護証書の所有者の権利に影響を及ぼさないものとする。

第 69 条 社会的組織、社会・職業組織の産業財産権活動展開の奨励

産業財産分野で事業を行う社会的組織及び社会・職業組織は、国家機関の事業並びに産業財産権の主体を支援する役割を全面的に促進すべく、産業財産に関する相談及び社会的反論の機能を果たすとともに、私的な社会サービス活動を促進できるような優遇措置が与えられる。

第 70 条 独創的活動を奨励するその他の措置

国家は下記の措置によって技術創造活動を奨励し、後援している。

1. 技術創造に関するコンテストを後援する。
2. 独創的な労働に係る経験、創造方法、先進的な事例を表彰し、それらを普及させる。
3. 独創的な成果に対する産業財産権の確立及び保護活動を支援する。

第 4 編

産業財産権及び植物品種権の保護

第 1 章

侵害行為の判断、侵害の性質及び範囲並びに損害賠償の判断

第 1 節 侵害行為、侵害の性質及び範囲の判断根拠

第 71 条：産業財産権及び植物品種権の保護のための民事救済・行政及び刑事措置の適用

侵害の性質及びレベルに応じて、侵害の行為が知的財産法の第 5 編（知的財産権保護）に定めた民事救済・行政及び刑事措置を受けるべきである。

1. 民事救済は侵害行為により生じた損害を受けた産業財産権及び植物品種権を有する団体又は個人の要請に応じて、行政及び刑事措置を受けていたとしても適用されるものとする。

民事救済の適用の要求、権限、手順、手続等は、民事訴訟に係る法律規定に従うこと。

2. 行政措置は、損害を受けた団体又は個人若しくは所轄官庁に発見された違反行為に対して、知的財産法の第 211 条に定めた侵害行為により生じた、損害を受けた産業財産権及び植物品種権を有する団体又は個人の要請に応じて適用されるものとする。

行政措置の形式、罰金レベル、権限、制裁手続又は是正措置は、知的財産法、産業財産権及び植物品種権の分野における行政違反の制裁に関する法律規定に従うこと。

3. 刑事措置は、侵害行為が刑法に規定する犯罪を構成するに足りる要素を有する場合には適用されるものとする。

刑事措置の適用の要求、権限、手順、手続等は、刑事訴訟に係る法律規定に従うこと。

第 72 条：侵害行為の判断

知的財産法第 126 条、第 127 条、第 129 条及び第 188 条に規定する産業財産権及び植物品種権の侵害行為とみなされる行為は、次のすべての対象に該当するものとする。

1. 該当対象が保護されている対象の範囲内に含まれている。

2. 該当対象が侵害要素を有する。

3. 当該行為を為す者が産業財産権又は植物品種権を有する者ではなく、且つ知的財産法第 125 条 2 項・3 項、第 133 条、第 133a 条 3 項、第 134 条、第 137 条 2 項、第 145 条、第 190 条及び第 195 条に規定する管轄官庁に該当しない。

4. 該当行為がベトナムで発生している。但し、インターネット上で発生した場合に於いて、ベトナムのドメインネーム又はベトナム語が表示言語である Web サイトで

発生した行為、又はベトナムの消費者とベトナムの個人ユーザーを対象として実行される行為もベトナムで発生したと見なされる。

第 73 条：保護対象の確定の根拠

1. 保護対象の確定は、知的財産法第 6 条の規定に従って、権利の発生及び保護権利の確立を証明できる文書及び証拠を検査することによって行われる。
2. 産業財産権が管轄官庁に登録された場合、登録確認書、保護証明書及び添付されたその他の書類に基づいて保護対象を確定する。
3. 商号については、その商号の使用履歴、使用分野又は利用地域に基づいて保護対象を確定する。
4. 営業秘密については、営業秘密の内容や性質を表す文書及び該当する安全保護対策の説明書類に基づいて保護対象を確定する。
5. 周知について、知的財産法第 75 条に規定される基準に従って、標章の知名度を成立させるために広く使用されている文書及び証拠に基づいて保護対象を確定する。
6. 国際条約に基づいて保護されている地理的表示に関する保護対象は、国際条約又は国家財産登録簿に従って確定する。
7. 植物品種権に関しては、管轄官庁に発行された植物品種保護証明書に従って保護対象を確定する。

第 74 条：発明の所有権に係る侵害の要素

1. 発明の所有権を侵害する要素は以下のいずれかに該当するものである。
 - a) 特許保護の範囲内にある製品又は製品の部品と同一又は同等である製品又は製品の部品。
 - b) 特許保護の範囲内にあるプロセスと同一又は同等のプロセス。
 - c) 製品又は製品の部品、特許保護の範囲内のプロセスと同一又は同等のプロセスに従って製造されている。
2. 発明に係る権利を侵害する要素を確定する際には、発明特許、実用新案、又は国家特許登録簿の抜粋に基づき確定された特許保護の範囲を基にして行う。

第 75 条：回路配置に係る権利侵害の要素

1. 回路配置に係る権利を侵害する要素は以下のいずれかに該当するものである。
 - a) 保護されている回路配置を違法にコピーして作成された回路配置。
 - b) 保護されている回路配置を違法にコピーして作成された半導体集積回路。
 - c) 本項 b に定める半導体集積回路を組み据える製品又は部品。
2. 回路配置に係る権利を侵害する要素を確定する際は、半導体集積回路設計登録証明書又は国家所有権登録簿の抜粋に基づき確定された特許保護の範囲を基にして行う。

第 76 条：工業意匠に係る権利侵害の要素

1. 工業意匠の権利を侵害する要素は、保護されている工業意匠と比べて著しく異なるものではない製品又は複合製品に組み立てるための部品である。
2. 工業意匠に係る権利を侵害する要素を確定する際は、工業意匠登録証明書及び工業意匠特許の国際登録の受理決定、又は国家工業所有権登録簿の抜粋に基づき確定された特許保護の範囲を基にして行う。
3. 製品又は複合製品に組み立てるための部品が以下のいずれかに該当する場合、保護されている工業意匠と比べて外観が著しく異なるものではないと見なされる。
 - a) 工業意匠特許が付与されている場合を含め、製品又は複合製品に組み立てるための部品が、意匠の特徴から成り立つ外観を有し、全体として保護されている他者の工業意匠をコピーしたもの、又は本質的にコピーしたもの（違いがほぼ見分けられない）
 - b) 工業意匠特許が付与されている場合を含め、製品又は複合製品に組み立てるための部品が、意匠の特徴から成り立つ外観を有し、全体として保護されている他者の工業意匠における製品セットの部分である 1 製品以上をコピーしたもの又は本質的にコピーしたもの。

第 77 条：商標に係る権利侵害の要素

1. 商標に係る権利侵害の要素は、商品、商品の包装、サービス施設、取引書類、標識、広告手段、その他の営業施設に取り付けられた標識が保護された標識に間違いが生じる恐れのある同一又は類似しているものである。
2. 商標に係る権利を侵害する要素を確定する際は、知的財産法第 75 条に定めた商標登録証明書、ベトナムで保護されている国際登録商標、又は国家工業所有権登録簿の抜粋で確定された保護範囲における商標のサンプル、サービス及び商品項目を基にして行う。
3. 疑わしい標識が商標権侵害の要素であるかどうかを判断するには、その標識・商標を比較すると同時に、その標識が付いている商品及びサービスを保護されている範囲内の商品及びサービスと比較することが必要である。以下の 2 つの条件が両方とも満たされる場合にのみ、侵害要素であることを確定できる。
 - a) 保護範囲内の商標に間違いやすくなる同一又は類似している標識。そのうち、保護されている商標と同じ構造及び表現方法を有するものが重複とみなされる。目に見える標識の転写、意味、表現、色や音声標識の音楽、トーンやブランド商品、サービスに関して消費者に混乱を引き起こす可能性のある標識などを使用することによって、簡単に区別できないほど完全に同一又は類似した多数の要素を備えている場合、保護された標識と間違いやすくなるほど類似しているとみなされる。
 - b) 保護範囲内の商品、サービス及び性質又は機能、使用方法及び消費経路が同一又は類似している、並びに性質、機能及び実装方法において相互関係がある標識を有する商品及びサービスであるもの。
4. 周知標章の場合、次の場合に該当すると疑わしい標識は侵害要素とみなさる。
 - a) 疑わしい標識は本条第 3 項 a に定めた条件を満たしたものである。
 - b) 疑わしい標識を付いた商品又はサービスは、本条第 3 項 b に定めた条件を満たした場合、若しくは有名な商標が付いた商品又はサービスと同一でもないが、類似しているものもないが商品やサービスの出所について消費者を混乱させる、又はその商品・サービスの生産者及び貿易業者と所有者との関係について誤った印象を与えたりする可能性が高いものである。

第 78 条：地理的表示に係る権利を侵害する要素

1. 地理的表示に係る権利を侵害する要素は、商品、商品の包装、サービス施設、取引文書、看板、広告手段又はその他の事業施設に取り付けられた標識に表現されており、保護された地理的表示と同一、類似、疑似しているものである。

2. 地理的表示に係る権利を侵害する要素を判断する根拠は、地理的表示の登録証明書又は承認内容を含む、国際条約又は国家登録簿からの抜粋に定められた地理的表示の保護の範囲である。

3. 疑わしい標識が地理的表示商標権侵害の要素であるかどうかを判断するには、次の項目に従って保護されている地理的表示と疑わしい地理的表示を比較し、且つ保護される製品と疑わしい地理的表示を表示する製品とを比較する必要がある。

a) 保護されている地理的表示と同一又は混同を生じさせる程に類似した標識。この場合、標識は文字、意味又は文字の発音及び転写を含む単語構造言語が保護された地理的表示に類似している、又は地理的表示の保護範囲内の画像及び記号を使用している場合において、地理的表示の同一とみなされる。標識は文字、意味、又は文字の発音及び転写を含む単語構造言語が保護された地理的表示に混同を生じる程に類似している、又は地理的表示の保護範囲内の画像及び記号を使用して、その標識がついた製品が地理的保護地域から生産されたものであると消費者に誤解させるなら混同を生じる程に類似とみなされる。

b) 保護されている地理的表示が付いた製品と同一又は類似していると疑われる標識が付いた製品。この場合、保護されている製品の性質及び機能、用途及び消費経路において同一又は類似している場合、製品は同一又は類似していると見なされる。

c) ワイン及びスピリッツについては、本条の a 及び b の規定に加え、翻訳、転写の形式もしくはその類似している単語・形式を、保護された地理的表示が付いた地理的地域に由来しない製品に使用した場合にも知的財産権を侵害する要素とみなされる。

第 79 条：商号に係る権利を侵害する要素

1. 商号に係る権利を侵害する要素は、商品、商品の包装、サービス施設、取引文書、看板、広告手段又はその他の事業施設に取り付けられた商号の形に表現されており、保護された商号と同一、類似、紛らわしいほど疑似しているものである。

2. 商号に係る権利を侵害する要素を判断する根拠は、保護されている商号の所有者に提供される合法的使用を証明する証拠に基づいて決定される範囲である。そのうち、商号の事業者、事業所、事業活動、事業分野、事業領域、及び商号使用の履歴を具体的に特定すること。

3. 疑わしい標識が商号の権利を侵害する要素であるかどうかを判断するには、次の項目に従ってその標識と保護されている商号とを比較するほか、疑わしい標識の事業者、事業所、事業活動、事業分野とを比較する必要がある。

a) 保護されている商号と同一、又は混同が生じる程に類似した標識。そのうち、1つの標識は、文字、意味、又は構造、発音及び転写を含む単語構造言語が保護された商号に類似しているものである。又、標識が保護されている商号と同様な構造、発音及び転写を含む単語構造言語を使用することによって、事業者又は事業所について消費者に誤解させる場合には類似とみなされる。

b) 疑わしい標識が付いた商品及びサービスは、性質、機能、有用性が同一又は類似しており、同じ消費チャネルを有する場合、保護された商号が付いている商品又はサービスと同一又は類似しているとみなされる。又は、性質、機能及び実装方法において相互に関連する場合。

第 80 条：植物品種権を侵害する要素

1. 植物品種権侵害行為に該当する要素は次の通りである。

a) 保護されている植物品種の繁殖材料、無傷の苗木、収穫物、又は完全な苗木に生長することができるあらゆる材料。

b) 商品、包装、サービス施設、取引書類、看板、広告手段、その他の事業施設に表示される植物品種名又は標識が、保護されている植物品種の種子の名前と混同を引き起こすほど同一又は類似しているもの。

c) 植物品種の種子、繁殖材料、収穫材料を加工及び保管する目的に使用される機械、設備、保管及び保存倉庫、輸送車両又はその他の設備。

2. 植物品種権を侵害する要素を判断する根拠は、有効な植物品種保護証明書に定められた範囲である。

第 81 条：産業財産権及び植物品種権の侵害の性質及び範囲を判断する根拠

1. 知的財産法第 199 条第 1 項に定めた侵害の性質は、以下の根拠に基づいて判断される。

a) 侵害の状況と動機：意図的ではない違反、意図的な違反、支配又は制圧による違反、初発の違反、繰り返しの違反。

b) 侵害行為を実施する手段：個人的侵害、組織的侵害、自ら行う侵害行為、賄賂、欺瞞、他者への侵害行為の強制。

2. 知的財産法第 199 条第 1 項に定めた侵害の程度は、以下の根拠に基づいて判断される。

a) 侵害の領域、時期、量及び規模

b) 侵害の影響と結果

第 2 節 損害賠償の決定

第 82 条：産業財産権及び植物品種権の損害における判断の原則

1. 知的財産法第 204 条に定める産業財産権及び植物品種権の侵害による損害は、所有者に対して直接の物的損害及び精神的損害である。

2. 以下のすべてに該当する場合には実損が生じたものとみなされる。

a) 被害者が物質的又は精神的な利益を実際に有する。

b) 被害者は、本項の a で定めた利益を得る可能性がある。

c) 侵害が発生した後に侵害のない状況と比べて被害者の得られる利益が減少又は損失された。又、その利益の減少又は損失が侵害の直接的な原因である。

3. 損失程度は、産業財産権及び植物品種権の侵害要因に応じて決定される。損害の程度の決定は、査定請求の結果や損害の申告など、当事者から提供された損害の証拠に基づいて行われる。そのうち、損害の程度の決定及び計算の根拠を明確すること。

第 83 条：財産の損失

1. 財産の損失は、産業財産権及び植物の保護品種に対する権利の金銭的価値の減少又は損失の程度に基づき決定される。
2. 本条第 1 項に規定する産業財産権及び植物品種権の金銭的価値は、以下の 1 つ以上の基準に基づいて決定される。
 - a) 産業財産権及び植物品種権又は使用権の譲渡価格。
 - b) 産業財産権及び植物品種権での事業資本出資額。
 - c) 企業の総資産における産業財産権及び植物品種権の価値。
 - d) マーケティング、研究、広告、人件費、税金及びその他経費を含む産業財産権及び植物品種権になる創設・開発のための投資価値。

第 84 条：精神的損害

発明、工業意匠、回路配置又は植物品種の作者に対する、名誉、尊厳、名声、その他知的財産法に定めた精神的損失は、当事者の人格権が侵害されることにより名誉、尊厳、又は信用度を失ったこと、又は誤解により信頼が失われたことが発生されるもの。

第 85 条：所得及び利益の減少

1. 知的財産法第 204 条第 1 項 a に定める所得及び利益は以下のものに該当する。
 - a) 産業財産権及び植物品種権である対象物を直接的に使用する及び開発することで得られた所得及び利益。
 - b) 産業財産権及び植物品種権である対象物をリースしたことで得られた所得及び利益。
 - c) 産業財産権の目的物を使用する権利（産業財産権）や植物品種権を譲渡して得られる収入及び利益。
2. 所得及び利益の減少は、以下の 1 つ又は複数の基準に基づいて決定される。
 - a) 本条第 1 項に定めた各収入に対する侵害行為が発生する前後の所得・利益の直接的な比較。
 - b) 侵害行為が発生する前後の製品、商品、サービスの生産量、及び実消費量又は提供された数量の比較。

c) 侵害行為が発生する前後の製品、商品、サービスの市場価格の比較。

第 86 条：営業機会の損失

1. 知的財産法第 204 条第 1 項 a に定める営業機会には、以下のことを含める。
 - a) 工業所有権の対象物及び植物品種権を営業分野に直接的に使用・開拓する能力性。
 - b) 工業所有権及び植物品種権を他者にリースする実際の能力性。
 - c) 工業所有権及び植物品種権の譲渡の可能性、又は他者に譲渡する実際の能力性。
 - d) 侵害行為のために失ったその他の営業機会。
2. 営業機会の損失とは、被害者が本条第 1 項に規定されている能力を行使した際に得られるはずであったにも拘らず、侵害の結果として実際に得ることができなかった所得の金銭的価値である。

第 87 条：損害の防止及び修復のための合理的な費用

知的財産法第 204 条第 1 項 a に規定する損害の防止及び克服に要する合理的な費用には、一時的な留置、保存、保管・保管にかかる費用、緊急措置の実行費用、弁護士の手数料の合理的な費用、査定サービス料金、侵害行為の防止・克服する費用、侵害にかかる通知費用、マスメディアでの報道・修正の費用等が含まれる。

第 2 章

侵害処理請求及び侵害処理請求への対応

第 88 条：自己保護に関する権利の行使

1. 知的財産法第 198 条及び本条に従って個人および組織は自己保護の権利を行使する。
2. 知的財産法第 198 条 1 項 a に規定する技術的措置には、以下のものを含む。
 - a) 製品及びサービス施設（本条では「製品」という）の産業財産権・植物品種権に関する発生根拠保護証書、所有者、保護範囲、保護期間、又はその他の情報を表示することにより、その製品が保護されている産業財産権又は植物品種に係る権利の対象であることを通知し、他者に侵害されないよう警告する。
 - b) 保護されている製品にマークを付け、識別・区別し、保護するための技術的手段又は措置を講じる。

3. 知的財産法第 198 条第 1 項 b に規定する侵害の停止請求は、産業財産権又は植物品種権の保有者が侵入者に書面で通知する。書面による通知には、発生根拠保護証書、保護範囲、保護期間を明示すること。また、侵害者が侵害行為を停止するための合理的な期限を定める必要がある。

4. 知的財産法第 198 条第 1 項 c に定める侵害行為を処理すべく所轄官庁に申請する場合は、本政令第 89 条、第 90 条、第 91 条、第 92 条、第 93 条及び第 94 条を順守すること。

第 89 条：侵害処理の申請書

1. 侵害処理の申請書には次の主な内容を含める必要がある。

a) 申請書の提出年月日

b) 侵害処理を行う申請者の氏名・住所。代理人を通じて申請する場合は代表者の氏名。

c) 申請書の受理する機関名。

d) 侵害者の氏名・住所。侵害の疑いがある輸出入貨物における税関手続の一時停止を申請する場合は、侵害者と疑わしき者の氏名・住所。

đ) 関連する権利及び利益を有する組織又は個人の氏名・住所（ある場合）。

e) 証人（いる場合）の氏名・住所。

g) 侵害されている産業財産権又は植物品種権に関する概要：権利の種類、権利発生
の根拠、権利対象の省略。

h) 侵害行為に関する概要：侵害の発生日、発生場所、侵害された製品の簡単な
説明、侵害行為及びその他の情報（ある場合）。

i) 侵害処理措置の適用要求

k) 要求書に添付された文書及び証拠の一覧表。

l) 申請者の署名・捺印（ある場合）。

2. 侵害処理の申請書には、当該申請を証明するための文書及び証拠を添付すること。
添付資料は本政令第 90 条の規定に従うこと。

第 90 条：侵害処理の申請書に添付する文書と証拠

1. 侵害処理の申請者は申請の根拠を証明するために、以下の文書及び証拠を添付すること。

a) 産業財産権又は植物品種権の所有が直接に申請する場合に、所有者又は譲渡・承継・継承された者であることを証明できる証拠。

b) 税関手続の一時停止を申請した際に侵害が発生したことを証明する証拠、又は輸出入商品が産業財産権又は植物品種権を侵害している証拠。

c) 申請の根拠を証明できるその他の文書及び証拠。

2. 委員された代理者を通して申請する場合は、公証又は認証された委任状を添付すること。法的代表者を通して申請する場合は法的代表者の身分証明証を添付すること。

第 91 条： 権利所有を証明する証拠

1. 発明、工業意匠、回路配置、商標及び植物品種の権利者であることを証明する証拠は、次のいずれかの文書である。

a) 実用新案登録証、工業意匠登録証、半導体集積回路の回路配置登録証、商標登録証、又は植物品種保護証の写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある

b) 保護権を登録する権限のある機関で発行された国家工業所有権登録簿の抜粋、又は国家植物品種登録簿の抜粋。

2. ベトナムを指定するマドリッド協定及びマドリッド議定書に基づいて国際登録された商標における権利者を証明する証拠は、国家知的財産庁によって発行されたベトナムで保護されている国際登録商標の証明書、認証付き写し、又は国家工業所有権登録簿（国際登録商標の部分）からの抜粋である。

3. ベトナムを指定するハーグ協定に基づいて国際登録された工業意匠における権利者を証明する証拠は、国家知的財産庁によって発行された国際登録工業意匠の保護を受け入れる決定の写し及び比較用の原本、若しくは認証付き写し、又は国家工業所有権登録簿（工業意匠部門国際登録の部分）からの抜粋である。

4. 地理的表示の場合、権利者を証明する証拠は、次のいずれかの書類である。

a) 地理的表示登録証明書、又は国家所有権登録簿の抜粋。

b) 本政令第 38 条第 1 項 c に定めた地理的表示を使用する組織及び個人の一覧表。外国の地理的表示がベトナムで保護されている場合における、原産国の法律に従った権利者を証明するその他の文書。

5. その他の産業財産権において権利者を証明する証拠は、知的財産法第 6 条第 3 項 b、c に定めた権利確立の基礎に関する文書、現物、情報である。具体的には次の通りである。

a) 営業秘密の場合：営業秘密の内容、保管形式、保護方法及び取得方法の説明書。

b) 商号の場合：商号の合法的な使用、商号を使用した事業分野及び事業領域、並びに商号使用の経緯を証明する資料。

c) 周知標章の場合：知的財産法第 75 条に定めた評価基準を明示する資料及び知的財産となる使用過程を説明する資料。

d) 国際条約で保護されている地理的表示の場合：地理的表示の認識・保護に関する内容を含む、国際条約の文書及び情報、又は産業財産権に関する国家登録簿の抜粋。

d) 植物品種の場合：有効な植物品種保護証明書、植物品種保護証明書の発行又は再発行の決定、若しくは保護されている植物品種における国家登録簿の抜粋及び民事訴訟法第 94 条に従って収集された証拠。

6. 侵害処理申請者が産業財産権、植物品種に係る権利の所有権又は使用权を譲渡された者である、若しくは産業財産権、植物品種に係る権利の移転又は相続された場合は、本条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する書類に加えて、産業財産権又は植物品種に係る権利における所有権の譲渡契約、産業財産権又は植物品種に係る権利の対象の使用契約、若しくは相続権又は承継権を確認できる資料が必要となる。譲渡されたことが産業財産権又は植物品種に係る権利の保護証書、所有権譲渡契約登録証又は使用契約登録証に記録された場合、上記の文書も権利者の地位を証明できる証拠とみなされる。

第 92 条： 侵害を証明する証拠

1. 以下の資料及び現物は、侵害を証明する証拠とみなされる。
 - a) 保護されている対象の説明文書の原本又は法的写し、若しくは保護されている対象に関する見本・現物。
 - b) 侵害の疑いがある製品に関係のある見本、現物、写し、ビデオ録画。
 - c) 保護対象及び侵害の疑いがある製品と比較した結果説明。
 - d) 議事録、始末書、侵害を証明するためのその他の文書。
2. 本条第 1 項で指定された文書及び現物は、一覧表が作成され、侵害処理申請者が署名すること。

第 93 条： 侵害処理申請者の責任

侵害処理申請者は、自らが提供した情報・文書・証拠の真実性を保証した上で責任を負うこと。

第 94 条： 侵害処理申請書の提出及び受理

1. 侵害処理申請書は、知的財産法第 200 条に規定された侵害処理権限のある機関（以下「受理機関」という）に提出される必要がある。
2. 侵害処理申請書を受領した際に当該申請が他の管轄当局の責任であることが判明した場合、受理機関は 10 日以内に該当する管轄当局に再提出する旨を申請者に案内する、若しくは受領した申請書を該当する管轄当局に転送する必要がある。
3. 侵害処理申請書に付属されている資料、証拠及び現物に不足が生じた場合、受理当局は提出書類補足要求とともに、補足期限を決定し案内すること。その際、補足期限は 30 日を超えてはならない。
4. 次の場合には理由を明示し、侵害処理申請書を不許可とする。
 - a) 本条第 3 項に規定する期限が過ぎたにも拘らず、侵害処理申請者による関連書類、証拠、現物の補足ができない場合。
 - b) 法律に定められている侵害処理時効が過ぎた場合。

c) 侵害処理要求書に記載された侵害が、受理当局の調査結果により生じないことが判明した場合。

d) 侵害を処理するための十分な根拠がない旨の管轄当局による結論が書面にて存在する。

5. 産業財産権又は植物品種権に係る所有権、保護の可能性、保護の範囲において紛争又は苦情が生じた場合、処理申請書を受理した当局は申請者に対して、紛争が生じた日から 10 日以内に所轄官庁に紛争解決申請書の提出手続を案内すること。

第 3 章

産業財産権及び植物品種権に関する侵害品の処理

第 95 条：侵害品の価値の確定

1. 侵害品に関しては以下に規定される。

a) 侵害品は、侵害要素を含む部分又は詳細（以下、「部品」という）であり、独立した商品として流通できるものである。

b) 本条 a に定めた侵害要素が独立した商品として流通できる商品の部分であるのに区別できない場合、侵害品は侵害要素を含む製品全体とみなされる。

2. 侵害品の価値は、以下の価値の優先順位で侵害が生じた時点において侵害処理機関に確定された価値である。

a) 侵害品の公開価格。

b) 侵害品の実際の販売価格。

c) 未発売における侵害品の生産原価。

d) 侵害品の購入価格。

3. 侵害品の価値は、本条第 1 項 a に定めた侵害要素が商品の部分である場合に、その部分の価値で確定される。第 1 項 b に a に定めた侵害製品全体の場合に商品全体で確定される。

4. 本条第 2 項に定めた要件の適用が不適切な場合、若しくは侵害処理機関及び財務機関が侵害品の価値を統一できない場合、価値確定は評議会で行われる。

侵害品の価値を確定するための評議会の設立、組織及び運用原則は、行政及び民事違反処理に関する法律に従って行われる。

第 96 条： 侵害品の取扱い

1. 侵害処理当局は、商標、地理的表示、主な原材料、生産施設を偽造する商品に対して以下のいずれかの措置を適用する。

a) 本政令第 97 条に従い、非営利目的で配布又は使用する。

b) 本政令第 98 条に従い廃棄する。

c) 積替された偽造商標が取付けられている商品の場合、侵害品の所有者、運送業者、在庫管理業者に対して、侵害要素を除去した後にベトナム社会主義共和国の領土からの除去を強制する。商標、地理的表示、主な原材料、生産施設を偽造する輸入品である場合は、侵害要素を除去した後に再輸出させる。侵害要素が除去できない場合は本条第 4 項に定められた措置を適用する。

商標、地理的表示、主な原材料、生産施設を偽造するために主な原材料、生産施設を輸入して生産された商品の場合、侵害処理機関はそれぞれの具体的なケースに応じて、侵害要素の強制除去措置を加えた後に、本条第 4 項に定められた措置を適用する。

2. 産業財産権又は植物品種権侵害はしているが、商標、地理的表示、生産用の主な原材料又は生産施設を侵害していない商品の場合、侵害処理機関はそれぞれの具体的なケースに応じて、侵害要素の強制除去措置を加えた後に、本条第 4 項に定められた措置を適用する。

産業財産権又は植物品種権を侵害した輸入品ではあるが、商標、地理的表示、生産用の主な原材料又は生産施設を侵害していない場合、侵害処理機関はそれぞれの具体的なケースに応じて、侵害要素の強制除去措置を加えた後に、本条第 1 項 c) に定められた措置を適用する。

3. 産業財産権又は植物品種権を侵害した、商標、地理的表示、生産用の主な原材料又は生産施設の偽造製品を生産するための原材料、施設又は実際にその目的だけに利用された原材料・施設は、産業財産権又は植物品種権を侵害し、地理的表示、生産用の主な原材料又は生産施設の偽造製品を生産する主な原材料、施設とみなされる。

4. それぞれの具体的なケースに応じて、本条第 1 項の a 及び b に定めた措置を適用する、若しくは侵害品を生産する組織又は個人の流通チャンネルに持ち込まれた商品の回収申請が権利者からあった場合、侵害処理機関は本条第 1 項 a 及び b に定めた措置又はその他の措置を適用する。対応機関は侵害処理に関する決定を下す過程で、当事者の申請を考慮することができる。

第 97 条：非営利目的で配布又は使用の強制

1. 産業財産権又は植物品種権を侵害し、商標、地理的表示、生産用の主な原材料又は生産施設の偽造製品を生産する商品の取扱における非営利目的での配布又は使用を強制する際には、以下のすべての条件を満たすこと。

a) 使用価値があり、人間の健康、動物・植物・環境に害を及ぼさない商品である且つ有毒な内容を含む文化産物ではない。

b) 侵害要素が除去されている。

c) 配布又は使用が営利を目的とせず、人道援助、慈善活動又は社会的利益を優先し、産業財産権又は植物品種権を有する者の通常の使用権に影響を与えていない。

d) 配布先及び使用先が、産業財産権又は植物品種権を有する者の潜在的な顧客ではない。

2. 本条第 1 項に定めた規定は、産業財産権又は植物品種権を侵害し、商標、地理的表示、生産用の主な原材料又は生産施設の偽造製品を生産するための主な原材料、生産施設に対しても適用される。

第 98 条：強制廃棄

産業財産権又は植物品種権を侵害し、商標、地理的表示、生産用の主な原材料又は生産施設の偽造製品を生産する商品又はその商品の製造のための主な原材料、施設を廃棄する措置は、本政令第 97 条に定めた非営利目的での配布又は使用される条件を満たさない場合に適用されるものとする。

第 4 章

産業財産権及び植物品種権に関する輸出入商品の取締り

第 99 条：産業財産権又は植物品種権輸出入品の管理請求権

産業財産権又は植物品種に係る権利の所有者は、産業財産権又は植物品種権を違反する輸出入品に対して直接、又は法的代表者を通して検査及び監督の申請を提出する権利を有するほか、産業財産権又は植物品種権を違反する疑いのある輸出入品に対して、税関手続の一時停止の申請を提出する権利を有する。

第 100 条：申請書を受理する権限

所轄税関は、関税法第 75 条第 1 項の規定に基づき、検査、監督又は税関手続の一時停止に関する申請書を受理するものとする。

第 101 条：申請書の処理手順

1. 申請者が知的財産法第 217 条 1 項の a、b、c 及び第 2 項に定めた義務を履行している場合、税関当局は輸出入品の検査・監督の申請書を受領した日から 20 日以内、又は通関手続の一時停止の申請書を受領した日から 2 稼働時間以内に、申請書を精査した後、受理通知を発行するものとする。申請書を拒否する場合、税関当局は申請者に書面にて拒否理由を明確に回答すること。
2. 税関総局は輸出入品の検査・監督の申請書を受理した際、申請の受理を税関総局の指定した省・市の税関局及び機関に通知し、検査・監督を実施する。これらの機関は、本条に記載されている税関総局の通知に基づいてシステム上のデータを調査し、担当範囲にて展開すること。
3. 税関当局は通関手続の一時停止の申請書に基づき、侵害の疑いがある商品を発見するために検査・監督又は通関手続における一時停止の決定の発行に関する責任を負う。

第 102 条：侵害の疑いがある商品における取扱の手續及び手順

1. 産業財産権又は植物品種権を侵害する疑いのある商品を発見した場合、税関当局は産業財産権又は植物品種権の所有者又は行政制裁を課す権限の行使の要請による税関手續における一時停止の決定を下したうえで、産業財産権又は植物品種権の所有者及び品物の荷主に通知すること。その際、当事者の氏名、住所、ファックス番号、電話番号、一時停止の理由及び停止期間を明示する必要がある。
2. 税関当局は、知的財産法第 218 条第 3 項の規定により通関手續が一時停止されている商品又は以下の場合には、引き続き通関手續を行うものとする。
 - a) 不服申立の解決決定に従い、税関手續の一時停止の決定が停止又は取消された場合。
 - b) 税関手續の一時停止の申請者が申請を取り下げた場合。

第 103 条：主導的に税関手續を停止する権限及びその手續と手順

1. 検査、監督、管理の過程で、輸出入商品が偽造商標商品又は偽造地理的表示商品であると疑う明確な根拠を発見した場合、税関支局は主導的にその商品に対する税関手續の一時停止決定を下すことができる。
2. 税関支局は連絡先情報がある場合には直ちに商標又は地理的表示の権利者に連絡し、一時停止することを輸入者又は輸出者に通知すること。
3. 税関手續における一時停止の期間は、本条第 2 項に従って税関支局が権利者に通知した日から 10 日間とする。
4. 当事の税関支局は、税関手續の一時停止中に以下の業務を遂行する責任を負う。
 - a) 輸入者、輸出者、又は連絡先がある場合の商標又は地理的表示の権利者に対し、カタログ、査定結果、海外からの書類、類似事案の処理結果などの商品に関連する書類の提出を要求する。
 - b) 法律に順守した上で、税関専門機関又は必要な場合のその他の査定機関での査定、追加査定又は再査定のためにサンプルを採取する、又は関連組織及び個人に対してサンプルの採取を許可する。

c) 商標と地理的表示の権利所有者、保護能力、違反処理権限に関して紛争・苦情が生じた場合、国家知的財産庁に相談し、協議する。

d) 複雑な事案を解決すべく省・市の税関当局及び税関総局に適切に報告する。

5. 税関手続の一時停止の終了：

a) 税関手続を一時停止される商品が偽商標商品又は偽地理表示商品であると判明した場合、且つ違反行為が税関の処理権限に判明した場合、税関当局は現行の法律に従って商標又は地理表示の侵害行為に対する行政違反を処理する。侵害行為が税関当局の処理権限の範囲外である場合、その他の知的財産保護機関に引き渡すこと。

b) 申請者が民事訴訟を起こした場合、税関当局は裁判所の決定に従うものとする。

c) 国家知的財産庁から、商標又は地理的表示の権利者、保護の可能性、保護範囲に関する紛争又は苦情について文書で通知を受け取った場合、税関当局は引き続き税関手続を実行する。ただし、税関当局が行政違反の処理手順に従って受理の決定を発行した場合を除く。

d) 違反行為に刑法で定められている犯罪の兆候があると判断した場合、税関は管轄当局に違反行為を移送し、法律に従って調査及び起訴するものとする。

d) 一時中止された商品が商標又は地理的表示を侵害しないと判断した場合、税関当局は引き続き通関手続を実施し、それを当事者に通知するものとする。

6. 誤って税関手続を一時停止したことで荷主に損害を与えた場合、税関支局は規定に従って荷主に損害を賠償し、発生した費用を負担すること。

第 104 条：産業財産権及び植物品種権輸出入品の管理手続

産業財産権及び植物品種権に関連する輸出入品の管理手続は、本政令及び関税法の関連規定に準拠するものとする。

第 5 章

産業財産権及び植物品種権の検査、査定

第 1 節 産業財産権の査定員、植物品種権の査定員、産業財産権及び植物品種権の査定機関

第 105 条：産業財産権及び植物品種権の査定員の査定形式

1. 産業財産権の査定員及び植物品種権の査定員は、産業財産権及び植物品種権の査定機関に属することで、その機関名義を使用して査定する又は独立して査定を行うことが可能である。
2. 査定員の査定形式は、本政令第 109 条及び第 112 条に定めた産業財産権査定員一覧表及び植物品種権の査定員一覧表に記録されること。
3. 査定員が産業財産権及び植物品種権の査定機関の名義を使用される場合、査定機関の認定書の発給手続に従って査定員の情報は当該機関の査定員一覧表に記録されること。

第 106 条：産業財産権の査定員、植物品種権の査定員の権利及び義務

1. 産業財産権の査定員及び植物品種権の査定員は次の権利を有する。
 - a) 関連書類が不十分、又は査定結論を導き出す価値がない、又は査定員証に記載される専門分野に該当しない場合、査定を拒絶すること。
 - b) 査定員の健康に害を及ぼすリスクがある場合、又は査定対象であるサンプルが過大のために保管スペースがない場合、査定用のサンプルの引取りを拒絶すること。
 - c) 査定結果、専門的結論及び専門家の意見を査定目的で使用すること。
 - d) 独立に査定を行う産業財産権査定員及び植物品種権の査定員は、法律で別段の規定がない限り、査定を実施するために査定対象に係る情報及び書類の提供を各機関、組織、個人に要求すること。
 - d) 法律で定めたその他の権利。
2. 産業財産権の査定員及び植物品種権の査定員は以下の義務を有する。
 - a) 査定員証に記載される専門分野に従って業務を行うこと。
 - b) 知的財産法第 201 条第 4 項に定めた原則に従って査定を実施すること。
 - c) 査定書類を作成すること。査定申請者、且つ関連する権利・利益を有する組織及び個人、又は管轄当局の要請に応じて査定の結論を説明すること。

- d) 査定件に関連する文書及びサンプルを法規に従って保管・保存すること。
- d) 独立に査定結論を出し、その査定結論に対して責任を負うこと。故意に誤った査定結論を出したことにより関係のある個人や組織に損害を与えた場合、当該損害を賠償すること。
- e) 査定員が査定対象及び査定件に関係のある権利・利益を有する、又は査定結論の客観性に影響を及ぼす事由がある、或いは法令に従った査定拒否すべきであるという規定がある場合、査定を拒絶すること。
- g) 査定申請機関、組織又は個人の要請に応じて情報及び文書の機密を保持し、機密情報の開示により関連の機関、組織、又は個人に損害を与えた場合、当該損害を賠償すること。
- h) 査定員の資格又は査定業務を利用して個人的な暴利行為を行い、又は故意に誤った査定結論を出した場合には法律上の責任を負うこと。
- i) 情報共有、報告の体制を実施し、6か月ごと及び年間ごとに書面による査定活動報告と産業財産権査定活動報告を産業財産権及び植物品種権に係る管轄当庁に提出すること。
- k) 法律で定められたその他の義務

第 107 条：産業財産権及び植物品種権を査定する組織の権利と義務

1. 産業財産権及び植物品種権を査定する組織は以下の権利を有する。
 - a) 発生する事案に応じて産業財産権の査定員及び植物品種権の査定員を雇うこと。
 - b) 査定を実施するために査定対象に関連する情報及び書類の提供を機関、組織、個人に要求する。ただし、法律に許可しない場合を除くこと。
 - c) 法律で定められたその他の権利。
2. 産業財産権及び植物品種権を査定する組織は以下の義務を有する。
 - a) 査定機関の認定書に記載された専門分野に従って業務を行うこと。
 - b) 知的財産法第 201 条第 4 項に定めた原則に従って査定を実施すること。

- c) 査定件に関連する文書及びサンプルを法律の規定に従って保管・保存すること。
- d) 査定申請機関、組織又は個人の要請に応じて情報及び文書の機密を保持し、機密情報の開示により機関、組織、又は個人に損害を与えた場合は、当該損害を賠償すること。
- d) 法令に従った査定拒絶すべきであるという規定がある場合、査定を拒絶すること。
- e) 査定員の資格又は査定活動を利用して不当利得行為を行い、又は故意に誤った査定結論を出した場合には法律上の責任を負うこと。
- g) 情報の共有・報告の体制を実施し、6 か月ごと及び年間ごとに書面による査定活動報告と産業財産権査定活動の報告を産業財産権及び植物品種権の管轄当庁に提出すること。
- h) 法律で定められたその他の義務。

第 2 節 産業財産権の査定に関する国家管理内容

第 108 条：産業財産権の査定能力試験

1. 産業財産権の査定能力試験の目的は、産業財産権に係る問題について専門的な知識及び技能を活用して評価し、結論を出すための能力を検査するためである。
2. 産業財産権の査定能力試験は以下の通り実施される。
 - a) 国家知的財産庁は査定能力試験を行う権限を有する機関である。
 - b) 国家知的財産庁は当局の電子情報ポータルで試験についてを通知する。通知には、試験申込条件、申込手続、試験内容、試験予定日、場所を明記する。
 - c) 本条 4 項に従って 5 人以上の申込書を受領した場合は、3 か月以内に試験を実施すること。
 - d) 試験結果は国家知的財産庁から受験者に通知される。受験者は当結果について審査を要求する権利を有する。
 - d) 国家知的財産庁において産業的所有権の査定員証における申請をする場合の試験結果は 5 年間有効である。

3. 産業財産権の査定能力試験評議会は国家知的財産庁に設立され、当局の業財産権査定試験規定に基づき査定能力試験を行う責任を負う。

4. 査定能力試験の申込は以下の通りに行われる。

a) 本条に定めた試験に申込する個人は以下の条件を満たすこと。

a1) ベトナム国籍を有し、公民行為のための十分な能力を有する。

a2) ベトナムにおいて恒久的に居住している。

a3) 善良な人徳を備えている。

a4) 発給申請分野に相応しい専攻で学士以上の学位を有する。

a5) 当該分野で5年間以上の経験を経過した。

b) 国家知的財産庁に提出する産業財産権における査定能力試験の申請書類には、以下の書類一式を含む。

b1) 本政令別表 VI に規定される様式第 1 号に従って作成された産業財産権における査定能力試験の申請書。

b2) 大学又は大学院の卒業証書の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。

b3) 内定の写し、労働契約書の写し、又は実際の専門的活動における経験を証明できるその他の書類（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。

b4) 顔写真 2 枚 3 × 4 (cm)

b5) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

c) 国家知的財産庁は、申込書類の受領日から 20 日以内に以下の通り申込書類を処理する責任を負う。

c1) 国家知的財産庁は、申込書類が適式である場合に書類受理決定を出すものとする。決定書には試験計画が決定されたこと、又は本条 2 項に定めた申込数が足りないため試験計画が未決定になったことを明示するものとする。

c2) 申込書類に不備がある場合、国家知的財産庁は拒絶理由を明示し、申込書類の不備を是正する、又は、異議を申し立てるための猶予を通知日から 1 か月に設定した上で、申請の受理を拒絶する旨の通知を発行する。定められた期限が過ぎたにも拘らず申込者が不備を是正しない又は不備の是正が不十分である、若しくは異議がない又は異議が無効である場合、国家知的財産庁は理由を明示し、申請の受理を拒絶する旨の決定を発行する。

第 109 条：産業的所有権の査定員証の発行、再発行及び取消

1. 国家知的財産庁は、本条第 2 項、3 項、4 項、5 項に定めた手続に従い、産業的所有権の査定員証の発行及び再発行・取消、並びに産業財産権査定員の一覧表の作成又は公表を行う権限を有する。

2. 産業的所有権の査定員証の発行は以下の通り実施される。

a) 知的財産法第 201 条第 3 項に定めた条件を満たす者には、国家知的財産庁から産業的所有権の査定員証が付与される。ただし、申請人が本人である且つ規定に従った手数料の払いが必要である。知的財産法第 201 条第 3 項に定めた産業的所有権の査定員証の発行条件は以下の通り規定される。

a1) 「ベトナムにおいて恒久的に居住している」とは、居住に関する法律の規定に従う本籍がベトナムにあるということである。

a2) 「善良な人徳を備えている」とは、産業財産権法違反や職業倫理違反などによる行政違反処罰を受けていないほか、刑事罰を科せられていない且つ犯罪記録が抹消されている状態のことである。

a3) 「発給申請分野に相応しい専攻で学士以上の学位を有する」とは、発明及び回路配置に関する査定員が、理学又は技術専攻において大学卒業証明書又は大学院卒業証明書を有するということである。他の分野に関する査定員の場合は、大学卒業証明書又は大学院卒業証明書を有するということである。

a4) 「当該分野で5年間以上の経験を経過したこと」とは、産業財産権に関する紛争解決、苦情、検査、監督、調査、立法、法律相談等に直接従事した者、研究者資格を持っている科学研究者、産業財産権の教育分野において5年以上の経験を有する講師、若しくは法規制の施行について直接的に説明・指導した者、国家知的財産庁・国際機関において実用新案を含む発明特許の申請書・商標登録書・原産地名称を含めた地理的表示の登録書の審査を行う、又は審査結果の承認において5年以上の経験を有する者・産業財産権代理業務で5年以上の経験を有する者等である。

b) 産業的所有権の査定員証の発行申請書類には以下の書類一式を含む。

b1) 本政令別表 VI に規定される様式第 2 号に従って作成された査定員証の発行申請書。

b2) 身分証明書の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。ただし、産業的所有権の査定員証の発行申請書に身分証明書の情報が記載されている場合を除く。

b3) 顔写真 2 枚 3 × 4 (cm)

b4) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

c) 産業財産権の国家管轄当庁は申込書類の受領日から 1 か月以内に、以下の通りに申込書類を検査する。

c1) 申込書類が適式である場合、産業財産権の国家管轄当庁は産業的所有権の査定員証発行の決定を下すこと。決定書には査定員の氏名、本籍、身分証明書番号、認定書番号、認定分野を明記すること。決定日から 2 か月以内に国家産業財産権査定登録簿に認定書の発行を記録し、産業財産権官報及び電子情報ポータルにて公開する。

c2) 申込書類に不備がある場合、国家知的財産庁は拒絶理由を明示し、申込書類の不備を是正する又は異議を申し立てるための猶予を通知日から 1 か月に設定した上で、申請の受理を拒絶する旨の通知を発行する。申込者が定められた期限が過ぎたにも拘らず不備を是正しない又は不備の是正が不十分である場合、若しくは異議がない

又は無効な異議である場合、国家知的財産庁は理由を明示し、査定員証発行を拒絶する旨の決定を発行する。

c3) 産業財産権における査定員認定書は本政令の付録 VI の様式第 4 号に従って作成される。

3. 産業的所有権の査定員証の再発行は以下の通りに実施される。

a) 以下に該当する場合に、規定に従って手数料を支払った申請者に対して産業財産権の国家管轄当庁は産業的所有権の査定員証を再発行する。

a1) 産業的所有権の査定員証が紛失、誤記又は使用不能なほど損傷（破れ、汚れ、色あせ等）した場合。

a2) 産業的所有権の査定員証に記録される情報が本条第 2 項 c1 の規定に従って変更された場合。

b) 査定員は本条の a2 に記載された変更を記録するために、国家知的財産庁に産業的所有権の査定員証の再発行を要求する責任を負うものとする。

c) 国家知的財産庁に提出する産業的所有権の査定員証の再発行の申請書類は、以下の書類一式を含む。

c1) 本政令付録 VI の様式第 3 号に従って作成された査定員証の再発行申請書。

c2) 身分証明書の写し（写しが認証されていない場合は比較のために原本を提示すること）。ただし、産業財産権査定員認定書発行申請書に身分証明書の情報が記載されている場合を除く。

c3) 顔写真 2 枚 3 × 4 (cm)

c4) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合）。

d) 産業財産権の査定員の認定書の再発行の申請書類は以下の通り処理される。

d1) 国家知的財産庁は、産業的所有権の査定員証の再発行の申請書類の受領日から 20 日以内に本条第 2 項 c に定めた査定員証発行の手順通り申請書類を審査する。

d2) 発行された産業的所有権の査定員証に不備がある場合、国家知的財産庁が認定書の発行を受けた者から再発行要請の受領日から 5 営業日以内に、無料で査定員証の再発行する責任を負う。

4) 産業的所有権の査定員証の取消は以下の通り実施される。

a) 以下に該当する場合は産業的所有権の査定員証が取消される。

a1) 査定員証が違法に発行されたことを証明できる証拠がある場合。

a2) 査定員証を有する者が知的財産法第 201 条第 3 項に定めた条件を満たさなくなった場合。

a3) 査定員証を有する者が査定活動を辞めた場合。

a4) 査定員証を有する者が、所轄官庁の決定に従って査定員証を取り消す旨の罰則を与えられる場合。

b) 本条項の a で指定されている、いずれかのケースに該当する根拠がある場合、国家知的財産庁は、主導的に若しくは組織又は個人の要請に応じて産業的所有権の査定員証を取り消すものとする。

c) 国家知的財産庁に提出する産業的所有権の査定員証の取消の要請書には、以下の書類一式を含む。

c1) 産業的所有権の査定員証の取消要請書。

c2) 産業財産権における査定員認定書の取消要請の根拠を証明する証拠。

d) 産業的所有権の査定員証の取消は以下の通り実施される。

d1) 本条の c 号の規定に従う組織又は個人から産業的所有権の査定員証の取消要請がある場合、国家知的財産庁は要請書の受領日から 1 か月以内に、査定員証を有する者に対してこの旨を書面で通知し、本人の回答の猶予を通知日から 1 か月に設定する。国家知的財産庁は関係者の意見を考慮した上で、査定員証の取消又は査定員証の取消の拒絶についての決定を下すものとする。

d2) 産業的所有権の査定員証を有する者が知的財産法第 201 条第 2 項に定めた条件を満たさなくなったことを証明できる根拠がある場合、国家知的財産庁は査定員証を所持する者に対して取消意図を書面で通知し、本人の回答の猶予を通知日から 1 か月に設定する。国家知的財産庁は当事者の意見を考慮した上で、査定員証の取消をするか否かの決定を下し、本人に通知するものとする。

d3) 所轄官庁から産業的所有権の査定員証を取り消す決定があった場合、国家知的財産庁は上記決定を受領した日から 1 か月以内に取消の決定を発行する。

d4) 産業的所有権の査定員証の取消決定は、決定日から 2 か月以内に国家知的財産庁によって国家鑑定登録簿に記録され、産業財産権官報・電子情報ポータルに掲載される。

5. 産業財産権査定員の一覧表は以下の通りに作成され、公開される。

a) 国家知的財産庁は、産業的所有権の査定員証の発行、再発行、取消に関する決定を基にして査定員の一覧表を作成し、電子情報ポータルに掲載した上で毎年更新する。

b) 国家の国家知的財産庁は地方の国家知的財産庁に対して、地方の産業財産権査定機関に勤務する査定員に関する査定員証の変更情報を通知する。産業財産権査定機関はその情報に基づいて、決定日から 2 か月以内に地方の認定書の発行、再発行及び取消を行う。

第 110 条：産業財産権における評価組織認定書の発行、再発行及び取消

1. 産業財産権の評価組織における認定書の発行、再発行及び取消の権限は以下に規定される。

a) 本条第 2 項、3 項、4 項、5 項の規定に従い公立機関に対して産業財産権における評価組織認定書の発行及び再発行の権限を有する国家知的財産庁は、科学技術省に科学技術活動を登録した科学技術機関である。

b) 本条第 2 条、第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定に従って知的財産法第 201 条 2 項に定めた地方における所轄官庁の活動を登録した組織に対して、産業財産権におけ

る評価組織認定書の発行及び再発行の権限を有する機関は地方の産業財産権地方管轄当庁である。

2. 産業財産権評価組織の認定書の発行は以下に規定される。

a) 知的財産法第 201 条第 2 項に定めた条件に満たす組織に対して、国家知的財産庁から産業財産権査定員認定書が発行される。ただし、当該組織が申請し、且つ規定に従った手数料の支払いが必要である。

b) 産業財産権の査定組織の認定書の再発行の申請書類には以下の書類一式を含み、産業財産権国家管理庁および地方の産業財産権国家管理庁に提出される。

b1) 本政令別表 VI に規定される様式第 5 号に従って作成された産業財産権評価組織認定書発行申請書

b2) 産業財産権評価組織・査定員の内定又は労働契約書の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。

b3) 支払い済み申請手数料の領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は当該手続の解決を担当する機関の口座に直接納付する場合）

c) 国家知的財産庁は、申込書類の受領日から 1 か月以内に以下の通り申込書類を検査する。

c1) 国家知的財産庁又は地方の国家知的財産庁は、申込書類が適式である場合に産業財産権評価組織認定書発行の決定を出すこと。決定書には評価組織名、取引名、住所、組織の番号、組織に配属する査定員の認定分野、及び査定員の一覧表を明記すること。決定日から 2 か月以内に国家産業財産権評価登録簿に認定書の発行を記録し、産業財産権官報及び電子情報ポータルにて公開する。

c2) 国家知的財産庁は、申込書類に不備がある場合には拒絶理由を明示し、申込書類の不備を是正する又は異議を申し立てるために通知日から 1 か月の猶予を設定し、申請の受理を拒絶する旨の通知を発行する。申込組織が定められた期限が過ぎたにも拘らず不備を是正しない又は不備の是正が不十分であった場合、若しくは異議がない又は無効な異議であった場合、国家知的財産庁は理由を明示し、申請の受理を拒絶する旨の決定を発行する。

c3)産業財産権評価組織認定書は、本政令付録 VI の様式第 4 号に従って作成される。

3. 産業財産権評価組織認定書の再発行は以下の通り実施される。

a) 以下に該当する場合、国家知的財産庁は規定に従って手数料を支払った申請組織に対して産業財産権評価組織認定書を再発行する。

a1) 産業財産権評価組織認定書が紛失、誤記、又は使用不能なほど損傷（破れ、汚れ、色あせ等）した場合。

a2) 本条第 2 項 c1 の規定に従って産業財産権評価組織認定書に記録される情報が変更された場合。

b) 評価組織は本条の 2 項 c1 に記載された変更を記録するため、国家知的財産庁に産業財産権評価組織認定書の再発行を要求する義務を負う。

c) 国家知的財産庁に提出する産業財産権の査定員の認定書の再発行の申請書類には、以下の書類一式を含む。

c1) 本政令の付録 VI の様式第 6 号に従って作成された産業財産権における評価組織認定書の再発行申請書。

c2) 組織の情報に変更がある場合は、事業登録書又は営業許可書の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。ただし、産業財産権の査定員の認定書の再発行の申請書類に組織番号が記載されている場合を除く。

c3) 査定員の一覧表に変更がある場合は、産業財産権における評価組織又は査定員の内定、労働契約書又は解雇決定書の写し（写しが認証されていない場合は照合のために原本を提示する必要がある）。

c4) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は当該手続の解決を担当する機関の口座に直接納付する場合）。

d) 産業財産権の査定員の認定書の再発行の申請書類は以下の通り処理される。

d1) 国家知的財産庁は再発行申請書類の受領日から 20 日以内に、本条第 2 項 c に定める産業財産権における評価組織認定書の発行手順の通り申請書類を審査する。

d2) 発行された産業財産権における評価組織認定書に不備がある場合、国家知的財産庁が認定書を持っている組織から、再発行の要請の受領日から 5 営業日以内に無料で認定書の再発行について責任を負う。

4) 産業財産権における評価組織認定書の取消は以下の通り実施される。

a) 以下に該当する場合には、産業財産権における評価組織認定書が取消される。

a1) 認定書が違法に発行されたことを証明できる証拠がある場合。

a2) 認定書を有する組織が知的財産法第 201 条第 2 項に定めた条件を満たさなくなった場合。

a3) 認定書を有するが評価活動を終了した場合。

a4) 認定書を有する組織が、所轄官庁の決定に従って認定書を取り消す旨の罰則を与えられた場合。

b) 本項の a で指定されているいずれかのケースに該当する根拠がある場合、国家知的財産庁は主導的に、若しくは組織又は個人の要請に応じて認定書を取り消すものとする。

c) 国家知的財産庁に提出する産業財産権における評価組織認定書の取消申請書類には以下の書類一式を含む。

c1) 産業財産権における評価組織認定書の取消申請書。

c2) 産業財産権における評価組織認定書の取消申請の根拠を証明する証拠。

d) 産業財産権における評価組織認定書の取消は以下の通りに実施される。

d1) 本項の c の規定に従って組織又は個人から産業財産権における評価組織認定書の取消の申請がある場合、国家知的財産庁は申請書の受領日から 1 か月以内に認定書を有する組織にこの旨を書面で通知し、組織による回答の期限を通知日から 1 か月に設定する。国家知的財産庁は関係者の意見を考慮した上で、認定書の取消又は認定書の取消の拒絶についての決定を下すものとする。

d2) 認定書を有する組織が知的財産法第 201 条第 2 項に定めた条件を満たさなくなったことを証明できる根拠がある場合、国家知的財産庁は認定書を有する組織に取消

意図を書面で通知し、回答の期限を通知日から 1 か月に設定する。国家知的財産庁は当事者の意見を考慮した上で認定書を取消すか否かの決定を下し、それを通知する。

d3) 所轄官庁によって産業財産権における評価組織認定書を取消す旨の決定がなされた場合、国家知的財産庁は上記決定を受領した日から 1 か月以内に取消の決定を発行する。

d4) 産業財産権における評価組織認定書の取消の決定は、決定日から 2 か月以内に国家知的財産庁によって国家鑑定登録簿に記録され、産業財産権官報・電子情報ポータルに掲載される。

5. 産業財産権評価組織の一覧表は以下の通り作成され、公開される。

a) 国家知的財産庁は、評価組織認定書の発行、再発行、取消に関する決定を基にして評価組織の一覧表を作成し、電子情報ポータルに掲載して毎年更新するものとする。

b) 国家の国家知的財産庁は本項で定めた一覧表を作成するために、地方の国家知的財産庁に対して、評価組織における認定書の発行、再発行、取消の情報を決定日から 1 か月以内に通知する。

第 3 節 植物品種権の評価に関する国家管理内容

第 111 条：植物品種権の査定能力試験

1. 植物品種権の査定能力試験の目的は、植物品種に係る問題について専門的な知識と技能を活用して評価し、結論を出すための能力を検査することにある。

2. 植物品種権の査定能力試験は以下の通り実施される。

a) 植物品種権に関する国家管轄当庁は、植物品種権の査定能力試験を行う権限を有する。

b) 植物品種権に関する国家管轄当庁は、当局の電子情報ポータルを通して試験についてを通知する。通知には、試験の申込条件、申込手続、試験内容、試験予定日、場所を明記する必要がある。

c) 本条 3 項に従って 5 人以上の申込書を受領した場合は、3 か月以内に試験を実施すること。

d) 試験結果は植物品種権に関する国家管轄当庁から受験者に通知される。受験者は当該結果について審査を要求する権利を有する。

d) 植物品種権に関する国家管轄当庁において 植物品種権の査定員証の申込みをする場合、試験結果は 5 年間有効である。

3. 植物品種権に関する査定能力試験の評議会は、植物品種権に関する国家管轄当庁に設立され、当局による植物品種権に関する査定試験規定に基づき評価能力試験を行う責任を負う。

査定能力試験の申込は以下の通り実施される。

a) 本条で定めた試験に申込み個人は、以下の条件を満たすこと。

a1) ベトナム国籍を有し、公民行為のための十分な能力を有する。

a2) ベトナムにおいて恒久的に居住している。

a3) 善良な人徳を備えている。

a4) 発給申請分野に相応しい専攻で学士以上の学位を有する。

a5) 当該分野で 5 年間以上の経験を経過したこと。

b) 植物品種権に関する国家管轄当庁に提出する植物品種権の査定能力試験の申請書類には、以下の書類一式を含む。

b1) 本政令別表 VI に定める様式第 8 号に従って作成された産業財産権の査定能力試験の申請書。

b2) 大学又は大学院の卒業証書の認証の写し

b3) 内定の認証写し、労働契約書の認証写し、又は実際に専門的な活動を行った経験を証明できるその他の書類。

b4) 顔写真 2 枚 3 × 4 (cm)

b5) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は手続を当該手続の解決を担当する機関の口座に直接納付する場合）

c 植物品種権に関する国家管轄当庁は申込書類の受領日から 15 日以内に、申込書類を以下の通りに処理する責任を負う。

c1) 申込書類が適式である場合、植物品種権に関する国家管轄当庁は書類受理決定を下した上で、試験計画が決定されたこと又は本条 2 項に定めた申込みが不足していることにより試験計画が未決定であることを決定書に明示するものとする。

c2) 申込書類に不備がある場合、植物品種権に関する国家管轄当庁は拒絶理由を明示し、申込書類の不備を是正する又は異議を申し立てるための猶予を通知日から 1 か月に設定した上で、申請の受理を拒絶する旨の通知を発行する。定められた期限が過ぎたにも拘らず、申込者が不備を是正しない又は不備の是正が不十分である場合、若しくは異議がない又は無効な異議がある場合、国家知的財産庁は理由を明示し、申請の受理を拒絶する決定を発行する。

第 112 条：植物品種権の査定員証の発行、再発行及び取消

1. 省及び中央直轄市の人民委員会は本条第 2 項、3 項、4 項、5 項に定めた手続に従い、植物品種権の査定員証の発行、再発行及び取消を行う権限を有する。

2. 植物品種権の査定員証の発行は以下の通り実施される。

a) 知的財産法第 201 条第 3 項に定めた条件を満たす者には、植物品種権に関する国家管轄当庁から植物品種権の査定員証が発行される。ただし、申請人が本人である且つ規定に従って手数料を支払っていることが必要である。知的財産法第 201 条第 3 項に定めた植物品種権の査定員証の発行条件は、以下の通り規定される。

a1) 「ベトナムにおいて恒久的に居住している。」とは、居住に関する法律の規定に従う本籍がベトナムにあるということである。

a2) 「善良な人徳を備えている」とは、産業財産権法違反や職業倫理違反などによる行政違反処罰を受けていないほか、刑事罰を科させられていない且つ犯罪記録が抹消されている状態のことである。

a3) 「発給申請分野に相応しい専攻で学士以上の学位を有する」とは、園芸、農学、植物科学、作物又は植物品種の関連分野において大学卒業証明書又は大学院卒業証明書を有することである。

a4) 「当該分野で5年間以上の経験を経過したこと」とは、植物品種に関する法律相談等に直接従事した者、植物品種保護の国家管理機関において紛争解決、苦情、検査、監査を実施した者、合法的に設立された研究組織において研究・教育した者、又は植物品種権の代表者として植物品種保護に関する法的助言を提供した者である。

b) 植物品種権の査定員証の発行申請書類には以下の書類一式を含む。

b1) 本政令別表 VI に規定される様式第 9 号に従って作成された査定員証の発行申請書。

b2) 植物品種権の評価能力試験における合格証明書の原本又は認証の写し。

b3) 園芸、農学、又は植物品種の関連分野の大学卒業証書又は大学院卒業証書の写し。

b4) 植物品種権の分野で直接従事した5年以上の経験を有することを証明する管轄当局による証明書。

b5) 顔写真 2 枚 3 × 4 (cm)

b6) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は手続を当該手続の解決を担当する機関の口座に直接納付する場合）。

c) 省及び中央直轄市の人民委員会は申込書類の受領日から 1 か月以内に、申込書類を以下の通り処理する責任を負う。

c1) 申込書類が適式である場合、省及び中央直轄市の人民委員会は査定員証の発行決定を下すものとする。決定書には査定員の氏名、本籍、身分証明書番号、認定分野を明記すること。

c2) 申込書類に不備がある場合、省及び中央直轄市の人民委員会は拒絶理由を明示し、申込書類の不備を是正する又は異議を申し立てるための猶予を通知日から 1 か月に設定した上で、申請の受理を拒絶する旨の通知を発行する。定められた期限が過ぎたにも拘らず、申込者が不備を是正しない又は不備の是正が不十分である場合、若

しくは異議がない場合又は無効な異議がある場合、省及び中央直轄市の人民委員会は理由を明示し、査定員証発行を拒絶する決定を発行する。

c3) 植物品種権の査定員証は、本政令の付録 VI の様式第 10 号に従って作成される。

3. 植物品種権の査定員証の再発行は以下の通り実施される。

a) 以下に該当する場合、省及び中央直轄市の人民委員会は規定に従って手数料を支払った申請者に対して、植物品種権の査定員証を再発行する。

a1) 植物品種権の査定員証が紛失、誤記又は使用不能なほど損傷（破れ、汚れ、色あせ等）した場合。

a2) 植物品種権の査定員証に記録される情報が本条第 2 項 c1 の規定に従って変更された場合。

b) 査定員は本条の a2 に記載された変更を記録するため、省及び中央直轄市の人民委員会に植物品種権の査定員証の再発行を要求する義務を負う。

c) 省及び中央直轄市の人民委員会に提出する植物品種権の査定員証の再発行申請書類には以下の書類一式を含む。

c1) 本政令の付録 VI の様式第 9 号に従って作成された査定員証の再発行申請書。

c3) 顔写真 2 枚 3 × 4 (cm)

c4) 料金・手数料納付領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は手続を当該手続の解決を担当する機関の口座に直接納付する場合）。

d) 植物品種権の権査定員証の再発行申請書類は以下の通り処理される。

d1) 省及び中央直轄市の人民委員会は、植物品種権の権査定員証の再発行申請書類を受領した日から 15 日以内に、本条第 2 項 c に定めた産業財産権の査定員証発行手順の通りに申請書類を審査するものとする。

d2) 発行された植物品種権の査定員認定に不備がある場合、省及び中央直轄市の人民委員会は査定員証を所持する者から再発行の要請を受領した日から 5 営業日以内に、無料で査定員証を再発行する責任を負う。

4) 植物品種権の査定員証の取消は以下の通り実施される。

a) 以下に該当する場合は、植物品種権の査定員証が取消される。

a1) 査定員証が違法に発行されたことを証明できる証拠がある場合。

a2) 査定員証を有する者が知的財産法第 201 条第 3 項に定めた条件を満たさなくなった場合。

a3) 査定員証を有する者が評価活動を辞めた場合。

a4) 査定員証を有する者が、所轄官庁の決定に従って査定員証を取り消す旨の罰則を与えられた場合。

b) 当条項の a で指定されているいずれかのケースに該当する根拠がある場合、省及び中央直轄市の人民委員会は、主導的に若しくは組織又は個人の要請に応じて査定員証を取り消す。

c) 植物品種権の権査定員証における取消の要請書には以下の書類一式を含む。

c1) 植物品種権の査定員証の取消要請書。

c2) 植物品種権の査定員証における取消要請の根拠を証明する証拠。

d) 植物品種権の査定員証の取消は以下の通り実施される。

d1) 本条のポイント c の規定に従って、組織又は個人から植物品種権の査定員証における取消の要請があった場合、省及び中央直轄市の人民委員会は要請書の受領日から 1 か月以内に査定員証を有する者にこの旨を書面で通知した上で、本人による回答の期限を通知日から 1 か月に設定するものとする。省及び中央直轄市の人民委員会は関係者の意見を考慮した上で、査定員証の取消又は査定員証の取消を拒絶する旨の決定を下すものとする。

d2) 査定員証を有する者が知的財産法第 201 条第 2 項に定めた条件を満たさなくなったことを証明できる根拠がある場合、省及び中央直轄市の人民委員会は査定員証を有する者に取消意図を書面で通知し、本人による回答の期限を通知日から 1 か月に設定する。省及び中央直轄市の人民委員会は当事者の意見を考慮した上で、査定員証を取消するか否かの決定を下し、本人に通知するものとする。

d3) 所轄官庁による植物品種権の査定員証を取り消す決定があった場合、省及び中央直轄市の人民委員会は上記決定を受領した日から 1 か月以内に取消の決定を発行する。

5. 植物品種権の査定員の一覧表は以下の通りに作成され、公開される。

a) 省及び中央直轄市の人民委員会は、植物品種権の査定員証の発行、再発行、取消に関する決定を基に査定員の一覧表を作成し、電子情報ポータルに掲載して毎年更新するものとする。

b) 省及び中央直轄市の人民委員会は、地方における植物品種権の評価組織における認定書を発行、再発行、取り消すために、植物品種権の国家管轄当庁に対して、査定員の一覧表及び地方における植物品種権の評価組織に勤務する査定員に関する査定員証の変更情報を通知する。

第 113 条：植物品種権における評価組織認定書の発行、再発行及び取消

1. 省及び中央直轄市の人民委員会は、本条第 2 項、3 項、4 項、5 項に定めた手続に従い、植物品種権における評価組織の認定書の発行、再発行及び取消、且つ産業財産権評価組織の一覧表の作成又は公表を行う権限を有する。

2. 植物品種権における評価組織の認定書の発行は以下に規定される。

a) 知的財産法第 201 条第 3 項に定めた条件を満たす組織に対して、省及び中央直轄市の人民委員会により植物品種権の認定書が発行される。ただし、組織自体が申請する且つ規定に従って手数料を納付することが必要である。

b) 植物品種権の評価組織認定書の発行申請書類には以下の書類一式を含む。

b1) 本政令別表 VI に規定される様式第 11 号に従って作成された植物品種権の評価組織認定書の発行申請書。

b2) 植物品種権を評価組織及び査定員の内定書又は労働契約書の認証付き写し。

b3) 支払い済み申請手数料の領収書の写し（料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は手続を当該手続の解決を担当する機関の口座に直接納付する場合）。

c) 省及び中央直轄市の人民委員会は申込書類の受領日から 1 か月以内に、申込書類を以下の通り検査する。

c1) 申込書類が適式である場合、省及び中央直轄市の人民委員会は植物品種権の評価組織認定書発行の決定を下すものとする。決定書には、評価組織名、取引名、住所、認定書番号、組織に属する植物品種権の査定員の一覧表を明記する必要がある。決定日から 5 日間以内に認定された評価組織の一覧表を更新し、電子情報ポータルにて公開する。

c2) 申込書類に不備がある場合、省及び中央直轄市の人民委員会は拒絶理由を明示し、申込書類の不備を是正する又は異議を申し立てるための猶予を通知日から 1 か月に設定した上で、申請の受理を拒絶する旨の通知を発行する。申込組織が定められた期限が過ぎたにも拘らず不備を是正しない又は不備の是正が不十分である場合、若しくは異議がない又は無効な異議がある場合、省及び中央直轄市の人民委員会は理由を明示し、申請の受理を拒絶する決定を発行する。

c3) 植物品種権の評価組織認定書は、本政令の付録 VI の様式第 12 号に従って作成される。

3. 植物品種権の評価組織認定書の再発行は以下の通り実施される。

a) 以下に該当する場合、省及び中央直轄市の人民委員会は規定に従って手数料を支払った申請組織に植物品種権の評価組織認定書を再発行する。

a1) 植物品種権の評価組織認定書が紛失、誤記、又は使用不能なほど損傷（破れ、汚れ、色あせ等）した場合。

a2) 本条第 2 項 c1 の規定に従って、植物品種権の評価組織認定書に記録される情報が変更された場合。

b) 植物品種権を評価する組織は、植物品種権の分野において継続して評価活動を行う場合に認定書の再発行を申請するものとする。

c) 植物品種権の評価組織認定書の再発行申請書類には以下の書類一式を含む。

c1) 本政令の付録 VI の様式第 11 号に従って作成された植物品種権の価組織認定書の再発行申請書。

c2) 組織の情報に変更がある場合は、事業登録書又は営業許可書の認証付き写しが必要である。ただし、評価組織認定書の発行申請書に組織番号が記載されている場合を除く。

c3) 植物品種権の査定員の一覧表に変更がある場合は、植物品種権の評価組織及び査定員の内定書、労働契約書又は解雇決定書の認証付き写しが必要である。

c4) 料金・手数料納付領収書（料金・手数料を郵便サービスを通じて納付する、又は手続を当該手続の解決を担当する機関の口座に直接納付する場合）。

d) 植物品種権の評価組織認定書再発行申請書類は以下の通り処理される。

d1) 省及び中央直轄市の人民委員会は再発行申請書類の受領日から 15 日以内に、本条第 2 項 c に定めた植物品種権の評価組織認定書の発行手順の通りに申請書類を審査する。

d2) 発行された植物品種権の評価組織認定書に不備がある場合、省及び中央直轄市の人民委員会は認定書を有する組織による再発行の要請を受領した日から 5 営業日以内に、無料で認定書を再発行する責任を負う。

4) 植物品種権の評価組織認定書の取消は以下の通り実施される。

a) 以下に該当する場合には、植物品種権の評価組織認定書が取消される。

a1) 認定書が違法に発行されたことを証明できる証拠がある場合。

a2) 認定書を有する組織が知的財産法第 201 条第 2 項に定めた条件を満たさなくなった場合。

a3) 認定書は有するが、植物品種権の評価活動を終了した場合。

a4) 所轄官庁の決定に従って、認定書を有する組織が植物品種権の認定書を取り消す旨の罰則が与えられた場合。

b) 本項の a で規定されているいずれかのケースに該当する根拠がある場合、省及び中央直轄市の人民委員会は主導的に、若しくは組織又は個人の要請に応じて認定書を取り消す。

c) 植物品種権の評価組織認定書の取消申請書類には以下の書類一式を含む。

c1) 植物品種権の評価組織認定書の取消申請書。

c2) 植物品種権における評価組織認定書の取消申請の根拠を証明する証拠。

d) 植物品種権の評価組織認定書の取消は、以下の通り実施される。

d1) 本項の c の規定に従って、組織又は個人から植物品種権における評価組織認定書の取消の申請がある場合、認定書を発行した機関は申請書の受領日から 1 か月以内に認定書を有する組織に対してこの旨を書面で通知した上で、組織による回答の期限を通知日から 1 か月に設定する。認定書を発行した機関は関係者の意見を考慮した上で、植物品種権の認定書の取消又は認定書の取消を拒絶する旨の決定を下すものとする。

d2) 植物品種権の認定書を有する組織が知的財産法第 201 条第 2 項に定めた条件を満たさなくなったことを証明できる根拠がある場合、認定書を発行した機関は認定書を有する組織に対して取消意図を書面で通知した上で、回答の期限を通知日から 1 か月に設定する。認定書を発行した機関は当事者の意見を考慮した上で、認定書の取消をするか否かの決定を下し、それを通知するものとする。

d3) 所轄官庁によって植物品種権の評価組織認定書を取り消す決定があった場合、認定書を発行した機関は上記決定を受領した日から 1 か月以内に取消の決定を発行するものとする。

d4) 植物品種権における評価組織認定書の取消の決定は、決定日から 2 か月以内に省及び中央直轄市の人民委員会によって、省及び中央直轄市の人民委員会の電子情報ポータルに掲載される。

5. 省及び中央直轄市の人民委員会は、植物品種権の評価組織認定書の発行、再発行、取消に関する決定を基にして評価組織の一覧表を作成し、省及び中央直轄市の人民委員会の電子情報ポータルに掲載する。省及び中央直轄市の人民委員会は植物品種

権の評価組織の国家登録簿を更新するために、地方における認定された評価組織の一覧表及び評価組織の情報の変更について植物品種権の国家管理機関に通知する。

第 4 節 産業財産権及び植物品種権に関する評価活動

第 114 条：産業財産権及び植物品種権に関する評価活動の内容及び評価分野

1. 産業財産権及び植物品種権に関する査定活動には以下の活動を含むものとする。

- a) 産業財産権及び植物品種権の保護範囲を確定する。
- b) 本政令第 74 条から第 80 条までの規定に従い、評価対象は産業財産権又は植物品種権の侵害要素とみなされる条件を満たしているか否かを判定する。
- c) 評価対象において保護対象と重複・類似・混同する、又は間違いが生じる要素があるか否かを判定する。
- d) 物価に関する法律に定められた査定方法に従って産業財産権及び植物品種権の価値を確定する。知的財産法第 204 条及び第 205 条の規定に従って損害額を確定する。

2. 知的財産法に定められている分野に基づく、産業財産権及び植物品種の権利の査定には以下の活動を含む。

a) 産業財産権の査定分野には以下の専門分野を含む。

- a1) 発明及び回路配置の査定
- a2) 工業意匠の査定
- a3) 商標及び地理的表示の査定
- a4) その他の産業財産権の査定

b) 植物品種権における査定の分野。

第 115 条：産業財産権及び植物品種権の評価を要求する者の権利及び義務

1. 産業財産権及び植物品種権の評価を要求する者は次の権利を有する。

- a) 評価組織と査定員に対して、規定された内容及び期限に従って評価結果を要求すること。

- b) 評価組織と査定員に対して評価結果の説明を要求すること。
- c) 本政令第 120 条の規定に従って追加評価又は再評価を要求すること。
- d) 評価手数料を交渉すること。

2. 評価を要求する者は次の義務を有する。

- a) 評価組織及び査定員の要請に応じて、評価の対象に関連する真実の文書、証拠及び情報を十分に提供すること。
- b) 評価要求の内容に関わる問題点を明確かつ具体的に説明すること。
- c) 交渉結果に従って評価手数料を支払う。評価組織又は査定員から請求がある場合は評価手数料を前払いすること。
- d) 評価組織又は査定員の求めに応じて評価対象を取り返すこと。

第 116 条： 産業財産権及び植物品種権の評価要請

1. 産業財産権及び植物品種権の評価を要請する権利を有する組織又は個人は、以下の対象である。
 - a) 産業財産権及び植物品種権の所有者。
 - b) 産業財産権及び植物品種権に関する侵害行為、紛争、又は苦情を受けている組織又は個人。
 - c) 産業財産権及び植物品種権に関する侵害、紛争又は苦情に関連する権利及び利益を有するその他の組織又は個人。
2. 本条第 1 項に規定する組織及び個人は、産業財産権又は植物品種権の評価組織又は査定員に対して産業財産権又は植物品種権の評価を自らで要請する、若しくは要請を他の組織又は個人に委任するかを選択することができるものとする。
3. 独立した査定員又は評価組織は、評価要請書を受け取った後に評価手数料を見積もり、組織又は個人の要請者と交渉した上で評価契約書を締結する。ただし、法律の規定に従って評価を拒絶する場合を除く。

4. 評価要請は、評価要請者と評価組織又は査定員との間で書面による評価契約を締結すること。

5. 評価契約には以下の内容を記入することができる。

a) 評価を要請する組織又は個人の名称及び住所。

b) 評価組織又は査定員の名称及び住所。

c) 評価要請の内容

d) 関連する証拠、文書及び現物

d) 評価結論を発行する期限

e) 当事者の権利及び義務

g) 評価の場所及び時間

h) 評価手数料及び支払方法

i) 契約検収及び受諾。

k) 損害を賠償する責任及びその紛争の解決方法。

第 117 条：産業財産権及び植物品種権の評価対象物の引渡、受領及び返却

評価の要請に評価対象が含まれる場合、評価対象の引渡、受領及び返却は書面にて作成し、以下の内容を明記する必要がある。

1. 評価対象の引渡、受領及び返却の日時及び場所。

2. 評価対象の引渡先及び受領先、若しくはその代理人の氏名又は名称及び住所。

3. 評価対象の名称、関連する文書又は現物。

4. 評価対象を引渡、受領及び返却する際の状態及び保存方法。

5. 評価対象の引渡先及び受領先、又は第三者に評価要請を委任する際の代理人。

第 118 条：産業財産権及び植物品種権を評価するためのサンプリング

1. 評価組織又は査定員は、自ら評価するためにサンプリングを実施する又は評価要請者に評価用サンプルの提供を要求するかを選択できる。評価用サンプルは、保護されている産業財産権及び植物品種権の侵害要素となる。評価のためのサンプリングは、証人及び関係者の署名とともに書面にて記録される必要がある。
2. 評価対象の引渡、受領及び返却は、本政令第 117 条の規定と同様に実施される。

第 119 条：産業財産権及び植物品種権の評価の実施

1. 産業財産権及び植物品種権の評価は、1 名又は複数の産業財産権及び植物品種権の査定員によって実行される場合がある。独立評価とは、1 名の査定員によって実施される評価のことである。共同評価とは、複数の査定員によって行われる評価のことである。
2. 独立評価の場合、査定員は全体の評価を行った上で評価結果についての責任を負う。同じ専門分野の問題を一括して評価する場合、複数の査定員が共同で評価を実施した上で共同評価結論書に署名し、評価の結論に対して共同で責任を負う。共同評価を行った際に意見の相違が生じた場合、各査定員は自己の意見を共同評価結論書に記載し、その意見に対する責任を負う。異なる専門分野の問題を共同で評価する場合、各分野の査定員は自己の担当範囲における評価を実施し、自己の評価における結論に対する責任を負う。

第 120 条: 産業財産権及び植物品種権の追加評価及び再評価

1. 追加評価は、評価結論が不完全である、内容が明確化されていない、又は新たに明確にすべき内容が生じた場合に行われる。追加評価の要請及び追加評価の実施は、初回評価の規定に従う必要がある。
2. 再評価は、評価要請者が評価結果に同意しない場合、又は同一の評価課題に対する評価結論に矛盾がある場合に行われる。再評価は評価を行った評価組織又は査定員が行うことも可能であるほか、評価要請者の求めに応じて他の評価組織又は査定員が行うことも可能である。
3. 同一の評価問題に対して各評価結論に相違がある場合、又は評価結論並びに産業財産権及び植物品種権の国家管理機関による専門的意見との間に相違がある場合、

評価要請者は引き続き他の評価組織又は査定員に再度、評価の実施を要請することができる。

4. 産業財産権及び植物品種権の評価を行う際、評価組織は必要に応じて専門家の意見を得るために、産業財産権及び植物品種権に関する評価諮問会を設立することができる。評価諮問会に関連する内容は以下の通り規定される。

a) 評価組織は評価専門分野において査定員を選択し、産業財産権及び植物品種権の評価諮問会を設立する。産業財産権及び植物品種権に関する評価諮問会は、会長及び委員で構成される。産業財産権及び植物品種権に関する評価諮問会の委員数は奇数とし、3名以上で構成される必要がある。

b) 産業財産権及び植物品種権に関する評価諮問会は、民主主義の原則に従って運営され、専門家が意見を公開して投票を行う。各委員は専門知識について共同で議論し、それぞれの意見を評価諮問会議の議事録に記録する必要がある。

c) 産業財産権及び植物品種権に関する評価諮問会における、評価協議プロセス全体及び植物品種権に係る権利は議事録を完全かつ謹直に記載しなければならない。議事録は会長及び委員が署名した後、評価書類に保管する必要がある。

第 121 条：産業財産権及び植物品種権の評価結論

1. 知的財産法第 201 条第 5 項に定めた産業財産権及び植物品種権の評価結論は、書面で表明する必要がある。

2. 本条第 1 項に規定する、産業財産権及び植物品種権の評価結論には以下の主な内容を含む必要がある。

a) 評価組織及び査定員の名称、氏名及び住所。

b) 評価を要請する組織又は個人の名称及び住所。

c) 評価対象、評価内容、評価範囲。

d) 評価の実施方法

d) 評価の結論

e) 評価の実施・完了時間及び場所。

3. 評価組織又は独立査定員は評価を要請する組織又は個人に対して、評価契約で合意した期限内に評価結果を書面で返答する必要がある。独立評価の場合、評価を実施する査定員は評価結論書に署名し、その評価結果に対して責任を負うものとする。評価組織が評価を行う場合、評価を行う査定員及び評価組織の法的代表者は評価結論書に署名押印し、その評価結論に対して責任を負うものとする。

4. 評価を実施するため、時間の延長が必要な場合には、独立評価を行う査定員又は評価組織は評価を要請した機関又は個人に対して速やかに書面にて通知する必要がある。

第 122 条：産業財産権及び植物品種権の評価手数料

産業財産権及び植物品種権の評価手数料は、当事者間で合意される。

第 5 編 実施規則

第 123 条：経過規定 (経過条項)

1. 本政令の発効日以前に提出されたにも拘らず、発行又は発行拒絶についての決定がなされていない秘密特許出願の処理は、本政令第 48 条から第 52 条までの規定に従うものとする。

2. 本政令の発効日以前に国際事務局により発表されたにも拘らず、保護受理又は保護受理拒絶についての決定がなされていないベトナム指定のハーグ出願の処理は、本政令の規定及びハーグ協定の規定に従うものとする。

3. 本政令の発効日以前に産業財産権に関する国家管理機関に提出されたにも拘らず、今以て国際事務局に送達されていないベトナム発のハーグ出願の処理は、本政令の規定及びハーグ協定の規定に従って実施される。

第 124 条政令の効力 (政令の効力)

1. 本政令は、2023 年 8 月 23 日から発効するものとする。

2. 本政令は次の政令を置き換えるものである。産業財産権及び植物品種権に関する知的財産法の条項の施行を詳述及び指導する、2006年9月22日付けの政令第1号03/2006/ND-CP、的財産権の保護及び知的財産に関する国家管理に関する知的財産法の条項の施行を詳述及び指導する、2006年9月22日付けの政令第105/2006/ND-CP号における産業財産権及び植物品種権の保護及び国家管理の条項、知的財産権の保護及び知的財産に関する国家管理に関する知的財産法の条項の施行を詳述及び指導する、2006年9月22日付けの政令第105/2006/ND-CP号の多くの条項を修正及び補足する、2010年10月30日付政令第119/2010/ND-CP号；産業財産権に関する知的財産法の条項の施行を詳述及び指導する、2006年9月22日付け政令第103/2006/ND-CP号の多くの条項を修正及び補足する、2010年10月31日付け政令第122/2010/ND-CP号；科学技術省の国家管理分野における投資条件、営業条件及び専門検査に関する多くの条項を改正、補足、廃止する政令No. 154/2018/ND-CP号の第1条。

第125条：施行細則の責任

各大臣、省庁相当機関の最高責任者、政府直轄機関の最高責任者、及び中央直轄省・市の人民委員会の委員長は、本政令を施行する責任を負う。

宛先:

- 共産党中央秘書委員会常務
- 首相、各副首相
- 各省、省に相当する機関、政府管轄機関
- 中央直轄省・都市の人民委員会および人民評議会
- 共産党中央事務所、共産党の各部局
- 書記長室
- 国会議長府
- 民族評議会及び国会の各委員会

政府代表

首相代理

副首相

- 国会事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計監査
- 国家金融監督委員会
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各組織及び団体の中央機関
- 政府事務局：担当大臣、各副担当者、電子情報ポータル会社の社長、各局、各直属機関、公報- 保存：事務所(2)